

高砂市地域防災計画

(資料編)

令和 7 年修正

高砂市防災会議

高砂市地域防災計画 資料編 目次

1	高砂市防災会議条例	1
2	高砂市防災会議運営要綱	3
3	高砂市防災会議委員名簿	4
4	高砂市災害対策本部条例	5
5	高砂市災害対策本部設置要綱	6
6	災害対策基本法	8
7	兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	10
8	東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	16
9	災害時相互応援協定	18
10	市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	20
11	播磨広域防災連携協定	24
12	災害時等の応援に関する申し合わせ	27
13	兵庫県水道災害相互応援に関する協定	29
14	災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定	33
15	兵庫県広域消防相互応援協定	37
16	兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定及び実施細目	40
17	兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	45
18	緊急時における生活物資確保に関する協定	49
19	災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	53
20	防災活動への協力に関する協定	57
21	災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定(コカ・コーラ)	61
22	災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定(サントリーフーズ)	68
23	災害時等における支援協力に関する協定	75
24	災害時におけるヘリコプター用地の一時使用に関する協定	80
25	災害時における緊急放送の協力に関する協定	82
26	災害時における避難場所提供に関する協定	84
27	災害時における応急対策等の協力に関する協定	86
28	災害支援ボランティア活動に関する協定	91
29	災害時における応急対策等の協力に関する協定	93
30	災害時における支援協力に関する協定	97
31	災害時におけるLPガスの供給に関する協定	101
32	播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書及び実施細目	104
33	災害時における電気設備等の復旧に関する協定	111
34	災害時における昼の提供等に関する協定	113
35	災害時における避難所設営用物資の供給に関する協定	118
36	災害に係る情報発信等に関する協定	123
37	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	127
38	大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	131
39	災害時におけるダンボール製品の供給に関する協定	134

40	災害時における無人航空機の運用に関する協定	138
41	防災情報等の提供に関する協定	142
42	災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定	144
43	災害時における支援協力に関する協定	149
44	災害時等における非常無線通信の協力に関する協定	154
45	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定（㈱カンキ）	156
46	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定（山喜産業㈱）	160
47	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定（西尾レントオール㈱）	164
48	災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定（太陽建機レンタル㈱）	168
49	災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書	172
50	災害時における物資供給に関する協定（㈱ナフコ）	181
51	災害時における物資供給に関する協定（㈱いない）	187
52	災害時における連携協力に関する協定	193
53	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	196
54	災害廃棄物等の処理に関する基本協定	201
55	災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定	204
56	災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定	206
57	避難所に関する覚書（市内 24 施設）	210
58	高砂市自主防災組織補助金交付要綱	213
59	高砂市防災行政無線局管理運用規程	216
	（1）高砂市防災行政無線局管理運用要領	220
	（2）高砂市防災行政無線局同報子局運用要領・無線局一覧表	222
60	地域防災計画上の救護所の設置場所等の決定に関する要領	226
61	気象	227
62	災害関係機関一覧表	231
63	各指定施設とその基本的役割	235
64	被害の認定基準	238
65	浸水等による住宅被害の認定	240
66	住家被害調査表（兵庫県作成）	245
67	被災証明等が必要となる支援制度	257
68	避難行動要支援者施設一覧	258
69	火災発生により要援護者が発生した場合及び突発重大事案が発生した場合の各部局対応マニュアル	262
70	緊急輸送路路線網図	263

1 高砂市防災会議条例

昭和 38 年 10 月 21 日高砂市条例第 26 号

改正

平成 12 年 3 月 31 日高砂市条例第 2 号

平成 15 年 3 月 31 日高砂市条例第 6 号

平成 17 年 9 月 30 日高砂市条例第 44 号

平成 24 年 9 月 28 日高砂市条例第 33 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、高砂市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 高砂市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 33 条の水防計画を調査審議すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

- (1) 指定地方行政機関の職員
- (2) 兵庫県の知事の部内の職員
- (3) 兵庫県警察の警察官
- (4) 市長の部内の職員
- (5) 教育長
- (6) 消防長及び消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

6 前項の委員の定数は、30 人以内とする。

7 第 5 項第 7 号及び第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、兵庫県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命又は委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日高砂市条例第2号抄)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月31日高砂市条例第6号)

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(高砂市水防協議会条例の廃止)

2 高砂市水防協議会条例(昭和29年高砂市条例第32号)は、廃止する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和35年高砂市条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表水防協議会の項を削る。

附 則 (平成17年9月30日高砂市条例第44号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月28日高砂市条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行に伴い、新たに委嘱される委員の任期は、この条例による改正後の高砂市防災会議条例第3条第7項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

2 高砂市防災会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高砂市防災会議条例（昭和38年高砂市条例第26号）第5条の規定に基づき、高砂市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第2条 防災会議は会長が招集し、その会議の議長となる。

(欠席)

第3条 委員は、事故その他やむを得ない事由により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

(会議)

第4条 防災会議は、年度の当初及び防災に関し、会長が必要と認めるときに開くものとする。

(議事の特例)

第5条 防災会議の議事で、一部の特定機関にのみ関係がある事案については、会長が適宜の方法により、関係委員と協議して決することができる。

2 会長は、前項の規定により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(専決処分等)

第6条 会長は、防災会議の所掌事務について、次の各号の一に該当するときは、専決処分することができる。

(1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めるとき。

(2) 軽易な事項ですみやかに措置を要するとき。

2 会長は、前項の規定による処置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(異動報告)

第7条 委員は異動等により辞任するときは、後任者の職氏名及び異動年月日をすみやかに会長に報告しなければならない。

(随員)

第8条 委員は、防災会議にその所属下の主務職員を随時帯同して出席し、委員の所掌事務について補佐させることができる。

2 委員が欠席のときは、第3条の手続きをとるとともに、代理として前項の職員を出席させることができる。

附 則

この要綱は、昭和44年10月9日から施行する。

3 高砂市防災会議委員名簿

区分	職名	備考
会長	高砂市長	(条例第3条第2項)
委員	国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所長	指定地方行政機関の職員 (条例第3条第5項第1号)
〃	第五管区海上保安本部姫路海上保安部加古川海上保安署長	
〃	兵庫県東播磨県民局長	兵庫県の知事の部内の職員 (条例第3条第5項第2号)
〃	兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所長	
〃	兵庫県東播磨県民局加古川農林水産振興事務所長	
〃	兵庫県北播磨県民局加東農林振興事務所加古川流域土地改良事務所長	
〃	兵庫県企業庁利水事務所長	
〃	兵庫県加古川健康福祉事務所健康参事兼食品薬務衛生課長	
〃	兵庫県高砂警察署長	(条例第3条第5項第3号)
〃	高砂市副市長	市長の部内の職員 (条例第3条第5項第4号)
〃	高砂市総務部長	
〃	高砂市都市創造部長	
〃	高砂市市民部長	
〃	高砂市福祉部人権福祉室人権推進課長	
〃	高砂市健康こども部健康文化室健康増進課長	
〃	高砂市教育長	(条例第3条第5項第5号)
〃	高砂市消防長	(条例第3条第5項第6号)
〃	高砂市消防団長	
〃	高砂市上下水道事業管理者	(条例第4条第2項)
〃	社会福祉法人高砂市社会福祉協議会参事兼事務局次長	
〃	一般社団法人高砂市医師会理事	指定公共機関又は指定地方 公共機関の職員 (条例第3条第5項第7号)
〃	西日本旅客鉄道(株)加古川駅長	
〃	西日本電信電話(株)兵庫支店災害対策室次長	
〃	関西電力送配電(株)姫路本部加古川配電営業所長	
〃	山陽電気鉄道(株)鉄道事業本部鉄道営業部営業所長	
〃	神姫バス(株)加古川南出張所副所長	
〃	大阪ガスネットワーク(株)兵庫事業部維持供給チームマネジャー	
〃	人と防災未来センター主任研究員	(条例第3条第5項第8号)

4 高砂市災害対策本部条例

昭和 38 年 10 月 21 日高砂市条例第 27 号

改正

平成 8 年 3 月 31 日高砂市条例第 5 号

平成 18 年 3 月 31 日高砂市条例第 6 号

平成 24 年 9 月 28 日高砂市条例第 34 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、高砂市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に部長を置き、市の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

3 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 31 日高砂市条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日高砂市条例第 6 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 28 日高砂市条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行する。

5 高砂市災害対策本部設置要綱

〔 昭和 54 年 6 月 1 日
高砂市訓令第 6 号 〕

(目的)

第 1 条 この要綱は、高砂市災害対策本部条例（昭和 38 年高砂市条例第 27 号）第 5 条の規定に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 本部は、本部長、副本部長、本部員その他必要な班員をもつて組織する。

2 本部長は、市長をもつて充てる。

3 副本部長は、副市長をもつて充てる。

4 本部員は、別表第 1 に掲げる職にある者及び市長が別に指定した者をもつて充てる。

(本部会議)

第 3 条 本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもつて構成する。

2 本部会議は、次の事項について協議し、その基本方針を決定する。

(1) 災害に関する情報の収集に関すること。

(2) 災害予防に関すること。

(3) 災害応急対策の実施及び調整に関すること。

(4) 配備体制の決定に関すること。

(5) その他本部長が必要と認めること。

(部及び班)

第 4 条 本部に別表第 2 に掲げる部及び班を置き、同表の分掌事務欄に掲げる事務を分掌させる。

2 部長、班長及び班員は、本部長が指名する者をもつて充てる。

(現地災害対策本部)

第 4 条の 2 本部長は、被災地において応急対策業務を実施する必要があると認めるときは、本部に現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部の部長、班長及び班員は、本部長が指名する者をもつて充てる。

(本部連絡員)

第 5 条 部に本部連絡員を置く。

2 本部連絡員は、部長が指名する職員をもつて充てる。

3 本部連絡員は、部の災害に関する情報及び応急対策の状況等を取りまとめ、総括部を通じて本部長に報告し、必要に応じて本部長の連絡事項を部に伝達する。

4 本部連絡員は、本部長の命があつたときは、総括部の設置場所に常駐するものとする。

(配備体制)

第 6 条 部長は、本部長の命に基づき、高砂市地域防災計画に定めるところにより班員を配備する。ただし、本部長の命令がないときでもその状況に応じて、配備を決定することができる。この場合、部長は、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 本部長は、前項の配備体制の必要がなくなつたときは、直ちに解除する。

(応援職員の派遣)

第 7 条 部長は、応援を求める必要があるときは、直ちにその旨を本部長に報告しなければならない。

2 本部長は前項の報告を受けたときは、必要に応じて応援職員を派遣する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の活動に関し必要な事項は、高砂市地域防災計画の定めるところによる。

別表（第2条関係）

本部員

本部員となるべき者の職	教育長 上下水道事業管理者 病院事業管理者 市民病院長 消防団長 理事 技監 市長付参事 政策部長 総務部長 財務部長 市民部長 健康こども部長 福祉部長 生活環境部長 都市創造部長 会計管理者 消防長 上下水道部長 市民病院事務局長 議会事務局長 教育部長
-------------	--

6 災害対策基本法

＜抜粋＞

(昭和 36 年 法律第 223 号)

(市町村の責務)

第 5 条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第 1 項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

(指定公共機関及び指定地方公共機関の責務)

第 6 条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、この法律の規定による国、都道府県及び市町村の防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その業務について、当該都道府県又は市町村に対し、協力する責務を有する。

2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、それぞれその業務を通じて防災に寄与しなければならない。

(市町村防災会議)

第 16 条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第 1 項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき（第 2 項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときは除く。）は、都道府県知事に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による承認をしようとするときは、当該都道府県防災会議の意見を聴かななければならない。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第 2 項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

(関係行政機関等に対する協力要求)

第 21 条 都道府県防災会議及び市町村防災会議（地方防災会議の協議会を含む。以下次条において「地方防災会議等」という。）は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(災害対策本部)

第23条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、地方防災会議の意見をきいて、災害対策本部を設置することができる。

2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。

3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。

4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

5 都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

6 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

7 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町村による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町（以下「被災応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文章により要請するものとする。ただし、文章により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文章を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前号第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあたっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前号第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあたっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被災市町に、応援計画を通知するものとする。
- 3 県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
- 4 第1項による要請をもって、被災市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

(市町を指定した応援要請)

第4条 被災市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。

- 2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。
- 3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えとともに、協力を要請するものとする。
- 4 被災市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被災市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被災市町の負担とする。

2 被災市町において経費を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は被災市町は、当該経費を一時立繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は別に定める。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係るほかの協定を妨げるものではない。

(平時の活動)

第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。

(1) 地域防災計画その他必要な資料の提供

(2) 県と市町との連絡会等の開催

(3) その他必要な事項

(補則)

第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。

2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成18年11月 1日から施行する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月 1日

兵庫県知事	井戸敏三	西脇市長	來住壽一
神戸市長	矢田立郎	宝塚市長	阪上善秀
姫路市長	石見利勝	三木市長	藪本吉秀
尼崎市長	白井文	高砂市長	岡恒雄
明石市長	北口寛人	川西市長	柴生進
西宮市長	山田知	小野市長	蓬萊務
洲本市長	柳実郎	三田市長	岡田義弘

芦屋市長	山中健	加西市市長	中川暢三
伊丹市長	藤原保幸	篠山市市長	瀬戸亀男
相生市長	谷口芳紀	養父市長	梅谷馨郎
豊岡市長	中貝宗治	丹波市長	辻重五郎
加古川市長	樽本庄一	南あわじ市長	田中勝久
たつの市長	西田正則	朝来市長	井上英俊彦
赤穂市長	豆田正明	淡路市長	門崎康雄
宍粟市長	白谷敏明	市川町長	尾崎光義
加東市長	山本廣一	福崎町長	嶋田正義
猪名川町長	真田保男	太子町長	首藤正弘
多可町長	戸田善規	上郡町長	安則眞一
稲美町長	古谷博	佐用町長	庵迺典章
播磨町長	清水ひろ子	香美町長	藤原久嗣
神河町長	足立利秋	新温泉町長	馬場雅人

(要請市町長名)

応 援 要 請 書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援要請協定に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 応援を要請する理由（被害の状況等）

2 応援項目

（1） 物品等の品目・数量

（2） 職員の職種及び人員

3 添付書類

4 連絡先

担当課・係名

担当者 主担当

副担当

電話番号 NTT

衛星通信

FAX番号 NTT

衛星通信

(様式2号)

第

号

年 月 日

兵 庫 県 知 事

応 援 計 画 書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、別紙のとおり応援計画作成したので
通知します。

記

1 応援市町名及び応援請求理由

2 添付書類

3 県連絡先（応援計画作成担当）

担当課・係名

担当者 主担当

副担当

電話番号 NTT

衛星通信

FAX番号 NTT

衛星通信

(様式3号)

第

号

年 月 日

(被応援市町長名)

(応援市町長名等)

応 援 活 動 報 告 書

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定に基づき、下記のとおり応援活動を報告します。

記

- 1 要請受理日時または災害認知日時
- 2 応援活動場所
- 3 応援活動期間
- 4 応援活動組織等（指揮者・人員・車両等）
- 5 応援活動の内容
- 6 使用器材及び消費物品等
- 7 その他参考事項
- 8 連絡先

担当課・係名

担当者・主担当

副担当

電話番号 NTT

衛星通信

FAX番号 NTT

衛星通信

8 東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、職員の派遣、物資の供給等を相互に応援し、応急対策の万全を期することを目的とする。

(地域及び構成市町)

第2条 この協定の地域及び構成市町は、次のとおりとする。

地域 東播磨地域、北播磨地域

市 明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市

町 多可町、稲美町、播磨町

(広域災害支援本部の設置)

第3条 東播磨及び北播磨地域に災害が発生した場合、別に定める市町に広域災害支援本部（以下「本部」という。）設置等するものとする。ただし、本部設置市町の被害が甚大で機能を果たせない場合は、他のブロックの代表市町に本部を設置するものとする。

2 ブロック別市町は、次のとおりとする。

東播磨ブロック 明石市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町

北播磨ブロック 西脇市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町

(応援の要請)

第4条 災害が発生し、緊急の応援要請をしようとする市町は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話等によりブロック代表市町に応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量及び搬入場所
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 前項の要請を受けたブロック代表市町は、速やかに本部へ通知するものとする。

(応援の実施)

第5条 本部は、応援の要請を受けた場合、特別な理由がない限りこれを実施するものとする。

2 本部は、応援の要請がない場合でも、応援が必要と判断したときは、応援を実施できるものとする。この場合には、前条の要請があったものとみなす。

3 本部は、関係機関等と緊密な連絡をとり、必要な応援を実施するものとする。

(経費の負担)

第6条 前条の応援の実施に要した費用は、原則として応援を受けた市町が負担するものとする。

2 その他の経費については、別に協議して定める。

(情報の収集及び伝達)

第7条 この協定を的確かつ円滑に実施するため、相互の情報収集及び伝達の方法は別に定める。

(平常時の活動)

第8条 構成市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 連絡会の開催

- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
 - (3) 防災訓練及び住民の啓発等
 - (4) その他災害時の相互応援に必要な事項
- (補足)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定める。

この協定の成立を証するため本書 11 通を作成し、各市町長記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 18 年 11 月 1 日

明 石 市 長 北 口 寛 人

加 古 川 市 長 樽 本 正 一

西 脇 市 長 來 住 壽 一

三 木 市 長 藪 本 吉 秀

高 砂 市 長 岡 恒 雄

小 野 市 長 蓬 萊 務

加 西 市 長 中 川 暢 三

加 東 市 長 山 本 廣 一

多 可 町 長 戸 田 善 規

稲 美 町 長 古 谷 博

播 磨 町 長 清 水 ひろ子

9 災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、高砂市と姫路市（以下「締結市」という。）とが、隣接市としての共助・連帯の精神に則り、いずれかの市域において災害が発生し、被災市では十分な応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、相互に協力し、被災市の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(応援の事項)

第2条 応援の事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 救援、医療、防疫、応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (5) 応急対策等に必要な施設の提供
- (6) ボランティアの斡旋
- (7) 児童、生徒の受入れ
- (8) 被災者に対する住宅の斡旋
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援要請の手続き)

第3条 応援を要請する市（以下「被応援市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。

ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市（以下「応援市」という。）は、極力これに応ずるものとする。

2 応援市は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市と連絡がとれない場合には、前条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、前条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、被応援市長等の下に活動する。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被応援市の負担とする。

- 2 被応援市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市から要請があった場合には、応援市は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費の負担等に関し必要な事項は、別紙「応援経費の負担等基準」に定めるところによる。

(他の協定との関係)

第7条 この協定は、締結市及び締結市の各機関が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定に基づく応援を排除するものではない。

(連絡担当部局)

第8条 締結市は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

- 2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(資料の交換)

第9条 締結市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(補則)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、締結市が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成10年（1998年）1月17日から効力を生じるものとする。

上記協定締結の証として本協定書を2通作成し、締結市長記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成10年（1998年）1月17日

高砂市長 大 内 秀 夫 印

姫路市長 堀 川 和 洋 印

10 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定

(目的)

第1条 この協定は、市町村広域災害ネットワーク(以下「ネットワーク」という。)を構成する各団体(以下「ネットワーク構成団体」という。)が、ネットワーク構成団体の地域において地震等による災害が発生し、被災団体独自では十分な応急措置ができない場合に、友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災団体の応急及び復旧対策を円滑に遂行することを目的に締結するものである。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策並びに応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 医療機関への被災傷病者等の受入れ
- (4) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第3条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により他のネットワーク構成団体に対し要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により応援を要請することができる。この場合、当該要請後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の状況及び要請理由
- (2) 必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路
- (3) 必要とする職員の職種、活動内容、期間、人数及び派遣場所と経路
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 要請を受けた団体は、速やかに他のネットワーク構成団体と協議を行い、応援をとりまとめる団体(以下「応援とりまとめ団体」という。)を決定し、その旨を被災団体及び他のネットワーク構成団体に通知する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(応援の実施)

第4条 ネットワーク構成団体は、前条に規定する応援の要請を受けた場合、可能な範囲でこれを実施するものとする。

2 ネットワーク構成団体は、前条に規定する応援の要請がない場合でも、速やかに協議を行い、当該被災団体に応援が必要と判断したときは、応援を実施することができる。

3 応援取りまとめ団体は、ネットワーク構成団体と緊密な連絡をとり、被災団体が必要とする応援を適切に実施できるよう努めるものとする。

(応援とりまとめ団体)

第5条 被災団体と応援を行う団体(以下「応援団体」という。)の連絡及び調整は、応援とりまとめ団体が行うものとする。

2 応援とりまとめ団体は、必要に応じ被災団体に職員を派遣し、被災団体と協議を行い、ネットワーク構成団体の活動を調整及び支援することができる。

- 3 応援取りまとめ団体は、被災状況など必要に応じ、応援とりまとめ団体の活動を補佐する団体を指名することができる。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として被災団体が負担する。

- 2 被災団体において経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、応援団体は当該経費を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は別に定める。

(ネットワーク運営協議会の設置)

第7条 ネットワークの運営を円滑に行うため、ネットワーク運営協議会を設置する。

- (1) ネットワーク運営協議会は、ネットワーク構成団体より選出された団体で構成する。
 - (2) ネットワーク運営協議会の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、選任された団体が欠けた場合における補欠団体の任期は、前任団体の残任期間とする。
 - (3) ネットワーク運営協議会には幹事市及び副幹事市を置くものし、第1号の団体から互選により選出するものとする。
 - (4) ネットワーク運営協議会事務局は、幹事市担当課内におき、協議会の庶務を行う。
- 2 ネットワーク運営協議会の行う業務は、以下のとおりとする。
- (1) ネットワークに参加又はネットワークからの離脱を希望する団体への同意
 - (2) 広域防災訓練の企画及び管理
 - (3) ネットワーク運営に係る連絡及び調整
 - (4) 応援とりまとめ団体が行う活動の支援
 - (5) その他、ネットワークの運営に関し必要な事項の決定

(ネットワークへの参加及び離脱)

第8条 ネットワークへの参加及び離脱は、別紙様式の市町村広域災害ネットワーク参加・離脱申請書をネットワーク運営協議会へ提出し、当該申請書をネットワーク運営協議会が受理したときをもって同意したものとみなす。

- 2 前条第1項第3号の幹事市は、ネットワーク構成団体に異動があった場合は、速やかに他のネットワーク構成団体に通知する。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、各団体が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(通信体制の整備)

第10条 ネットワーク構成団体は、複数の通信体制を整備し、災害時における連絡手段の確保を図るよう努める。

- 2 ネットワーク構成団体は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

(訓練の実施)

第 11 条 ネットワーク構成団体は、協定の実効性を確保するために、相互に協力し、必要な訓練を実施するものとする。

(協定に関する協議)

第 12 条 この協定に定めるもののほか、ネットワークの運営に関し必要な事項は、ネットワーク運営協議会が別に定める。

附則

この協定は、平成 21 年 1 月 13 日から施行する。

附則

この協定は、平成 22 年 6 月 7 日から施行する。

附則

この協定は、平成 22 年 11 月 8 日から施行する。

附則

この協定は、平成 23 年 6 月 6 日から施行する。

附則

この協定は、平成 24 年 6 月 4 日から施行する。

附則

この協定は、平成 25 年 6 月 3 日から施行する。

附則

この協定は、平成 29 年 5 月 19 日から施行する。

平成 29 年 5 月 19 日

山梨県甲府市長 樋口 雄一

岡山県玉野市長 黒田 晋

大阪府泉大津市長 南出 賢一

愛知県刈谷市長 竹中 良則

宮崎県日向市長 十屋 幸平

鹿児島県阿久根市長 西平 良将

島根県益田市長 山本 浩章

奈良県大和郡山市長 上田 清

兵庫県高砂市長 登 幸人

福岡県行橋市長	田 中 純
福岡県京都郡苅田町長	吉 廣 啓 子
京都府八幡市長	堀 口 文 昭
岐阜県可児市長	富 田 成 輝
愛媛県四国中央市長	篠 原 実
滋賀県野洲市長	山 仲 善 彰
三重県亀山市長	櫻 井 義 之
茨城県那珂市長	海 野 徹
山口県柳井市長	井 原 健太郎
静岡県磐田市長	渡 部 修
和歌山県橋本市長	平 木 哲 朗
高知県香南市長	清 籐 真 司
佐賀県神埼市長	松 本 茂 幸

1 1 播磨広域防災連携協定

(趣旨)

第1条 この協定は、播磨地域12市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等(3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

(1) 連絡会の開催

(2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換

(3) 救援に必要な物資等の情報交換

(4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めるものとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年(2014年)4月22日から効力を生じるものとする。

2 播磨広域防災連携協定(平成24年(2012年)8月30日締結)は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を22通作成し、締結市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年(2014年)4月22日

姫路市長

石見利勝

相生市長

谷口芳紀

加古川市長

樽本庄一

小野市長

蓬萊務

赤穂市長

豆田正明

西脇市長

片山象三

三木市長

藪本吉秀

高	砂	市	長	登		幸	人
加	西	市	長	西	村	和	平
宍	栗	市	長	福	元	晶	三
加	東	市	長	安	田	正	義
た	つ	の	市	栗	原		一
明	石	市	長	泉		房	穂
多	可	町	長	戸	田	善	規
稲	美	町	長	古	谷		博
播	磨	町	長	清	水	ひろ	子
市	川	町	長	岡	本	修	平
福	崎	町	長	嶋	田	正	義
神	河	町	長	山	名	宗	悟
太	子	町	長	北	川	嘉	明
上	郡	町	長	遠	山		寛
佐	用	町	長	庵	途	典	章

12 災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と高砂市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に 被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 高砂市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン [情報連絡員]含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速や

かに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成24年11月 8日

甲 近畿地方整備局長 谷 本 光 司

乙 高砂市長 登 幸 人

13 兵庫県水道災害相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常渇水その他の水道災害において、兵庫県、各市町、各水道企業団、日本水道協会兵庫県支部（以下「日水協県支部」という。）及び兵庫県簡易水道協会（以下「県簡水協」という。）（以下総称して「各団体」という。）が協力して実施する兵庫県内及び他の都道府県における相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援体制)

第2条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 この協定に関する事項を円滑に推進するため、県内を神戸、阪神、東播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の7ブロック（以下「ブロック」という。）に分け、各ブロックにはそれぞれ代表市町を、また神戸ブロックを除く各ブロックには副代表市町を置く。

3 前項の代表市町は、兵庫県の各県民局所在市町を充て、副代表市町は、各ブロックで選任する。

(水道災害対策連絡会議)

第3条 この協定に係る災害対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、水道災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、兵庫県、日水協県支部長市、県簡水協会長市町、阪神水道企業団並びに前条の各ブロック代表市町で構成する。

3 連絡会議は、前項の構成団体の申し出により、兵庫県が招集する。

4 この協定に基づく応援活動のとりまとめ、調整、資料交換等の事務局は、兵庫県企業庁水道課が担当する。

(水道災害対策本部)

第4条 県内及び他の都道府県において、水道災害が発生し、この協定に基づく相互応援活動を実施する場合は、連絡会議を兵庫県水道災害対策本部（以下「対策本部」という。）に改組し、災害発生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関する連絡調整等必要な活動を行うものとする。

2 対策本部は、兵庫県企業庁に設置する。ただし、兵庫県企業庁が被災し、その業務を遂行することができないときは、日水協県支部に設置する。

3 被災した市町又は水道事業体（以下「被災団体」という。）に災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の規定による災害対策本部が設置され、水道事業に関する救助救援活動その他必要な事項が円滑に遂行できるようになったときは、その事務を災害対策本部に引き継ぐものとする。

(応援内容)

第5条 応援活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 情報収集及び連絡調整
- (2) 応急給水作業
- (3) 応急復旧工事
- (4) 前各号に必要な資機材、車両等の拠出
- (5) 工事業者の斡旋
- (6) 前号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

2 応援活動の調整は、対策本部において行う。この場合において、前項第2号に掲げる事項は兵庫県が、同項第3号に掲げる事項は日水協県支部が中心となって、その調整事務を行うものとする。

(応援要請等)

第6条 被災団体が応援を求めようとする場合は、所属するブロックの代表市町又は副代表市町を通じて、兵庫県又は日水協県支部に必要な措置を要請するものとする。

2 前項の要請がない場合であっても、兵庫県、日水協県支部又は所属するブロックの代表市町のいずれかが緊急に応援活動を行う必要があると判断したときは、この協定による要請があったものとみなし、応援活動を行うことができる。

3 対策本部は、被災団体からの要請に基づいて、日水協県支部、県簡水協等と応援の調整を行うとともに、各団体に応援要請を行うものとし、応援要請を受けた団体は極力これに応じ、応援に努めるものとする。

4 他の都道府県等から応援を受け入れるとき、対策本部は速やかに応援に必要な調整を行い、各団体に協力を求めるものとする。

5 他の都道府県等から応援の要請があった場合についても、この協定に基づき応援協力するものとする。

(応援要請等)

第7条 被災団体が応援要請しようとするときは、応援要請書により、次の事項を明らかにするものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。また、被災団体の判断により兵庫県又は日水協県支部を通さず、応援要請を行った場合についても、同様に事後報告を行うものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、車両等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及びその経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

(物資等の携行)

第8条 応援をする団体（以下「応援団体」という。）は、派遣する職員（以下「応援職員」という。）に、災害の状況に応じ給水用具、作業工具、食料、衣類、資金等のほか、野外で宿泊できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ等を携帯させるものとする。

2 応援職員は、応援団体の名を表示する腕章等を着用するものとする。

(資料の交換)

第9条 各団体は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を毎年5月末日までに兵庫県企業庁水道課に提出するものとする。ただし、第4号について変更が生じた場合には、その都度提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) 応援体制
- (3) 応急備蓄資材保有状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、災害対応マニュアル、地図等災害対策に必要な資料

2 兵庫県企業庁水道課は、前項の調査事項をとりまとめ、速やかに整理の上、各団体に送付するものとする。

(訓練)

第10条 各団体は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて訓練を実施するものとする。

(費用負担)

第11条 第6条に規定する応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 応援に要した経費は、原則として、応援要請をした団体が負担する。
- (2) 応援資機材、車両等の調達その他これに関する経費は、応援要請をした団体が負担する。
- (3) 応援職員が応援活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援団体の負担とする。ただし、被災地において、応援要請をした団体が応急治療をする場合の治療費は、応援要請した団体の負担とする。
- (4) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請した団体が、応援要請をした団体への往復途中に生じたものについては、応援団体が、その賠償の責に任ずる。

2 前項各号の定めにより難いときは、各団体が協議して定めるものとする。

(補則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第13条 この協定は、平成10年3月16日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書3通を作成し兵庫県知事、各市町長、各水道企業団企業長、日水協県支部長及び県簡水協会長が記名押印の上、兵庫県知事、日水協県支部長及び県簡水協会長がその1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成10年3月16日

兵庫県知事	貝原俊民	佐用町長	衣笠徹朗
神戸市長	笹山幸俊	上月町長	石堂則本
姫路市長	堀川和洋	南光町長	山田兼三
尼崎市長	宮田良雄	三日月町長	山口聖治
明石市長	岡田進裕	山崎町長	上木茂志
西宮市長	馬場順三	安富町長	橋本健造
洲本市長	中川啓一	一宮町長	田路勝
芦屋市長	北村春江	波賀町長	中田耕一郎
伊丹市長	松下勉	千種町長	小原朗
相生市長	藤田義明	城崎町長	藤原秀雄
豊岡市長	今井晶三	竹野町長	吉岡孝
加古川市長	木下正一	香住町長	青山幸男
龍野市長	尾西堯	日高町長	清水豊
赤穂市長	北爪照夫	出石町長	中村正永
西脇市長	内橋直昭	但東町長	奥田清喜
宝塚市長	正司泰一郎	村岡町長	岩槻健
三木市長	加古房夫	浜坂町長	中村政行
高砂市長	大内秀夫	美方町長	中安富士男

川	西	市	長	柴	生	進	温	泉	町	長	村	尾	保	一
小	野	市	長	廣	瀬	博	八	鹿	町	長	余	根	田	勉
三	田	市	長	塔	下	真	養	父	町	長	梅	谷		馨
加	西	市	長	藤	岡	重	大	屋	町	長	才	下	正	義
猪	名	川	長	真	田	保	関	宮	町	長	栃	下	喜	幸
吉	川	町	長	岩	波		生	野	町	長	羽	刈	康	夫
社	町		長	上	石	勝	和	田	山	町	小	山	恒	一
滝	野	町	長	山	本	廣	山	東	町	長	水	谷	岩	雄
東	条	町	長	高	尾	定	朝	来	町	長	井	上	英	俊
中	町		長	清	水	宏	柏	原	町	長	谷	口		務
加	美	町	長	森	野	義	氷	上	町	長	十	倉	昭	三
八	千	代	長	板	倉	宇	青	垣	町	長	武	田	信	一
黒	田	庄	長	東	野	敏	春	日	町	長	滝	本	信	好
稲	美	町	長	井	上	芳	山	南	町	長	足	立	梅	治
播	磨	町	長	佐	伯	忠	市	島	町	長	吉	田	照	三
家	島	町	長	鋤	方	志	篠	山	町	長	瀬	戸	亀	男
夢	前	町	長	為	則	政	西	紀	町	長	森	口	武	治
神	崎	町	長	足	立	理	丹	南	町	長	杉	本	幸	男
市	川	町	長	尾	崎	光	今	田	町	長	大	上	恭	平
福	崎	町	長	嶋	田	正	津	名	町	長	柏	木	和	三
香	寺	町	長	藤	本	晃	淡	路	町	長	戸	田	種	彦
大	河	内	長	藤	田	稔	北	淡	町	長	小	久	保	正
新	宮	町	長	梅	村	忠	阪	神	水	道	企	業	団	企
揖	保	川	長	八	木	捷	山本第四郎							郎
御	津	町	長	山	下	昭	西播磨水道企業団企業長							郎
太	子	町	長	大	村	一	前田實直							直
上	郡	町	長	福	井	一	西播磨高原上・下水道企業団企業長							長
一	宮	町	長（津）	上	田		福井一則							則
五	色	町	長	砂	尾		淡路広域水道企業団企業長							長
東	浦	町	長	新	阜	京	津名町長 柏木和三郎							郎
緑	町		長	不	動	雅	日本水道協会兵庫県支部長							
西	淡	町	長	長	江	和	尼崎市市長 宮田良雄							雄
三	原	町	長	中	田	勝	兵庫県簡易水道協会会長							
南	淡	町	長	坂	川	一	加美町長 森野義史							史

1 4 災害時における応急復旧等業務の応援に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）と第一環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、停電、その他の災害により、甲が所有する施設に設備の作動不良等の異常が発生した場合、又は甲の給水区域へ正常な給水ができなくなった場合における応急給水、応急復旧その他の応急的業務（以下「応急復旧等業務」という。）の応援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的及び義務）

第1条 この協定は、応急復旧等業務の応援に関し、基本的な事項を定めるものとする。甲及び乙は、信義をもって誠実にこの協定書に規定する事項を履行しなければならない。

（協力要請）

第2条 甲は、応急復旧等業務のため乙が所有する資機材、技術力及び人材（資機材等）を必要とするときは、現場の状況に応じ、乙に対して応援を要請することができる。

2 前項に定める要請は、甲が乙に対して文書によって行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 第1項に定める要請をする場合、甲は次の事項を可能な限り明らかにするものとする。

- (1) 被災の状況及び応急復旧等業務の内容
- (2) 応援を必要とする作業内容、資機材、車両等の品目、数量及び人員数
- (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4) その他必要な事項

（応急復旧等業務の内容）

第3条 この協定に基づいて甲が乙に要請する応急復旧等業務の内容は次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急給水活動（給水拠点での給水活動及び人員整理等）
- (2) 水道開閉栓作業（宅内漏水時の止水栓開閉作業）
- (3) 広報活動（「お知らせ」等の各戸配布）
- (4) 電話等の対応作業（水道部事務所における電話・窓口対応）
- (5) その他要請のあったもので応援できるもの

（乙の責務）

第4条 乙は、甲から第2条の規定により応急復旧等業務の応援の要請があったときは、特別の理由がない限り、応援を行うものとする。

2 乙は、前条の応急復旧等業務に対応できるよう連絡体制を整備し、協定締結後2週間以内に甲に書面により報告しなければならない。

3 乙は、前項に定める連絡体制に関する異動があった場合は、速やかに連絡体制を再整備し、甲に書面により報告しなければならない。

(応援の実施報告)

第5条 乙は、第2条に定める要請に基づき、応援を行った場合は、応急復旧等業務応援実施報告書により、次に掲げる事項について速やかに甲に報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 応急復旧等業務の内容及び場所
- (2) 応急復旧等業務に従事した期間
- (3) 応急復旧等業務に従事した人員数
- (4) 応急復旧等業務に要した資機材等の種類及び数量
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 乙が応急復旧等業務に要する費用は、甲が負担するものとする。この場合において甲が負担する額については、乙から提出された応急復旧等業務応援実施報告書に基づき、甲の積算・見積りにより算出した額とする。

(支払方法)

第7条 甲は、乙の請求に基づき、前条の費用を乙に対して支払うものとする。

(危険負担)

第8条 乙は、応急復旧等業務の実施にあたり、乙の責に帰する事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、甲から必要な指示を受け、自己の責任と負担において処理しなければならない。

(補償)

第8条 この協定に基づいて応急復旧等業務に従事した者が、当該応急復旧等業務に起因して負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(連絡担当者)

第9条 甲及び乙は、災害の発生に備え、あらかじめこの協定に関する連絡を取り交わす担当者を定め、相互に通知するものとする。

(協定の期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、甲乙の一方からこの協定の期間満了の1月前までに協定の解除又は変更の意志表示がないときは、引き続き1年間この協定を継続するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定について疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年11月1日

甲 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市
高砂市水道事業管理者

乙 大阪市淀川区西中島6丁目8番8号
第一環境株式会社 関西支店
関西支店長

I 第6条（費用負担）中「応急復旧等業務に要する費用」について

乙の応急復旧等業務に要する費用については、次に掲げるとおりとする。

(1) 応急復旧等業務に従事する社員（応援社員）の派遣に要する費用

週休日及び公休日並びに休日に指定された社員が応急復旧等業務に従事した場合

(2) 超過勤務手当に係る費用

(1)以外の応援社員（通常勤務者）が、正規の勤務時間を超え応急復旧等業務に従事した場合

(3) 旅費

応援社員が通常の勤務地以外の施設等である場合、移動に係る実費交通費

(4) 燃料費

高砂市水道事業所が協力要請した応急復旧等業務に使用する車両の燃料費

(5) 高砂市勤務者以外の応援社員の費用

高砂（高砂市水道料金センター）で勤務する以外の社員が、応援社員として応急復旧等業務に従事した場合の費用は、原則として、高砂市勤務者と同様の扱いとする。

(6) その他

応急復旧等業務に必要な物資の購入費など想定されない費用

II 応急復旧等業務に要する費用の請求について

(1) 乙は、第6条により甲に提出する「応急復旧等業務応援実施報告書」は、同条第1号から第5号までの区分ごと作成し、必要に応じて、その積算根拠となる資料（領収書等）を添付するものとする。

(2) 補足Ⅱ一(1) 応援活動に従事する社員（応援社員）の派遣に要する費用の請求には、その社員の応急活動をした日を含む勤務予定表（写）を添付すること。

(3) 補足Ⅱ一(2) 超過勤務手当に係る費用の請求には、通常勤務者の超過勤務手当命令書及び報告書（写）を添付すること。

(4) 被害の規模にもよるが、原則として、補足Ⅱ一(2)の通常勤務者が、正規の勤務時間内に通常業務を停止し応急活動業務に従事した場合は、甲に請求する費用に該当しないものとする。

(5) 双方の費用算定が異なる場合においては、その都度、甲乙協議して調整を図るものとする。

15 兵庫県広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立して、大規模又は特殊な災害（以下「大規模災害等」という。）に対処することを目的とする。

(地域区分)

第2条 兵庫県下を次の地域に区分するものとする。

(1) 阪神地域

尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、篠山市、丹波市及び猪名川町

(2) 神戸地域

神戸市

(3) 東播地域

明石市、淡路広域消防事務組合、加古川市、北はりま消防組合、三木市、高砂市及び小野市

(4) 西播地域

姫路市、西はりま消防組合及び赤穂市

(5) 但馬地域

豊岡市、南但広域行政事務組合及び美方郡広域事務組合

(災害種別及び規模)

第3条 この協定において、大規模災害等とは次の各号に掲げるもののうち、応援活動を必要とするものをいう。

(1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模な自然災害

(3) 航空機事故及び列車事故等で、大規模又は特殊な救急・救助事故

(4) 毒性物質、生物剤、放射性物質に係る事故による災害

(応援の種別)

第4条 応援の種別は、次のとおりとする。

(1) 地域内応援

第2条に規定する地域内の市町等に対する応援

(2) 県内応援

前号に規定する地域以外の市町等に対する応援

(応援要請の手続)

第5条 応援要請は、被災した場所を管轄する市町等（以下「被災地」という。）の消防長が行なうものとする。ただし、災害の規模等により被災地の消防長の要請を待たずに応援出動した場合には、要請があったものとみなす。

2 要請は、被災地の消防長が、あらかじめ定められた地域の代表消防本部を通じて、応援を求めようとする市町等の消防長に対し、電話、ファクシミリ又は、兵庫県衛星通信ネットワークにより行なうものとする。

3 応援の要請に際しては、次の各号に定める事項を連絡するものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

4 応援要請を行った市町等は、その旨を兵庫県消防主管課に対して通報するものとする。

(応援隊の手続)

第6条 前条の規定により応援要請を受けた市町等の消防長は、応援を行うことが可能と判断した場合、被応地の消防長に対してその旨を連絡するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援を行った市町等（以下「応援市町等」という。）に応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた

場合においては、応援市町等は、応援を受けた市町等（以下「受援市町等」という。）と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、消防組織法第47条規定に基づき、受援市町等の指揮の下に行動するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援市町等において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援市町等との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

(2) 受援市町等において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要なになった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金、賞慰金
- オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町等に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）
ただし、応援市町等の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援市町等の負担とする。

カ 化学消火薬剤等の資機材費

2 本条において、受援市町等において負担する経費については、応援市町等は特段の事情がない限り部隊の帰庁後3ヶ月以内に別記様式により請求するものとする。

(航空消防隊の要請)

第10条 航空消防隊を要請する場合は、兵庫県が定める要綱によるものとする。

(協 議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、そのつど市町等が協議のうえ決定するものとする。

(委 任)

第12条 この協定の実施に関し、必要な事項については市町等の消防長等が協議して定めるものとする。

る。

(実施期日)

第13条 この協定は、平成25年10月23日から実施する。

附 則

- 1 兵庫県広域消防相互応援協定（平成24年3月27日締結）は、廃止する。
- 2 本協定の成立を証するため、協定書24通を作成し、市町等において記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

16 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

災害発生初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院（以下「会員病院」という。）は、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援の範囲）

第1条 この協定は、災害が発生した際の「初動時」における会員病院の基本的な相互応援協力体制について定めることとする。

（情報集約）

第2条 被災地に隣接した会員病院を「情報集約担当病院」とする。

2 情報集約担当病院は、被災した会員病院及び被災地の被災状況について、情報収集・集約に務めるとともに、総合調整担当病院に速やかに状況を報告するものとする。

（総合調整）

第3条 会長が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。なお、その病院が被災した場合は、副会長が開設する病院を、さらにその病院が被災した場合はその他の理事が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。

2 総合調整担当病院は、会員病院へ必要な情報を提供するものとする。また、被災した会員病院から応援要請があった場合、あるいは情報集約担当病院からの情報により、応援が必要であると判断される場合、総合調整担当病院は、情報集約担当病院と協議のうえ、会員病院に対し、速やかに被災した会員病院又は被災地への応援を要請するものとする。

（応援内容）

第4条 応援内容は、次のとおりとする。

(1) 被災地への医療救護チームの派遣

(2) 被災した会員病院又は被災地からの患者の受入れ

(3) 被災した会員病院への医師、看護婦等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な応急医薬品等の提供

(4) その他災害初動時医療に関する必要な措置

2 前項(1)につき、医療救護チームは、医薬品、食糧品及び宿泊等の準備をし、自己完結型の応援体制に努めるものとする。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費の負担については、別途協議するものとする。

(広域応援体制)

第6条 災害が広域にわたる場合の応援体制については、兵庫県と別途調整するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めない事項は、別途協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書を25通作成し、各開設者は、記名押印のうえ、各1通を保管する。

附 則

- 1 被災した会員病院から、長期にわたる応援要請が生じた場合は、本協定の趣旨及び内容を尊重のうえ、応援協力するものとする。
- 2 この協定は平成8年1月17日から適用する。

平成8年1月16日

兵庫県自治体病院開設者協議会長	神戸市長
	笹山幸俊
兵庫県知事	貝原俊民
西宮市長	馬場順三
芦屋市長	北村春江
伊丹市長	松下勉
宝塚市長	正司泰一郎
川西市市長	柴生進
三田市長	塔下真次
明石市長	岡田進裕
加古川市長	木下正一
西脇市長	石野重則
三木市長	加古房夫
高砂市長	大内秀夫

小	野	市	長	廣	瀬	博	司
加	西	市	長	藤	岡	重	弘
社		町	長	上	石	勝	巳
相	生	市	長	藤	田	義	明
赤	穂	市	長	北	爪	照	夫
神	崎	市	長	足	立	理	秋
御	津	町	長	山	下	昭	三
宍粟郡病院事務組合管理者				古	川		茂
公立豊岡病院組合管理者				今	井	晶	三
香	住	町	長	青	山	幸	男
浜	坂	町	長	中	井		登
公立八鹿病院組合管理者				梅	谷		馨

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定の（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(情報集約担当病院)

第2条 会員病院ごとに第1次情報集約担当病院及び第2次情報集約担当病院を定める。

（「連絡先一覧表」参照）。

2 災害が発生した場合、第1次情報集約担当病院が情報収集・集約の役割を担うものとするが、第1次情報集約担当病院が被災した場合は、第2次情報集約担当病院がその役割を担うものとする。

(総合調整担当病院)

第3条 総合調整担当病院は以下のとおりとする。

- (1) 第1次総合調整担当病院 …… 会長が開設する会員病院
- (2) 第2次総合調整担当病院 …… 第1次総合調整担当病院が被災した場合、副会長が開設する会員病院
- (3) 第3次総合調整担当病院 …… 第1次及び第2次総合調整担当病院が被災した場合、東播ブロックの理事の会員病院。
- (4) 第4次総合調整担当病院 …… 第1次、第2次及び第3次総合調整担当病院が被災した場合、但馬ブロックの理事の会員病院。

2 情報集約担当病院は、上記第1次から第4次の順で、いずれかの総合調整担当病院に被災状況を連絡するものとする。

(応援要請の手続)

第4条 応援を要請する会員病院は、口頭、電話又は電信等により、下記の条項のうち、把握できるものについて明らかにし、情報集約担当病院あるいは総合調整担当病院へ応援要請するものとする。

災害による通信手段等の遮断により、被災した会員病院からの応援要請がなくても、応援が必要と判断される場合、情報集約担当病院は上記と同様の手段により、総合調整担当病院へ応援要請できるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 必要な人員、医薬品等の数量及び内容
- (3) 応援場所及び応援場所への経路
- (4) 応援の期間
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(会員病院への応援要請)

第5条 総合調整担当病院は、災害の状況に応じて、各ブロックの理事又は監事の開設する会員病院に応援要請し、要請を受けた会員病院は、ブロック内の会員病院へ応援要請を行うものとする。

(応援の終了)

第6条 本協定は災害初動時について定めているが、本協定による応援の終了は、総合調整担当病院が、他の理事の会員病院と協議のうえ決することとし、その内容は速やかに会員病院に連絡するものとする。

17 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

（趣旨）

第1条 この協定は、災害の発生時において、兵庫県（以下「県」という。）、各市町及び関係一部事務組合（以下「市町等」という。）が協力して実施する災害廃棄物の処理を円滑に実施するための相互応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害によって発生した廃棄物（ごみ、し尿、がれき等）で市町が、生活環境保全上特に処理が必要と判断したものをいう。

3 この協定における「応援」とは、次に掲げることをいう。

- (1) 災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん
- (2) 災害廃棄物処理に必要な職員の派遣
- (3) 焼却、破砕等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん
- (4) 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物の処理に関し必要な事項

（相互応援体制）

第3条 災害が発生した場合の相互応援体制は、別図の組織図による。

2 災害の発生時に迅速かつ円滑な災害廃棄物処理を実施するため、県内を神戸、阪神南、阪神北、東播磨、北播磨、中播磨、西播磨、但馬、丹波及び淡路の10ブロック（以下「ブロック」という。）に分ける。

3 各ブロックには、それぞれ幹事市町を置く。

4 相互応援の調整は、県が行う。

（応援要請）

第4条 被災市町が応援を求めようとする場合は、県に必要な措置を要請するものとする。

2 県は、被災市町における災害の発生状況や応援要請内容を踏まえ、被災市町の属するブロックの幹事市町と調整し、ブロック内での対応が可能な場合、ブロック内の市町等への応援を要請する。なお、被災市町が直接、近隣の市町等へ応援を要請することを妨げない。この場合、その旨を県に報告するものとする。

3 被災市町の属するブロック内での対応が困難な場合には、県は他ブロックの幹事市町と調整し、他のブロックの市町等に応援を要請する。

4 県内での応援では対応が困難な場合には、県は他府県に応援を要請し、調整を図る。

5 他府県からの応援を受け入れるとき、県は速やかに被災市町と必要

な調整を行うものとする。

（応援要請の手続）

第5条 応援要請は、原則として次の事項を明確に記載した応援要請書（様式第1号）により、速やかに行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭、電話、電信等、災害時において使用可能な方法で要請を行い、後に応援要請書を送付するものとする。

- （1）連絡責任者
- （2）災害の種類、発生日時、場所、災害による災害の状況
- （3）応援要請内容（必要とする人員、車輛、資機材等の名称及び数量、処理量の見込み、応援場所及び応援予定期日）
- （4）災害廃棄物の発生状況と仮置場
- （5）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第6条 応援要請を受けた市町等は、自らの業務に支障がない限り、極力これに応じ、応援に努めるものとする。

2 緊急に応援を行う必要があると認められる場合は、市町等の自主的な判断により行うことができるものとする。その場合、その旨を県に連絡するものとする。

3 他府県からの応援要請に基づき、県が応援要請した場合、市町等は、可能な限りこれに応じ、応援に協力するものとする。

（応援実施内容の報告）

第7条 応援市町等は、災害廃棄物処理に関する応援を行った場合は、その内容を（様式第2号）により県に報告するものとする。

（災害廃棄物処理対策連絡会議）

第8条 この協定に係る災害廃棄物処理対策に関する情報交換や連絡等必要な事項の協議及び調整を行うため、災害廃棄物処理対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

2 連絡会議は、県、県民局環境課並びに第3条第2項の各ブロック幹事市町で構成する。

3 連絡会議の事務局は、兵庫県健康生活部環境局環境整備課（以下「環境整備課」という。）に置く。

（関連情報の整備）

第9条 各市町等は、災害時における応援活動を円滑に行うため、次の各号に掲げる事項を（様式第3号）により、毎年5月末日までに環境整備課に提出するものとし、その後に変更が生じた場合には速やかに

再提出するものとする。

- (1) 連絡担当部課等
- (2) ごみの仮置場の確保状況
- (3) 応急備蓄資材等の保有状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか必要な資料

2 環境整備課は、前項の情報をとりまとめ、速やかに整理の上、市町等に送付するものとする。

(経費負担)

第10条 第2条第3項に規定する応援に関する経費は、法令その他別段の定めがあるものを除くほか、原則として、応援要請をした市町が負担するものとし、支払い方法等については要請市町、応援市町等の双方で協議し、決定するものとする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町等がその都度協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成17年9月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事、各市町長及び関係一部事務組合管理者が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長市長及び兵庫県町村会会長町長が各1通を保有し、他の市町長等はその写しを保有する。

平成17年9月1日

兵庫県知事	井戸敏三	西脇市長	内橋直昭
神戸市長	矢田立郎	三木市長	加古房夫
姫路市長	石見利勝	高砂市長	田村広一
尼崎市長	白井文	川西市長	柴生進
明石市長	北口寛人	小野市長	蓬萊務
西宮市長	山田知	三田市長	岡田義弘
洲本市長	柳実郎	加西市長	中川暢三
芦屋市長	山中健	篠山市長	瀬戸亀男
伊丹市長	藤原保幸	養父市長	梅谷馨
相生市長	谷口芳紀	丹波市長職務代理者	足立元
豊岡市長	中貝宗治	南あわじ市町	田中勝久
加古川市長	樽本庄一	朝来市町	井上英俊
龍野市長	西田正則	淡路市長	門康彦
赤穂市長	豆田正明	宍粟市町	白谷敏明

猪名川町長	真田保男
吉川町長	岩波勉
社町長	小東慎介
滝野町長	山本廣一
東条町長	小池敏一
中町長	清水宏一
加美町長	戸田善規
八千代町長	森位正己
黒田庄町長	東野敏弘
稲美町長	赤松達夫
播磨町長	佐伯忠良
家島町長	芝原英三
夢前町長	爲則政好
神崎町長	足立理秋
市川町長	尾崎光雄
福崎町長	嶋田正義
香寺町長	橋本良春
大河内町長	上野英一
新宮町長	梅村忠男
揖保川町長	八木捷之
御津町長	松尾和彦
太子町長	首藤正弘
上郡町長	安則眞一
佐用町長	庵逄典章
上月町長	中川孝之
南光町長	山田兼三
三日月町長	山田聖治
安富町長	橋本健造
浜坂町長	陰山毅
温泉町長	馬場雅人
香美町長	藤原久嗣
五色町長	山口一紀
北播衛生事務組合管理者	
	小東慎介
揖龍保健衛生施設事務組合管理者	
	西田正則

北播磨清掃事務組合管理者	
	内橋直昭
中播衛生施設事務組合管理者	
	嶋田正義
佐用郡広域行政事務組合管理者	
	庵逄典章
西美衛生施設一部事業組合管理者	
	陰山毅
氷上郡多可衛生事務組合管理者	
	清水宏一
津名郡広域事務組合管理者	
	門康彦
洲本市・南あわじ市衛生事務組合管理者	
	柳実郎
加古郡衛生事務組合管理者	
	佐伯忠良
淡路広域行政事務組合管理者	
	柳実郎
南但広域行政事務組合管理者	
	井上英俊
宍粟環境事業組合管理者	
	白谷敏明
中播北部行政事務組合管理者	
	足立理秋
小野市、社町、東条町環境施設事務組合管理者	
	蓬萊務
くれさか環境事務組合管理者	
	爲則政好
北但行政事務組合管理者	
	中貝宗治
猪名川上流広域ごみ処理施設組合管理者	
	柴生進
にしはりま環境事務組合管理者	
	山口聖治
豊中市伊丹市クリーンランド管理者	
	一色貞輝

18 緊急時における生活物資確保に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）と生活協同組合コープこうべ（以下「乙」という。）は、緊急時における生活物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、緊急時（地震、風水害、大火災その他の原因による被害が発生し、一時的に生活物資の流通に障害が生じた場合をいう。以下同じ。）に際し、高砂市内の生活物資の確保及び市民生活の安定に寄与することを目的とする。

（法令の遵守）

第2条 この協定の施行にあたっては、甲及び乙は、消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（緊急時の認定）

第3条 緊急時の認定は、甲及び乙協議のうえ、甲が行うものとする。

（生活物資の指定）

第4条 生活物資は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じて甲及び乙協議のうえ、指定できるものとする。

（情報交換）

第5条 甲及び乙は、平素から物価及び需給の動向、高砂市内の店舗の状況その他必要な事項について調査研究を行うとともに、相互に情報交換を努め、緊急時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、緊急時に関する情報を知り得た時は、直ちに通報し合うものとする。

（緊急時の体制）

第6条 甲は、緊急時の認定を行ったときは、乙に速やかに通知するものとする。

2 乙は、前項の通知を受けたときは、別表2に掲げる乙の店舗において特別監視体制をとるものとし、生活物資の適切な確保及び供給を乙の店舗を拠点にして行うものとする。

（生活物資の確保）

第7条 甲は、緊急時に際し、乙に対し生活物資の確保及び安定供給について要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、直ちに必要な措置を行うものとする。

3 緊急時における生活物資調達経路は、別表第3のとおりとする。

4 緊急時における応援の実施に関しての必要な手続等については、甲及び乙協議のうえ別に定めるものとする。

(情報提供)

第8条 甲及び乙は、緊急時に関し、協力して迅速かつ的確な生活物資の物価、商品等の情報を市民、報道機関等に提供するものとする。

(支援体制の整備)

第9条 乙は、Kネット協同連帯機構等との連携を強化し、緊急時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項または疑義が生じた事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年3月1日から発効するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を所持する。

平成8年2月28日

(甲) 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市

代表者 高砂市長 大 内 秀 夫

(乙) 神戸市東灘区住吉本町1丁目3番19号

生活協同組合コープこうべ

代表者 組合長理事 木 村 正 人

別表第 1（第 4 条関係）

生活物資

小麦粉、しょうゆ、上白糖、食用油、育児用粉ミルク、ちり紙及びトイレットペーパー、ノートブック、パン、ハム、インスタント麺、魚肉缶詰、容器入飲料水、洗剤及び石鹼、ポリバケツ、飲料用ポリタンク、乾電池、懐中電灯、カセットガスボンベ及びカセット式ガスコンロ、ゴミ袋、ラップ、ローソク、軍手、運動靴、タオル、紙おむつ、紙コップ及び紙皿、生理用品、毛布、肌着

以上 29 品目

第 号
年 月 日

生活共同組合コープこうべ
担 当 者 様

高砂市長

出 荷 要 請 書

緊急時における生活物資の確保に関する協定第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の生活物資の
出荷を要請します。

品 名	数 量	備 考

19 災害時における防災活動及び平常時における防災活動の協力に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）とイオン株式会社西日本カンパニー（以下「乙」という。）と高砂商業振興株式会社及び高砂北部開発株式会社（以下「丙」という。）は、災害発生時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 災害発生時、甲は、乙及び丙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（1）乙の保有する物資等を供給すること。

（2）丙の店舗であるアスパ高砂店（以下「アスパ高砂店」という。）の駐車場を被災者避難場所として提供すること。

（要請手続）

第2条 前条の規定による要請は、原則として協定書に基づく避難場所の開設及び物資の供給要請書（別紙）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後、速やかに当該要請書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙及び丙は、甲から第1条の規定による要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置をとった事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難なときは、別に甲の指定するものが行うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙及び丙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲、乙及びアスパ高砂店とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては高砂市防災担当部部長、乙及び丙にあってはイオン株式会社ジャスコ高砂店店長とする。

(協議)

第10条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲乙丙の三者で協議して決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定書の有効期限は、平成18年7月1日から平成19年7月1日までの1年間とする。ただし、有効期間満了日の1箇月前までに、三者いずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降もまた同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、アスパ高砂店が閉店したとき及び第4条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の三者記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成18年7月1日

(甲) 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市

代表者 高砂市長 田 村 広 一

(乙) 大阪市福島区海老江1丁目1番23号

イオン株式会社執行役西日本カンパニー

執行役 支社長 築 城 政 雄

(丙) 兵庫県高砂市緑丘二丁目1番40号

高砂北部開発株式会社

代表取締役社長 築 城 政 雄

兵庫県高砂市緑丘二丁目1番40号

高砂商業振興株式会社

代表取締役社長 塩 谷 武 彦

別表

■ 災害時の主な必要物資一覧表

災害発生直後に必要な物資 (概ね発災～3日間程度)	その後に必要な物資
食料品 おにぎり、パン類、カップ麺、飲料水、牛乳、粉ミルク、缶詰（イージーオープン） 生活必需品 毛布、紙おむつ、生理用品、哺乳瓶、ラジオ、乾電池、懐中電灯、箸、スプーン、使い捨て食器類、ラップ、固形燃料、ウェットティッシュ、ゴミ袋、蚊取り線香（夏季）、使い捨てカイロ（冬季）	食料品 精米、即席麺、食パン、レトルト食品、漬物、梅干、野菜、調味料、肉類、菓子類、果物、お茶 生活必需品 タオル、肌着、履物、作業服、軍手、鍋、炊飯用具、簡易コンロ、カセットボンベ、石鹼、歯ブラシ、ティッシュペーパー、常備薬、救急セット、防水シート

別紙

協定書に基づく避難場所の開設及び物資の供給要請書

* 避難場所として、イオンリテール(株)アスパ高砂店の駐車場を被災者に対し開放することについて。

・開放してください

・開放しないでください

* 物資等の供給要請について

下記の物資を供給してください

物 資 名	数 量	物 資 名	数 量
おにぎり		精米	
パン類		即席麺	
カップ麺		食パン	
飲料水		レトルト食品	
牛乳		漬物	
粉ミルク（新生児用）		梅干	
粉ミルク（９ヶ月～用）		野菜	
缶詰（イージーオープン）		調味料	
毛布		肉類	
紙おむつ		菓子類	
生理用品		果物	
哺乳瓶		お茶	
ラジオ		タオル	
乾電池		肌着	
懐中電灯		履物	
箸		作業服	
スプーン		軍手	
使い捨て食器類		鍋	
ラップ		炊飯用具	
固形燃料		簡易コンロ	
ウェットティッシュ		カセットボンベ	
ゴミ袋		石鹸	
香取り線香		歯ブラシ	
使い捨てカイロ		ティッシュペーパー	
		常備薬	
		救急セット	
		防水シート	

年 月 日

高砂市総務部長

20 防災活動への協力に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）とマックスバリュ西日本株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

（1）甲が物資を調達する必要があると認めるときに、乙の保有する物資等を供給すること。

（2）甲が要請するマックスバリュ店舗の駐車場を、被災者に対し、一次避難場所として提供すること。

（要請手続）

第2条 前条の規定による要請は、原則として要請書（別記様式）によるものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から第1条の規定による要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置をとった事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第4条 甲が乙に要請する物資等は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第5条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第6条 物資等の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制及び情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第8条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲及び乙とで共同で実施する防災啓発事業及び防災訓練
- (2) 甲が実施する防災啓発事業
- (3) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあつては高砂市防災担当部部長、乙にあつてはマックスバリュ西日本株式会社総務部部長とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成18年12月1日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、乙が第1条第2号の店舗を閉店したとき又は第4条に規定する物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 18 年 12 月 1 日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市
代表者 高砂市長 岡 恒 雄

乙 姫路市北条口4丁目4番地
マックスバリュ西日本株式会社
代表取締役 藤 本 昭

別表

災害時の主な必要物資一覧表

種 類	物 資 名
食 器 類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食 糧	米、パン、牛乳、各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	粉ミルク、インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶

- (1) 応急食糧等はおおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。
- (2) 品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

別記様式

年 月 日

マックスバリュ様

高 砂 市

協定書に基づく避難場所の開設及び物資の供給要請書

避難場所として、マックスバリュ 店の駐車場を、被災者に対し、開放することについて

- ・ 開放してください
- ・ 開放の必要はありません

＊ 物資の供給を要請します。
・ 物資引渡場所

物 資 名	数 量	物 資 名	数 量
米		箸	
パン		フォーク	
牛乳		スプーン	
各種缶詰		チリ紙	
味噌		ティッシュ	
醤油		石鹼	
砂糖		洗濯石鹼(粉)	
各種野菜		紙オムツ	
粉ミルク（新生児用）		歯ブラシ	
粉ミルク（９ヶ月～用）		歯磨き粉	
インスタントラーメン		軍手	
ソーセージ		ガムテープ	
ジュース		生理用品	
マヨネーズ		ウェットティッシュ	
玉子		使い捨てライター	
菓子類		マスク	
塩		卓上ガスコンロ	
調味料		ガスボンベ	
お茶		電池	
紙コップ		ローソク	
紙皿			

＊その他必要とする事項

高砂市総務部長

2 1 災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）と近畿コカ・コーラ ボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料の提供及び防犯活動への協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、乙が災害対応型自動販売機（以下「災害型自販機」という。）及び防犯対応型自動販売機（以下「防犯型自販機」という。）を設置することにより、甲が実施する災害時の防災活動及び防犯活動に寄与することを目的とする。

（内容）

第2条 甲の市内に震度5弱以上の地震が発生した場合又は震度4以下の地震であっても市域に局部的災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、甲が災害対策本部を設置し、かつ、飲料の提供要請をしたときは、乙は、災害型自販機の現有機内在庫の商品を無償で提供するものとする。

2 乙は、防犯システムを搭載した防犯型自販機を設置し、甲が実施する防犯活動に協力するものとする。

（要請等）

第3条 前条第1項の要請は、救援飲料提供要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請を行うことができるものとする。

2 甲が前項の要請ができないときは、甲の災害対策本部の判断により災害型自販機の現有機内在庫の商品を無償で提供することができるものとする。ただし、甲は、要請が可能となった場合は、速やかにその旨を乙に報告するものとする。

（災害型自販機の操作）

第4条 災害型自販機の操作は、甲が遠隔で又は直接に行うものとする。

（自販機の設置）

第5条 甲は、乙が所有する災害型自販機及び防犯型自販機を甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）に設置させるものとする。

2 災害型自販機及び防犯型自販機を設置するために要する費用は、乙が負担する。

（乙の遵守事項）

第6条 乙は、災害型自販機及び防犯型自販機を設置するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 事前に甲の行政財産の使用許可を受け、又は普通財産若しくは公社財産の貸付契約をすること。ただし、指定管理者が管理する施設における使用許可は、別に定めるものとする。

(2) 指定場所以外に設置しないこと。

- (3) 指定場所の現状を変更する必要があるときは、事前に甲の承認を得ること。
- (4) 日本工業規格据付基準及び自動販売機メーカー据付基準に準拠した設置を行うこと。
- (5) 災害型自販機及び防犯型自販機に近接する場所に空容器の回収箱を置くこと。

(施設への立入り)

第7条 甲は、乙の従業員等が商品の品質維持、商品の補充、売上金の回収、災害型自販機及び防犯型自販機の保全修理、設置した空容器の回収箱内の空容器の回収その他維持管理のために指定場所に立ち入ることを許可する。

(維持管理)

第8条 乙は、すべての災害型自販機及び防犯型自販機の維持管理を行うものとする。

- 2 甲は、乙が行う災害型自販機及び防犯型自販機の維持管理に協力するとともに、当該各自販機に故障が生じた場合は、速やかに乙に通報するものとする。この場合において、修理に要する費用が発生したときは、当該費用は、甲の責めに帰すべきものを除き、乙の負担とする。

(行政財産使用料又は普通財産若しくは公社財産の貸付料及び電気使用料)

第9条 乙は、甲に対して、指定場所に設置する災害型自販機及び防犯型自販機の行政財産使用料又は普通財産若しくは公社財産の貸付料を支払うものとする。ただし、指定管理者が管理する施設における行政財産使用料については、乙は、当該施設の行政財産使用料の相当額を指定管理者に支払うものとする。

- 2 乙は、電気使用料を支払うものとする。

(販売価格)

第10条 災害型自販機及び防犯型自販機において販売する商品の価格は、乙の標準希望小売価格とする。

- 2 前項の価格には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(防災用機器維持管理費)

第11条 乙は、甲に災害型自販機の設置に伴う防災用機器維持管理費を支払うものとし、その額は、販売本数に20円を乗じて得た額とする。

- 2 前項の防災用機器維持管理費には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

- 3 乙は、災害型自販機における販売本数を甲に報告するものとする。

(防犯用機器維持管理費)

第12条 乙は、甲に防犯型自販機の設置に伴う防犯用機器維持管理費を支払うものとし、その額は、販売本数に5円を乗じたものとする。ただし、指定管理者が管理する施設の同一施設内に災害型自販機及び防犯型自販機の両方を設置する場合の防犯用機器維持管理費の額については、乙は、別に指定管理者と協議するものとする。

- 2 前項の防犯用機器維持管理費には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

- 3 乙は、防犯型自販機における販売本数を甲に報告するものとする。

(防災用機器維持管理費及び防犯用機器維持管理費の支払い)

第13条 乙は、毎年度、前2条に規定する防災用機器維持管理費及び防犯用機器維持管理費の当該年度分を甲に一括して支払うものとする。

2 乙は、前項に規定する防災用機器維持管理費及び防犯用機器維持管理費の支払に当たっては、甲の発行する納入通知書により期日までに納入するものとする。

(指定管理者が管理する施設における特例)

第14条 指定管理者が管理する施設においては、第11条に規定する防災用機器維持管理費及び第12条に規定する防犯用機器維持管理費を乙が直接指定管理者に支払うものとする。この場合において、納入方法については、別に指定管理者と定めるものとする。

(パソコンの貸与)

第15条 乙は、災害型自販機の運用に必要なパソコンを甲に無償で貸与するものとする。

2 前項のパソコンは、災害型自販機の運用のためにのみ使用するものとする。

(メッセージボードの使用)

第16条 災害型自販機に搭載されているメッセージボードは、乙が時事ニュース等を表示するために使用するものとする。ただし、甲は、必要に応じて行政情報の提供等に活用することができるものとする。

(協定の有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、甲又は乙のいずれかからも解除の申出がない場合は、同一内容をもってさらに1年間自動的に更新するものとし、その後の期間満了時も同様とする。

2 前項の解除の申出を行う場合は、1箇月前までに相手方に申し出るものとする。

(協定の解除)

第18条 甲及び乙は、甲又は乙のいずれかがこの協定に違反し、又はこの協定の目的を達することができなくなったと認めるときは、この協定を解除することができる。

(原状回復義務)

第19条 乙は、この協定の解除その他の理由により災害型自販機及び防犯型自販機を撤去する場合は、指定場所を原状に回復しなければならない。

(機密保持)

第20条 甲及び乙は、この協定及びそれに付随する契約、覚書等(以下「協定等」という。)の履行に関して知り得た営業機密情報を適正に管理するものとする。

2 甲及び乙は、協定等の履行に関して知り得た営業機密情報及び個人情報を漏らし、又は協定等の履行以外の目的に使用してはならない。この協定の終了後も、同様とする。

3 前2項の「営業機密情報」とは、協定等の履行に関して一方当事者から他方当事者に対して開示される一切の情報のうち、開示された時点で公にされている情報、開示された時点で他方当事者が既に保有していた情報、守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手

した情報、一方当事者から書面で第三者に対する開示を承諾された情報その他法令により開示を要求される情報を除いたものをいう。

(協議)

第21条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(乙の吸収合併)

第22条 甲及び乙は次の事項を確認し、甲はこの協定の当事者が平成21年1月1日から甲とコカ・コーラウエスト株式会社となることに同意する。

- (1) 乙が平成21年1月1日をもって乙の100%出資者であるコカ・コーラウエストホールディングス株式会社と吸収合併すること。
- (2) コカ・コーラウエストホールディングス株式会社は存続会社として乙の権利義務の一切を承継し、乙は平成21年1月1日をもって解散すること。
- (3) コカ・コーラウエストホールディングス株式会社は、平成21年1月1日をもってコカ・コーラウエスト株式会社に社名変更すること。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年12月24日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市

代表者 高砂市長 登 幸 人

乙 大阪府摂津市千里丘7丁目9番31号

近畿コカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役社長 吉 松 民 雄

防犯対応型自動販売機設置一覧

【阿弥陀小地区】

	設置場所	住所
1	からまつ児童公園	金ヶ田町 5 2
2	阿弥陀グリーンベルト①	阿弥陀町阿弥陀字茶臼塚 1 1 6－5
3	阿弥陀グリーンベルト②	阿弥陀町阿弥陀字西畑田 2 7 3－2 地先
4	南池児童公園	阿弥陀町南池字村下 8－1
5	魚橋広場	阿弥陀町魚橋字西ノ口 1 0 9 0－4
6	富士ゴルフ場前	阿弥陀町魚橋字西山道下 1 6 8－2

【米田西小地区】

7	ひなげし児童公園	米田町塩市字明田 1 3 8
8	高砂市総合運動公園テニスコート前	米田町塩市字明田 2 7 7
9	高砂市総合運動公園正面玄関前	米田町島字治田 7 0 3－1
10	生石児童公園	阿弥陀町生石字二反田 4 4－5
11	高砂市総合運動公園サブグラウンド東	米田町島字道田 5 2 9
12	神爪児童公園	神爪 4 丁目 2 5 8
13	魚橋地内ゴミステーション	阿弥陀町魚橋字北郷 2 0 7－8

災害対応型自動販売機設置一覧

	設置場所	住所
1	高砂市総合運動公園東屋前	米田町島字中ツボ 6 1 5 - 1
2	高砂市文化会館	高砂町朝日町 1 - 1 - 2
3	市ノ池公園	阿弥陀町阿弥陀字西坂 6 5 5 - 1 7 地先
4	米田多目的広場	米田町米田字川原畑 9 2 7 - 7
5	JR 宝殿駅北警察立寄所	神爪 1 丁目 9 3 - 1
6	JR 曾根駅前駐車場	阿弥陀 1 丁目 2 5 2 3 - 7
7	高砂市役所	荒井町千鳥 1 丁目 1 - 1

甲 高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号

高砂市

企画総務部長 高 橋 正 治

乙 兵庫県加古川市加古川町栗津字カニカゼ 815

近畿コカ・コーラボトリング株式会社

ベンディング播磨支店

支店長 宮 本 憲 治

救援飲料提供要請書

年 月 日

コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社 御中

高砂市長

災害時における飲料の提供に関する協定第 3 条の規定により、次のとおり要請します。

要請日時	年 月 日 () 時 分
要請する理由	☐ 避難者に飲料を提供するため。
災害対策本部設置日時	年 月 日 () 時 分
その他	応答者（電話による要請時）：

２２ 災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）とサントリーフーズ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における飲料の提供及び防犯活動への協力について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、甲において災害が発生した場合における、甲に対する乙の飲料供給の協力及び乙が災害対応型自動販売機（以下「災害型自販機」という。）を設置すること並びに防犯車両を提供することにより、甲が実施する災害時の防災活動及び防犯活動に寄与することを目的とする。

（内容）

第２条 甲の市内に震度５弱以上の地震が発生した場合又は震度４以下の地震であっても市域に局地的災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合において、甲が災害対策本部を設置し、かつ、飲料の供給要請をしたときは、乙はその要請に応えるよう万全を期し、かつ、災害型自販機の現有機内在庫の商品を無償で提供するものとする。

（災害時における飲料供給及び要請方法並びに災害型自販機の操作）

- 第３条 前条の要請は、飲料供給要請書（様式１）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話その他確実な方法をもって要請を行うことができるものとする。
- ２ 前項の要請を受けたときは、乙は速やかに供給可能な飲料の数量、運送可能な場所及び日時等を供給可能数量報告書（様式２）により甲に連絡するものとする。
- ３ 第１項の規定にかかわらず、甲が同項の規定による要請ができないときは、甲の災害対策本部の判断により災害型自販機の現有機内在庫の商品を無償で提供することができるものとする。ただし、甲は、要請が可能となったときは、その可能となった後速やかに飲料供給要請書を提出するものとする。
- ４ 前項の規定による商品提供に係る災害型自販機の操作は、甲が行うものとする。ただし、甲がその操作を行えないときは、甲が同意するところにより、乙その他乙が指定するものが災害型自販機の操作をすることができるものとする。

（飲料供給の範囲、数量等）

第４条 甲が乙に供給を要請する飲料は、次に掲げるもののうち、要請時において乙が供給可能な数量とする。

- (1) ミネラルウォーター

(2) その他飲料

- 2 飲料の引渡場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡場所までの飲料の運搬は、原則として乙が行うものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づき、乙が甲に供給した飲料の対価及び運搬費用等の乙が供給に要した費用については、甲及び乙が協議の上、費用負担を決定するものとする。

- 2 前項の費用負担は、災害時直前における適正な対価、費用等を基準として甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(災害型自販機の設置)

第6条 甲は、乙が所有する災害型自販機を甲が指定する場所（以下「指定場所」という。）に設置させるものとする。

- 2 災害型自販機を設置するために要する費用は、乙が負担する。

(乙の遵守事項)

第7条 乙は、災害型自販機を設置するときは、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 事前に甲の行政財産の使用許可を受け、又は普通財産若しくは公社財産の貸付契約をすること。ただし、指定管理者が管理する施設における使用許可は、別に定めるものとする。
- (2) 指定場所以外に設置しないこと。
- (3) 指定場所の現状を変更する必要があるときは、事前に甲の承認を得ること。
- (4) 日本工業規格据付基準及び自動販売機メーカー据付基準に準拠した設置を行うこと。
- (5) 災害型自販機に近接する場所に空容器の回収箱を置くこと。

(施設への立入り)

第8条 甲は、乙の従業員等が商品の品質維持、商品の補充、売上金の回収、災害型自販機の保全修理、設置した空容器の回収箱内の空容器の回収その他維持管理のために指定場所に立ち入ることを許可する。

(維持管理)

第9条 乙は、すべての災害型自販機の維持管理を行うものとする。

- 2 甲は、乙が行う災害型自販機の維持管理に協力するとともに、災害型自販機に故障が生じた場合は、速やかに乙に通報するものとする。この場合において、修理に要する費用が発生したときは、当該費用は、甲の責めに帰すべきものを除き、乙の負担とする。

(行政財産使用料又は普通財産若しくは公社財産の貸付料及び電気使用料)

第10条 乙は、甲に対して、指定場所に設置する災害型自販機の行政財産使用料又は普通財産若しくは公社財産の貸付料を支払うものとする。ただし、指定管理者が管理する施設における行政財産使用料については、乙は、当該施設の行政財産使用料の相当額を指定管理者に支払うものとする。

2 乙は、電気使用料を支払うものとする。

(販売価格)

第11条 災害型自販機において販売する商品の価格は、乙の標準希望小売価格とする。

2 前項の価格には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

(防災用機器維持管理費)

第12条 乙は、甲に災害型自販機の設置に伴う防災用機器維持管理費を支払うものとし、その額は、販売本数に20円を乗じて得た額とする。

2 前項の防災用機器維持管理費には、消費税及び地方消費税を含むものとする。

3 乙は、災害型自販機における販売本数を甲に報告するものとする。

(防災用機器維持管理費の支払い)

第13条 乙は、毎年度、前条に規定する防災用機器維持管理費の当該年度分を甲に一括して支払うものとする。

2 乙は、前項に規定する防災用機器維持管理費の支払に当たっては、甲の発行する納入通知書により期日までに納入するものとする。

(指定管理者が管理する施設における特例)

第14条 指定管理者が管理する施設においては、第13条に規定する防災用機器維持管理費を乙が直接指定管理者に支払うものとする。この場合において、納入方法については、別に指定管理者と定めるものとする。

2 この協定に定めるもののほか、指定管理者が管理する施設において、この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、指定管理者及び乙が協議の上、定めるものとする。

(メッセージボードの使用)

第15条 災害型自販機に搭載されているメッセージボードは、乙が時事ニュース等を表示するために使用するものとする。ただし、甲は、必要に応じて行政情報の提供等に活用することができるものとする。

(原状回復義務)

第16条 乙は、この協定の解除その他の理由により災害型自販機を撤去するときは、指定場所を原状に回復しなければならない。

(防犯車両の提供)

第17条 乙は、甲が実施する防犯活動に寄与するため、甲に対し防犯車両を提供するものとする。

(防犯車両の管理)

第18条 防犯車両の所有権及び危険負担は、引渡しをもって乙から甲へ移転するものとする。

2 引渡し後の防犯車両の管理は、すべて甲で実施するものとする。

(協定の有効期間)

第19条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、甲又は乙のいずれからも解除の申出がないときは、同一内容をもってさらに1年間自動的に更新するものとし、その後の期間満了時も同様とする。

2 前項の解除の申出を行うときは、1箇月前までに相手方に申し出るものとする。

(協定の解除)

第20条 甲及び乙は、甲又は乙のいずれかがこの協定に違反し、又はこの協定の目的を達することができなくなったと認めるときは、この協定を解除することができる。

(機密保持)

第21条 甲及び乙は、この協定及びそれに付随する契約、覚書等(以下「協定等」という。)の履行に関して知り得た営業機密情報を適正に管理するものとする。

2 甲及び乙は、協定等の履行に関して知り得た営業機密情報及び個人情報を漏らし、又は協定等の履行以外の目的に使用してはならない。この協定の終了後も、同様とする。

3 前2項の「営業機密情報」とは、協定等の履行に関して一方当事者から他方当事者に対して開示される一切の情報のうち、開示された時点で公にされている情報、開示された時点で他方当事者が既に保有していた情報、守秘義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報、一方当事者から書面で第三者に対する開示を承諾された情報その他法令により開示を要求される情報を除いたものをいう。

(協議)

第22条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成21年12月25日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市

代表者 高砂市長 登 幸 人

乙 東京都港区台場2丁目3番3号

サントリーフーズ株式会社

代表取締役社長 栗 原 信 裕

飲料供給要請書

サントリーフーズ株式会社
代表取締役社長 様

災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定書第3条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。
なお、同協定第3条第2項により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

1 要請書番号	No.
2 飲料水の種類・数量	
3 引渡日時(納入希望日)	年 月 日 時 分
4 引渡場所	
5 引渡方法	
6 連絡先	
<備考>	

年 月 日

供給可能数量報告書

高砂市長 様

サントリーフーズ株式会社

災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定書第3条第2項の規定に基づき、当社の供給可能数量を次のとおり報告します。

1 要請書受領日時	年 月 日 時 分
2 要請書番号	No.
3 供給可能飲料水の種類・数量	
4 引渡日時(納入日時)	年 月 日 時 分
5 引渡場所	
6 引渡方法	
7 連絡先	
<備考>	

2 3 災害時等における支援協力に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）と株式会社ハローズ（以下「乙」という。）とは、災害時等における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、高砂市内（以下「市内」という。）において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができる。

- （1） 甲が物資を調達する必要があると認めるときに、乙の保有する物資等を供給すること。
- （2） 甲が要請する乙の店舗の駐車場を、被災者に対し、一次避難場所、炊き出し等救援の場所として無償で提供すること。

2 前項の規定による要請は、市内における乙の店舗の営業時間である24時間随時行うことができるものとする。

（要請手続）

第2条 前条第1項の規定による要請は、原則として要請書（様式第1号）によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第3条 乙は、甲から第1条第1項の規定による要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置をとった事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第4条 乙が甲の要請を受け提供する物資は、別表に掲げるものとする。ただし、同表に定める物資以外で、乙が保有又は調達可能な物資については、この限りでない。

（物資の費用負担）

第5条 乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資の取引価格は、災害の発生時の直前における適正な価格とする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡場所は甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が運搬することが困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

2 甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書（様式第2号）により確認の上、物資を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の引渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求書を受領したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払を行うものとする。

(支援体制の整備)

第8条 乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、次に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

- (1) 甲が実施する防災啓発事業
- (2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、平成27年12月16日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、乙が第1条第2項の店舗を閉店したとき、又は第4条に規定する物資を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年12月16日

甲 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市

高砂市長

乙 広島県福山市南蔵王町6丁目26番7号

株式会社ハローズ

代表取締役社長

年 月 日

株式会社ハローズ 店 様

高 砂 市 長

災害時等における物資等の供給要請書

災害時等における支援協力に関する協定書第 2 条の規定に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

品目	数量	引渡場所	備考

欄 担 当 者	高砂市災害対策本部
	(部 課)
	担当者 氏 名 印

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

高 砂 市 長 様

株式会社ハローズ 店

(担当者)

氏 名 印

物資納品書

年 月 日付、災害時等における物資の供給要請書により、次の物資を納品いたします。

品目	数量	引渡場所	備考

担 当 者 欄	上記、確認いたしました。	高砂市災害対策本部 (部 課) 担当者 氏 名 印
------------------	--------------	--------------------------------------

別表（第4条関係）

災害時の主な必要物資一覧表

種類	物資名
食器類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石けん、洗濯石けん（粉）、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食料	米、パン、牛乳、各種缶詰、みそ、しょう油、砂糖、各種野菜
	インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、卵、菓子類、塩、調味料、お茶、水

（１）応急食料等は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

（２）品目は、上記のほか、甲及び乙協議の上、その都度指定できるものとする。

2 4 災害時におけるヘリコプター用地の一時使用に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）と㈱カネカ高砂工業所（以下「乙」という。）とは、災害時におけるヘリコプター用地の一時使用に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高砂市域に地震等の大規模災害が発生し、甲が行う防災活動にヘリコプターの必要が生じた場合又は他の地方公共団体への災害支援を行う場合、乙の所有する土地（以下「本件土地」という。）をヘリコプターの離発着地（以下「ヘリポート」という。）として一時使用するために、必要な事項を定めるものとする。

（本件土地の所在地）

第2条 本件土地の所在地は、下記のとおりとする。

所 在 地	面 積	現 況
高砂市高砂町沖浜町 883－2	35,096.41 m ² の一部 (別紙図面の通り)	グラウンド

（要請連絡等）

第3条 甲は、本件土地をヘリポートとして使用しようとするときは、あらかじめ使用期日、ヘリコプターの台数等を記載した要請書（様式第1）により、申し出なければならない。

ただし、要請書の提出のいとまがないときは、電話等により連絡を取るとともに、後日速やかに要請書を提出するものとする。

2 乙は、甲から使用の申し出があったときは、支障のない限り本件土地の提供に努めるものとする。

3 甲は、本件土地をヘリポートとして使用する場合、本件土地に通じる通路の使用については、乙の指示に従うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、乙は、本件土地を乙の用に供するため、必要な場合が生じたときは、使用を認めないことができる。この場合において、甲は一切異議を申し立てないものとする。

（現状回復等）

第4条 甲は、第1条の目的に本件土地を使用したときは、自己の負担によりこれを現状に回復しなければならない。

2 甲は、本件土地を使用するときは、高砂市地域防災計画に定められたヘリコプター受入の注意事項を遵守するとともに、地域の安全配慮に努めるものとする。

（使用料）

第5条 本件土地の使用料は、無償とする。

（甲の責務）

第6条 甲は、本件土地をヘリポートとして使用するにあたり、甲の責めに起因する事由により、乙又は第3者に損害を与えた場合は、甲の責任で一切解決するものとする。

（期間）

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1箇月前までに甲、乙のいずれか申し出がないときは、さらに1箇年延長されるものとし、以後も同様とする。

2 甲、乙のいずれかこの協定の締結の解除を行おうとするときは、1箇月前までに申し出を行うものとする。
ただし、緊急に恒久的若しくは長期にわたり、ヘリポートとして使用が困難になるときは、乙はできるだけ速やかに甲に申し出るものとする。

(補則)

第8条 この協定に関し、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成8年6月4日

(甲) 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市

高砂市長

大 内 秀 夫

(乙) 高砂市高砂町宮前町1番8号

鐘淵化学工業株式会社

取締役高砂工業所長

森 弘 志

2 5 災害時における緊急放送の協力に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）とBAN-BANテレビ株式会社（以下「乙」という。）は、災害に関する情報等の放送の実施について、次のとおり定めるものとする。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合に、市民の生命、身体及び財産を保護するとともに、市民生活の安定に寄与するため、甲及び乙の協力のもと、乙が所有する放送設備を通して、情報を提供するために必要なことを定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、乙に放送の協力を要請するときは、放送要請書（様式1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後放送要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第3条 乙は、前条による甲の要請を受けたときは、特に業務上の支障その他やむを得ない事由のない限り、他の業務に優先して要請に応じ協力するものとする。

（連絡責任者）

第4条 要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定めておくものとする。

（費用負担）

第5条 放送に要する費用は、乙の負担とする。

（補 則）

第6条 この協定書に定めのない事項について定めをする必要が生じたとき、又はこの協定書に定める事項に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成19年9月1日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高 砂 市
高 砂 市 長 岡 恒 雄

乙 加古川市加古川町栗津26-2
BAN-BANテレビ株式会社
代表取締役社長 橋 本 忠 明

放 送 要 請 書

B A N-B A Nネットワーク（株） 様

高砂市長

災害の種類： 第 報

要 請 日 時	年 月 日 （ ） 時 分
要 請 事 項	
連 絡 事 項	

担 当 部 署		電 話	
担 当 者		F A X	

2 6 災害時における避難場所提供に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）と株式会社石原商店が経営するOホテル高砂（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高砂市内に地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生、または発生が予想されるときに、乙が、第2条に掲げる事項の協力を行うことにより、甲の行う災害救援対応の円滑なる遂行に資することを目的とする。

（協力の内容）

第2条 乙は、高砂市内に災害が発生、または発生が予想されるときは、甲の要請に基づき、次に掲げる事項について協力を行うものとする。（但し、乙の施設利用者に支障が生じる恐れがある場合には、その都度、甲乙協議するものとする。）

（1）屋内における避難場所の提供

（2）その他、乙が可能とするサービスの提供

2 避難所を開設する基準は次のとおりとする。

（1）乙の所在地域に対し、避難勧告が発令された場合

（2）災害の発生が予想され、甲より開設の要請があった場合

3 前2項に規定する協力に必要な費用は、甲の負担を原則とする。

（連絡責任者）

第3条 この協定に関する連絡責任者は、乙においてはOホテル高砂マネージャー、甲については企画総務部危機管理室長とする。

（防災訓練への参加）

第4条 乙は、甲及び地域において行う防災訓練に参加し、災害時の対応に資するものとする。

（損害賠償等）

第5条 乙の敷地内において避難者が故意又は過失その他の理由により、乙及び乙の管理する施設内にあるものに対し損害を与えたときは、甲はその損害を賠償するなど、甲の責任において必要な処置を講じなければならない。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲と乙は記名押印の上、各1通を保有する。

平成 21 年 12 月 24 日

甲 高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号
高砂市
高砂市長 登 幸 人

乙 相生市本郷町 1 1 番 7 号
株式会社 石原商店
代表取締役社長 石 原 義 昭

27 災害時における応急対策等の協力に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）と、兵庫県自動車整備振興会加古川支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う被災者救援及び障害物除去等に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請方法）

第1条 甲は、災害が発生し、人命救助等の業務（以下「業務」という。）のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、要請書による要請をするいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- （1）甲が保有する又は指定する資機材の運転による被災者救援や障害物除去
- （2）乙の会員が保有している資機材による被災者救援や障害物除去
- （3）甲が保有する車両の緊急整備及び応急措置
- （4）乙の会員が保有している資機材による避難所等での冷暖房
- （5）帰宅困難者等に対するトイレ等の提供
- （6）その他甲が必要と認める業務でかつ、乙が対応可能な業務

（乙の協力）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から協力の要請を受けたときは業務上の支障、またはやむを得ない事由のない限り他の業務に優先して甲に協力を行うものとする。

（報告方法）

第4条 乙は、前条の規定により協力を行った場合は、報告書（様式2）により、速やかに甲に対して被災者救援及び障害物除去等の実施状況を報告するものとする。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、業務終了後、速やかに報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 本協定に基づく協力業務に要した費用は、乙の負担とする。ただし、乙が協力業務を実施するにあたり、甲の指示により、乙が保有する資機材以外の資機材を調達した場合は、それに要した費用は甲の負担とする。

（損害補償）

第6条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合及び乙の機材が活動中に破損等した場合であって、法令等に定める要件に該当するときには、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の適用がある場合を除き、双方協議のうえ甲は法令等に定める損害補償を行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第7条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

1 甲及び乙は、連絡責任者等を定め様式3により報告するものとする。

2 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(自発的活動)

第9条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する障害物除去等の社会貢献活動に制限を加えるものではない。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成22年3月31日

甲 高砂市

代表者 高砂市長 登 幸人

乙 兵庫県自動車整備振興会加古川支部

代表者 支部長 藤原 大

応急対策業務等の協力要請書

兵庫県自動車整備振興会加古川支部 様

高砂市長 ○ ○ ○ ○

1 実施日時（期間）

年 月 日 ～ 応急対策業務が終了するまで

2 実施場所または実施地区

高砂市

3 災害の状況及び協力業務の内容（障害物除去、道路交通確保、その他）

4 協力業務に必要な資機材等の種類、数及び業務従事者

資機材等の種類	数	従事人数

5 甲の現場責任者

所属

氏名

電話

甲の連絡担当者

所属 総務部危機管理室

氏名

電話

6 その他必要な事項

資機材の種類及び数量、従事者数等現場確認後現場責任者と調整してください。

年 月 日

応急対策業務等の実施報告書

高砂市長 様

兵庫県自動車整備振興会加古川支部

1 実施日時（期間）

年 月 日 ～ 年 月 日

2 実施場所または実施地区

高砂市

3 実施内容

4 乙の現場責任者

事業所名

氏名

電話

乙の連絡担当者

兵庫県自動車整備振興会加古川支部

氏名

電話

5 実施事業所名等

事業所名	人 員	使用資機材及び数量

6 その他必要な事項

様式3(第8条関係)

甲の連絡責任者			
所属	総務部危機管理室	職・氏名	
		電話（代表）	
		（直通）	
		（F A X）	

乙の連絡責任者			
所属	兵庫県自動車整備振興会 加古川支部	職・氏名	
		電話（代表）	
		（緊急時）	
		（F A X）	

28 災害支援ボランティア活動に関する協定書

（目的）

第1条 この協定は、市内に災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、高砂市（以下「甲」という。）と社会福祉法人高砂市社会福祉協議会（以下「乙」という。）が相互に協力して災害支援ボランティアの活動支援や円滑な被災者等の支援を図ることを目的とする。

（情報の収集及び提供）

第2条 甲及び乙は、災害時において、連携して災害支援ボランティアに関する情報を収集し、被災者等及び関係機関等に対して情報を提供するものとする。

2 甲及び乙は、平常時から災害支援ボランティアの活動についての情報交換を行うこと等により、災害時に円滑な連携・協力体制がとれるよう努めるものとする。

（災害ボランティアセンターの開設及び運営）

第3条 甲は、災害時において、災害の状況を早期に把握し、乙と協議のうえ、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の開設を決定するものとする。

2 乙は、センターの開設及び運営を行うものとする。

3 甲は、センターの運営に協力するものとする。

4 甲及び乙は、連携して被災者等及び関係機関等からの災害支援ボランティアの活動に関する問い合わせ及び相談に応じることとする。

（センターの閉鎖）

第4条 甲は、災害による被災状況が改善し、センターの閉鎖が必要であると判断した場合は、乙と協議のうえ、閉鎖を決定するものとする。

（人材育成）

第5条 乙は、センターの運営を円滑に行うため人材を育成し、その資質の向上に努めるものとする。

2 甲は、乙に必要な協力をするものとする。

（経費の負担）

第6条 センターの開設に関する資機材等の経費は、甲が負担するものとする。

2 乙は、甲に対し、センターの運営経費の一部について、負担を求めることができる。

（支援体制の整備）

第7条 乙は、兵庫県社会福祉協議会、近隣市町社会福祉協議会、広域災害支援を行うNPO法人等との連携を強化し、災害時における広域的な支援体制の整備に努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、決定する。

(雑則)

第9条 この協定は、締結の日から効力を生じる。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成22年4月1日

(甲) 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市

高砂市長 登 幸 人

(乙) 高砂市高砂町朝日町1丁目2番1号

社会福祉法人 高砂市社会福祉協議会

理事長 大 上 弘

29 災害時における応急対策等の協力に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）と、社団法人兵庫県建設業協会加印支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う被災者救援及び障害物除去等に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請方法）

第1条 甲は、災害が発生し、人命救助等の業務（以下「業務」という。）のため、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、要請書（様式1）により協力の要請をするものとする。ただし、要請書による要請をするいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。

（業務の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する業務は次のとおりとする。

- （1）災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- （2）災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （3）その他甲が必要と認める緊急応急作業

（乙の協力）

第3条 乙は、第1条の規定により甲から協力の要請を受けたときは、特別の理由がない限り、他の業務に優先して甲に協力を行うものとする。

（報告方法）

第4条 乙は、前条の規定により協力を行った場合は、報告書（様式2）により、速やかに甲に対して被災者救援及び障害物除去等の実施状況を報告するものとする。ただし、報告書をもって報告するいとまがないときは、口頭で報告し、業務終了後、速やかに報告書を提出するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づいて乙が業務を実施するにあたり、乙が使用した建設資機材等に要した費用については、災害発生時における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定め、甲が負担するものとする。

（損害補償）

第6条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合及び乙の機材が活動中に破損等した場合であって、法令等に定める要件に該当するときには、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の適用がある場合を除き、甲、乙協議のうえ甲は法令等に定める損害補償を行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第7条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

1 甲及び乙は、連絡責任者等を定め様式3により報告するものとする。

2 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(自発的活動)

第9条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する障害物除去等の社会貢献活動に制限を加えるものではない。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成23年2月4日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市
高砂市長

乙 加古川市加古川町栗津327-6
社団法人兵庫県建設業協会加印支部
支部長

応急対策業務等の協力要請書

社団法人兵庫県建設業協会加印支部 様

高砂市長

1 実施日時（期間）

年 月 日 ～ 応急対策業務が終了するまで

2 実施場所または実施地区

3 災害の状況及び協力業務の内容（障害物除去、道路交通確保、その他）

4 協力業務に必要な資機材等の種類、数及び業務従事者

資機材等の種類	数	従事人数

5 甲の現場責任者

所属

氏名

電話

甲の連絡担当者

所属

総務部危機管理室

氏名

電話

6 その他必要な事項

資機材の種類及び数量、従事者数等現場確認後現場責任者と調整してください。

年 月 日

応急対策業務等の実施報告書

高砂市長 様

社団法人兵庫県建設業協会加印支部

1 実施日時 (期間)

年 月 日 ～ 年 月 日

2 実施場所または実施地区

3 実施内容

4 乙の現場責任者

事業所名

氏名

電話

乙の連絡担当者

兵庫県建設業協会加印支部

氏名

電話

5 実施事業所名等

事業所名	人 員	使用資機材及び数量

6 その他必要な事項

30 災害時における支援協力に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）と、兵庫県石油商業組合加古川高砂支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時における支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高砂市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という）において、被災者救援に関する支援活動への協力について、必要な事項を定めるものである。

（支援の内容）

第2条 甲は、乙に対し、乙の組合員（以下「組合員」という。）の給油取扱所における次の事項の実施について協力を要請することができるものとする。

- （1）災害時の応急・復旧対策、被災者等への支援のため、緊急通行車両への優先的な給油を行うとともに、当該車両の運転者に対して道路、避難場所その他必要な情報を提供すること。
 - （2）徒歩で帰宅する被災者等に対して、甲が提供する情報のほか、ラジオ、テレビ等で知り得た情報を提供するとともに、当該給油取扱所を一時休憩所として、水道水及びトイレを提供すること。
 - （3）避難所における炊き出し、暖房等に使用する石油類燃料を優先的に供給すること。
- 2 乙は、災害時に甲から石油類燃料の提供を求められたときは、優先的に供給するものとし、石油類燃料の供給に当たっては次のとおりとする。
- （1）甲が石油類燃料の運搬を求めたときは、乙は積極的に協力するものとし、甲又は乙の指定する者が運搬するものとする。
 - （2）石油類燃料の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該引渡し場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認のうえ引き取るものとする。
- 3 乙は、組合員に対し、災害時に次の事項について協力するよう指導するものとする。
- （1）火災又は救急事故発生時における119番通報の実施
 - （2）火災発生時における初期消火活動の実施
 - （3）救助活動に活用できるジャッキ等の資機材等の貸出
 - （4）救急措置その他の協力できること
 - （5）石油類燃料の価格の高騰の防止

（支援の実施）

第3条 乙は前条第1項の規定により甲から要請を受けたときは、組合員に対し、可能な範囲内において支援を実施するよう指導するものとする。ただし、乙は、通信の途絶により甲が乙に協力を要請できないと判断したときは、甲の要請を待たないで支援を実施するよう指導するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条第1項に規定する給油及び石油類燃料の供給に要する費用については、通常の商取引の例によるものとする。

2 第2条第2項に規定する支援の実施に要した経費については、甲が負担するものとし、その費用は、乙の指定する者が提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲は乙と協議のうえ決定するものとする。

3 前2項に定めないものについては、乙の負担とする。

(防災情報の発信)

第5条 乙は、組合員に対し、給油取扱所において平常時より地震・洪水等の被害想定、避難場所及び緊急輸送路その他防災に関する情報の発信に努めるよう指導するものとする。

2 甲は、前項の情報の発信及び第2条第2項第2号の情報の提供に関して必要な協力を行うものとする。

(事業継続計画)

第6条 乙は、組合員に対し、災害時における事業を円滑に継続するため、事業継続計画の策定を指導するものとする。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(1) 甲及び乙は、連絡責任者等を定め様式1により報告するものとする。

(2) 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成 2 4 年 5 月 2 日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市

代表者 高砂市長 登 幸 人

乙 加古川市平岡町一色 102
兵庫県石油商業組合加古川高砂支部

代表者 支 部 長 多 田 勝 義

様式 1 （第8 条関係）

甲の第 1 連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
メール			

甲の第 2 連絡責任者			
所 属		電話（直通）	
職 名		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
メール			

乙の第 1 連絡責任者			
所 属	兵庫県石油商業組合加古川 高砂支部	電話（直通）	
支部での役職		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
会 社 名		会社での役職	
メ ー ル			

乙の第 2 連絡責任者			
所 属	兵庫県石油商業組合加古川 高砂支部	電話（直通）	
支部での役職		電話（携帯）	
氏 名		F A X	
会 社 名		会社での役職	
メ ー ル			

3 1 災害時におけるＬＰガスの供給に関する協定書

高砂市内に地震、暴風、豪雨、大火災その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に対処するため、高砂市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県エルピーガス協会加印支部（以下「乙」という。）とは、災害時に炊き出し等必要なＬＰガスの供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、高砂市地域防災計画に基づき、災害時において甲が開設する避難所等（以下「避難所」という。）における炊き出し用等ＬＰガスの供給要請に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（連絡の窓口および体制）

第２条 甲及び乙は、あらかじめＬＰガス供給に関する連絡担当窓口を定め、災害が発生したときは、相互に連絡を行うものとする。

２ 乙は、甲からの要請があったときには、一般社団法人兵庫県エルピーガス協会加印支部会員に連絡を行い、迅速にＬＰガスを避難所へ供給出来るよう必要な事項について、あらかじめ定めておくものとする。

（ＬＰガスの供給要請）

第３条 甲は、高砂市地域防災計画に基づき、避難所における避難住民に炊き出し等を行うため、ＬＰガスを供給する必要があると認めるときは、乙に対し、当該ガス供給の協力を要請することができるものとする。

２ 甲は、乙に対し、ＬＰガスの供給を要請するときは、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により当該要請を行うことができる。

３ 乙は、前項の規定により、甲から供給の要請を受けたときは、その要請に積極的に協力するものとする。

（指定避難所・指定緊急避難場所等）

第４条 避難所とは、甲が指定する避難施設及び臨時に開設する避難施設・避難場所とする。

（安全点検）

第５条 乙が、ＬＰガスを供給するときは、供給設備及び燃焼機器の安全点検を行わなければならない。

（経費の負担）

第６条 ＬＰガス供給にかかる経費は、前条第３条この協定に基づいて乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２ ＬＰガスの対価は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(1) 甲及び乙は、連絡責任者等を定め様式3により報告するものとする。

(2) 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(平常時の活動)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練等への参加に努め、緊急時に備えるものとする。

(協議事項)

第10条 この協定について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期限)

第11条 この協定は、協定締結日の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する

平成24年 月 日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市
代表者 高砂市長 登 幸 人

乙 加古川市
一般社団法人兵庫県エルピーガス協会加印支部
代表者 支部長

様式 1（第 1 条関係）

年 月 日

一般社団法人
兵庫県エルピーガス協会 加印支部 様

高 砂 市

協定書に基づく物資の供給要請書

次の内容で、物資の供給を要請します。

記

1. 引渡場所

2. 要請物資

物資名	数量	物資名	数量
L P ガス (k g)			
L P ガス (k g)			

3. その他必要とする事項

--

高砂市災害対策本部

担当：

電話：

3 2 播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書

播磨地域の 12 市 9 町で構成する播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、防災、福祉、地域振興等の分野において、甲及び乙が相互に連携・協力し、播磨地域の一層の活性化と住民サービスの向上に資することを目的とする。

（協定の効力）

第 2 条 この協定は、甲の構成市町である姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町とその区域に所在する郵便局が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（協力事項）

第 3 条 甲及び乙は、第 1 条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 災害時における相互協力に関すること。
- (2) 地域見守り支援に関すること。
- (3) 不法投棄の情報提供に関すること。
- (4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。
- (5) その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること。

2 前項に掲げる事項の実施に当たり、具体的な細目等については、別に定める。

（変更）

第 4 条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第 5 条 この協定の有効期間は、締結日より 1 年間とし、期間満了の 1 か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がなければ、1 年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協議）

第 6 条 この協定に定めのある事項又は定めのない事項について疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 22 通を作成し、甲、乙署名又は記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 2 5 年 5 月 3 1 日

甲 播磨広域連携協議会
(構成市)

兵庫県姫路市安田四丁目 1 番地
姫路市
姫路市長

(構成市)

兵庫県加古川市加古川町北在家 2 0 0 0 番地
加古川市
加古川市長 樽本 庄一

(構成市)

兵庫県たつの市龍野町富永 1 0 0 5 番地 1
たつの市
たつの市長 西田 正則

(構成市)

兵庫県小野市王子町 8 0 6 番地の 1
小野市
小野市長 蓬萊 務

(構成市)

兵庫県高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号
高砂市
高砂市長 登 幸人

(構成市)

兵庫県西脇市郷瀬町 6 0 5 番地
西脇市
西脇市長 來住 壽一

(構成市)

兵庫県三木市上の丸町 1 0 番 3 0 号
三木市
三木市長 藪本 吉秀

(構成市)

兵庫県加西市北条町横尾 1 0 0 0 番地
加西市
加西市長 西村 和平

(構成市)

兵庫県加東市社 5 0 番地
加東市
加東市長 安田 正義

(構成市)

兵庫県相生市旭1丁目1番3号

相生市

相生市長 谷口 芳紀

(構成市)

兵庫県赤穂市加里屋81番地

赤穂市

赤穂市長 豆田 正明

(構成市)

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6

宍粟市

宍粟市長 福元 晶三

(構成町)

兵庫県加古郡稲美町国岡1丁目1番地

稲美町

稲美町長 古谷 博

(構成町)

兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町

播磨町長 清水 ひろ子

(構成町)

兵庫県多可郡多可町中区中村町123番地

多可町

多可町長 戸田 善規

(構成町)

兵庫県神崎郡神河町寺前64番地

神河町

神河町長 山名 宗悟

(構成町)

兵庫県神崎郡市川町西川辺165番地の3

市川町

市川町長 岡本 修平

(構成町)

兵庫県神崎郡福崎町南田原3116番地の1

福崎町

福崎町長 嶋田 正義

(構成町)

兵庫県揖保郡太子町鵜 1 3 6 9 番地 1

太子町

太子町長 北川 嘉明

(構成町)

兵庫県赤穂郡上郡町大持 2 7 8 番地

上郡町

上郡町長 工藤 崇

(構成町)

兵庫県佐用郡佐用町佐用 2 6 1 1 番地 1

佐用町

佐用町長 庵途 典章

乙 日本郵便株式会社近畿支社

大阪府大阪市中央区北浜東 3 番 9 号

支社長

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の 実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第3条第2項に基づき、協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡責任者)

第2条 協定の実施を円滑に行うため、播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）は、協定書第2条に列記する甲の構成市町（以下「市町」という。）ごと及び協定書第3条第1項で定める事項（以下「協力事項」という。）ごとに連絡責任者を定め、日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、各市町に対応する郵便局ごと及び協力事項ごとに連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

2 前項の連絡責任者は、相互の連絡体制等についての情報交換を行うものとする。

(協力事項の細目)

第3条 協力事項の細目は、以下のとおりとする。

(1) 災害時における相互協力に関すること。

甲及び乙は、各市町に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で協力するものとする。
ただし、平常時においても、災害時の相互応援が円滑に行われるよう、情報の相互交換や防災訓練の参加について相互に協力するものとする。

ア 緊急車両等としての車両の提供

（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

イ 甲又は乙が収集した避難所開設状況、避難者リスト（本人同意の上で作成したもの）及び災害時要援護者等の情報の相互提供

ウ 郵便局ネットワークを活用した情報収集及び広報活動

エ アからウまでに掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(2) 地域見守り支援に関すること。

ア 乙は、業務中に、高齢者・障害者等に対し「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合に、その状況等を甲へ連絡するものとする。

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 乙から連絡を受けた市町は、高齢者・障害者等の安否確認を行う。

(3) 不法投棄の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲に連絡するものとする。

(ア) 不法投棄の発見及び通報に関すること。

(イ) 不法投棄に係る情報の収集及び交換に関すること。

イ 市町は、乙の情報提供に当たり、情報提供者の職、氏名等を外部に漏らしてはならない。また、乙は、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

ウ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

エ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

(4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲へ連絡するものとする。ただし、緊急かつ危険度の高い場合にあっては、関係警察署へ通報するものとする。

(ア) 道路上での陥没やくぼみ等の損傷

(イ) 道路上への土砂崩落や土砂流出

(ウ) 道路上への倒木や街路灯の障害

(エ) その他歩行や車両通行上危険があると思われるもの。

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ず

る。

- 2 前項第2号から第4号までの乙から甲への連絡は、連絡すべき事項を発見等した郵便局員から当該事項の発生した市町の連絡責任者に対し行うものとする。
- 3 前項に掲げるほか、それぞれの地域事情に応じ、その他の取組について相互協力を行う場合は、各市町と当該地域の郵便局が協議し、協力事項等について定めるものとする。
- 4 要請に係る具体的な手続き等について、必要に応じて各市町と各郵便局の連絡責任者が協議の上定めるものとする。

（経費の負担）

第4条 協力に要した経費は、第3条第1項第2号から第4号までに定めるものを除き、原則として要請した者の負担とする。

- 2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

（免責）

第5条 乙は、第3条の規定による情報提供を行うことができなかった場合であっても、それによって生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

- 2 乙の防災訓練の参加については、業務に支障がない範囲内とする。

（補則）

第6条 この細目に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定する。

3 3 災害時における電気設備等の復旧に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）と、兵庫県電気工事工業組合加古川支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害時において、甲の要請に基づき、乙が甲に対して行う電気設備等の復旧に関する応急対策業務の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、高砂市内に地震、風水害等による大規模な災害が発生し又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施することを目的とする。

（支援内容）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- （1） 公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。
- （2） 高砂市内における電気に係る事故防止に関すること。
- （3） 活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。
- （4） 前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。
- （5） 災害発生時における復旧に関すること

（要請の方法）

第3条 甲は乙に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式1）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

- （1） 支援協力の種類
- （2） 支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等
- （3） 支援協力を希望する期間
- （4） その他必要な事項

（協力の実施）

第4条 前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援ができない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（報告）

第5条 乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式2）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書」（別紙様式2）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）

第6条 乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が、甲の要請により支援協力を要した費用については、災害発生時直前における通常の実費用を基準として、甲、乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

(損害補償)

第8条 甲は、この協定に基づいて協力業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、法令等に定める要件に該当するときには、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がある場合を除き、甲、乙協議のうえ甲は法令等に定める損害補償を行うものとする。

(災害発生時の情報提供)

第9条 乙は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

(連絡責任者)

第10条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定めて相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡をとるものとする。

(1) 甲及び乙は、連絡責任者等を定め、別紙様式3により報告するものとする。

(2) 前項に定める甲及び乙の連絡責任者等に変更があった場合は、速やかに相手方に通知するものとする。

(自発的活動)

第11条 この協定は、災害時において乙が自発的に実施する社会貢献活動に制限を加えるものではない。

(情報の交換)

第12条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成26年2月4日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市
代表者 高砂市長 登 幸 人

乙 加古川市加古川町北在家2637
兵庫県電気工事工業組合加古川支部
代表者 支部長 栗山 雅博

3 4 災害時における畳の提供等に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）と「5 日で 5000 枚の約束。プロジェクト実行委員会」（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 3 の規定に基づき、高砂市内に地震、風水害等の大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所等に対する畳の優先提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時に避難所等における良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（支援の要請）

第 2 条 災害時において、甲が畳を必要とするときは、甲は、乙に対して必要数、日時、場所等を明示した支援要請書（様式第 1 号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに支援要請書を提出するものとする。

（協力内容）

第 3 条 前条の場合には、甲と乙とは協力して次の作業を行う。

（1）避難所等までの畳の輸送

（2）利用後の畳の処理

（支援の実施）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定により要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲の要請を受け入れ、畳を提供するものとする。

（支援の報告）

第5条 乙は、前条に規定する業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、支援報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲に提供する畳の対価は、無償とする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

（必要事項の連絡）

第8条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

（訓練への参加）

第9条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項が生じたとき、及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第11条 この協定は、協定締結の日から生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年6月30日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市

高砂市長 登 幸 人

乙 神戸市兵庫区永沢町3丁目8番8号

5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会

委員長 前 田 敏 康

年 月 日

5 日で 5 0 0 0 枚の約束。

プロジェクト実行委員会 様

高砂市長

支 援 要 請 書

災害時における畳の提供等に関する協定第2条の規定により、次のとおり要請します。

記

1 畳の調達

輸送場所（指定避難所・指定 緊急避難場所等）	枚数	備考

2 その他（特記事項）

年 月 日

高砂市長

様

5日で5000枚の約束。

プロジェクト実行委員会

支 援 報 告 書

災害時における畳の提供等に関する協定第5条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 畳の調達

輸送場所（指定避難所・指定 緊急避難場所等）	枚数	備考

2 その他（特記事項）

3 5 災害時における避難所設営用物資の供給に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）と「釜谷紙業株式会社」（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 3 の規定に基づき、高砂市内に地震、風水害等の大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難所等に対する物資の優先供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、災害時に避難所等における良好な生活環境の確保を図ることを目的とする。

（支援の要請）

第 2 条 災害時において、甲が物資を必要とするときは、甲は、乙に対して必要数、日時、場所等を明示した支援要請書（様式第 1 号）により要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、その後速やかに支援要請書を提出するものとする。

（物資の種類）

第 3 条 物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害の発生時において乙の可能な範囲で当該物資の供給を行うものとする。

- (1) 段ボール製品（段ボールシート及び段ボールケース）
- (2) 段ボール製簡易ベッド
- (3) その他乙の取扱商品

（支援の実施）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定により要請を受けたときは、特別な理由がない限り、甲の要請を受け入れ、物資を供給するものとする。

（支援の報告）

第5条 乙は、前条に規定する業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、支援報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第6条 乙が甲に供給した物資の価格は、災害の発生時の直前の価格を基準とし、甲乙協議して定めるものとする。

（車両優先通行の確保）

第7条 甲は、災害の発生時において乙が物資を配送し、及び供給する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（必要事項の連絡）

第9条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合は、速やかに相手方に当該変更事項について連絡するものとする。

（訓練への参加）

第10条 乙は、この協定に基づく業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等に積極的に参加するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に定めのない事項が生じたとき、及びこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、協定締結の日から生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 27 年 12 月 16 日

甲 高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号

高砂市

高砂市長 登 幸 人

乙 加古川市加古川町木村 8 5

釜谷紙業株式会社

代表取締役社長 釜 谷 和 明

年 月 日

釜谷紙業株式会社 様

高砂市長

支 援 要 請 書

災害時における避難所設営用物資の供給に関する協定第 2 条の規定により、次のとおり要請します。

記

1 避難所設営用物資の調達

輸送場所（指定避難所・指定緊急避難場所等）	物資の種類	数量	備考

2 その他（特記事項）

年 月 日

高砂市長

様

釜谷紙業株式会社

支 援 報 告 書

災害時における避難所設営用物資の供給に関する協定第5条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 避難所設営用物資の調達

輸送場所（指定避難所・指定緊急避難場所等）	物資の種類	数量	備考

2 その他（特記事項）

3 6 災害に係る情報発信等に関する協定

高砂市及びヤフー株式会社（以下「ヤフー」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、高砂市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、高砂市が高砂市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、高砂市の行政機能の低下を軽減させるため、高砂市とヤフーが互いに協力して様々な取組を行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組）

1. 本協定における取組の内容は次の中から、高砂市及びヤフーの両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) ヤフーが、高砂市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、高砂市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 高砂市が、高砂市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 高砂市が、高砂市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。

- (4) 高砂市が、災害発生時の高砂市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 高砂市が、高砂市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて高砂市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という。）にアクセスするためのwebリンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 高砂市が、高砂市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2. 高砂市及びヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
 - 3. 第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、高砂市及びヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組を随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく高砂市及びヤフーの対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

ヤフーは、高砂市から提供を受ける情報について、高砂市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む。）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、高砂市及びヤフーは、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議の上、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、高砂市及びヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書２通を作成し、高砂市とヤフー両者記名押印の上各１通を保有する。

平成２８年４月１５日

甲 高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号

高砂市

高砂市長 登 幸 人

乙 東京都港区赤坂九丁目７番１号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮 坂 学

3 7 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第 1 条第 1 号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第 2 条に定義される）を甲に供給すること等について、次のとおり本協定を締結する。

第 1 条（目 的）

本協定は、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 甲の区域内で災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 2 条第 1 号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 2 3 条の 2 に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）又は高砂市地域防災計画に定める災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給、利用等に関し必要な事項を定めること。
- (2) 甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

第 2 条（定 義）

本協定において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味を有するものとする。

- (1) 「住宅地図」とは、高砂市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
- (2) 「広域図」とは、高砂市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
- (3) 「Z N E T T O W N」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「Z N E T T O W N」を意味するものとする。
- (4) 「I D 等」とは、Z N E T T O W Nを利用するための認証 I D 及びパスワードを意味するものとする。
- (5) 「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び Z N E T T O W N の総称を意味す

るものとする。

第3条（地図製品等の供給の要請等）

1. 乙は、甲が災害対策本部又は災害警戒本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
2. 地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。
3. 甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別に定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
4. 乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別に定める物資供給報告書を提出するものとする。
5. 本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙協議の上、決定するものとする。

第4条（地図製品等の貸与及び保管）

1. 乙は、第3条第1項の規定による地図製品等の供給とは別に、本協定締結後、甲乙が別に定める時期、方法により、乙が別に定める数量の住宅地図、広域図及びID等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
2. 甲は、前項の規定により乙が貸与した住宅地図、広域図及びID等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。
3. 乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知した上で、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

第5条（地図製品等の利用等）

1. 甲は、災害対策本部又は災害警戒本部を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第3条又は第4条の規定により乙から供給又は貸与された地図製品等につき、次各号に定める利用を行うことができるものとする。
 - (1)災害対策本部又は災害警戒本部設置期間中の閲覧
 - (2)災害対策本部又は災害警戒本部設置期間中、甲乙間で協議の上定める期間及び条件の範囲内での複製
2. 甲は、前項の規定により住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別に定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
3. 甲は、第1項の規定にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。この場合において、甲は、広域図を複製利用する場合は、乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

第6条（情報交換）

甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

第7条（有効期間）

本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から1年間とする。ただし、当該有効期間満了の3箇月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に1年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

第8条（協 議）

甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成28年 5月 1日

甲) 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目 1番1号 高砂市 市長 登 幸人	乙) 兵庫県神戸市中央区御幸通4丁目2 番20号 三宮中央ビル1F 株式会社ゼンリン 関西第二エリ ア統括部 部長 松井 仁
---	---

3 8 大規模災害時における被災者支援協力に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）と兵庫県行政書士会（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）における被災者支援のため、相互協力の精神に基づき、必要な行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務に関し、混乱する被災地での被災者の支援により大きく貢献するよう必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時に災害対策本部等を設置し、かつ、市内に災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された場合において、行政書士業務の必要性が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙及び乙の会員が行う行政書士業務は、行政書士法（昭和26年法律第4号）第1条の2及び第1条の3に規定する業務並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

- （1）乙による被災支援相談窓口の設置
- （2）甲への乙の会員の派遣
- （3）その他甲が必要と認める業務

（協力要請書）

第4条 第2条の規定による要請は、業務の内容、場所及び期間その他必要事項等を明らかにした協力要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急

を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の協力要請書の提出を受けたときは、その要請を実施するための措置を行うとともに、その措置の状況を甲に通知するものとする。

（災害時の体制整備等）

第6条 乙は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において必要と認めるときは、甲の要請に直ちに対応できる体制を確保するよう努めるものとする。

2 乙は、第4条の規定による要請を実施し、又は前項の体制を確保するため、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、あらかじめ業務責任者を定め業務に支障を来たさないよう平時から連絡調整に努めるものとする。

（費用負担）

第7条 第3条の規定により乙の会員が行う行政書士業務で必要となる人件費及び物件費は、乙が負担するものとする。

（実費手数料の取扱い）

第8条 甲の要請に基づき乙及び乙の会員が行う行政書士業務は無料とし、実費が必要な場合には相談者が負担するものとする。

（情報交換及び協議）

第9条 甲及び乙は、この協定に基づく業務を円滑に推進するため平時から情報を交換するとともに、必要に応じ協議を行うものとする。

（損害の補償）

第10条 甲の要請に基づく行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、疾病

にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲は負担を負わないものとする。

（協議）

第 11 条 この協定に定めのない事項又は協定に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第 12 条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 28 年 7 月 13 日

甲 高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号

高砂市

高砂市長 登 幸 人

乙 神戸市中央区東川崎一丁目 1 番 3 号

神戸クリスタルタワー 13 階

兵庫県行政書士会

会長 村 山 豪 彦

39 災害時におけるダンボール製品の供給に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）と釜谷紙業株式会社（以下「乙」という。）及び、セツカートン株式会社（以下「丙」という。）は、災害時におけるダンボール製品の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生又は発生するおそれがある時において、避難所の設営等において必要な物資の供給に関し、必要な事項を定める。

（協力の要請及び受諾）

第2条 甲は、災害時に物資の供給が必要となった場合は、救援物資供給要請書（様式第1号）により、乙及び丙に協力を要請できるものとする。ただし、緊急を要する時は、口答又は電話等により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

2 乙及び丙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（物資の種類）

第3条 前項の物資の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 段ボール製簡易ベッド
- (2) 段ボール製シート
- (3) 段ボール製間仕切り
- (4) 段ボール製簡易トイレ
- (5) その他乙及び丙の取扱商品

（手続等）

第4条 乙及び丙は、甲の指定する場所に物資を搬送し納品するものとする。

その際に、甲は職員をもってこれを確認させ、受け取るものとする。

2 乙及び丙は、搬送終了後、速やかに救援物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 甲は、乙及び丙に対し、前条の規定により納品された物資の費用及び物資の運搬に要する費用について負担するものとする。

2 前項に掲げる経費の価格は、災害時の直近の価格を基準とし、甲乙丙協議のうえ定めるものとする。

（経費の支払）

第6条 経費は、乙及び丙が甲に請求するものとし、甲は請求書を受け取った日から起算し、30日以内にこれを支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第7条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡窓口を定め、相手方に通知しなければならない。また、連絡窓口を変更したときも同様とする。

(有効期間)

第8条 この協定書の有効期間は締結の日から平成30年3月31日までとする。
ただし、期間満了の日の30日前までに、甲、乙又は丙から各相手方に対し文書による終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(疑義の解決)

第9条 この協定書に定めのない事項及びこの協定書に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙丙協議のうえ、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成29年8月18日

(甲) 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市

高砂市長 登 幸 人

(乙) 加古川市加古川町木村85

釜谷紙業株式会社

代表取締役社長 釜 谷 和 明

(丙) 伊丹市東有岡5丁目33番地

セツカートン株式会社

代表取締役社長 丹 羽 俊 雄

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

社 名

代表者

様

高砂市長

救 援 物 資 供 給 要 請 書

災害時におけるダンボール製品の供給に関する協定第 2 条の規定に基づき、
次のとおり協力を要請します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（高砂市連絡担当者）

所 属	
職 名 ・ 氏 名	
電 話 番 号	

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

高砂市長 様

社 名

代表者

救 援 物 資 供 給 完 了 報 告 書

災害時におけるダンボール製品の供給に関する協定第4条の規定に基づき、
次のとおり供給したことを報告します。

物資の種類	数量	搬送日時	搬送場所	備考

（ 連絡担当者 ）

所 属	
職 名 ・ 氏 名	
電 話 番 号	

40 災害時等における無人航空機の運用に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）とハリマニックス株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等における無人航空機による災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対して協力を要請することができる。

（協力業務の範囲）

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が協力する業務（以下「協力業務」という。）は、次に掲げる業務とする。

（1）災害対応等に必要映像、画像等の情報収集に関する業務

（2）災害地図の作成等の災害支援に関する業務

（3）その他甲が必要と認める業務

2 乙は、特別の理由があるときは、前条の規定による甲の要請に協力しないことができる。この場合においては、乙は、この協定の違反等の責任を負わないものとする。

（協力要請書）

第4条 第2条の規定による甲の要請は、協力業務の内容、実施場所及び実施期間その他必要事項を明らかにした協力要請書（別記様式）を乙に交付することにより行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後において速やかに協力要請書を提出することにより当該要請をすることができるものとする。

（協力業務の実施）

第5条 乙は、協力要請書の提出を受けたときは、直ちに協力業務に必要な無人航空機及び資機材並びに人員を出動させ、甲が指定する指揮者の指示に従い協力業務を実施するものとする。

(安全の確保等)

第6条 甲が指定する指揮者は、乙の構成員に対し、協力業務の内容に応じ安全の確保等に十分配慮するものとする。

(業務報告)

第7条 乙が第5条の規定により協力業務を実施したときは、当該協力業務の完了後速やかに、その実施した協力業務の内容を甲に報告するものとする。

(映像等の所有権)

第8条 この協定に基づく協力業務による映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力業務により撮影した映像を、甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

(費用負担)

第9条 協力業務の実施に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力業務の責任負担)

第10条 協力業務の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の名において誠実に処理しなければならない。

2 乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。

3 収集した情報の利用は、甲が指定する指揮者が判断を行い、乙は責任を負わない。

(平常時の準備)

第11条 乙は、無人航空機の運用方法等をマニュアルに定めるとともに、平常時から乙の構成員の無人航空機の活用技術の維持向上に努め、災害時における緊急連絡体制を整備するものとする。

(訓練の参加)

第12条 乙は、この協定による協力業務が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練等への参加に努めるものとする。

(実施細目)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定める。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第15条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書で協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成29年8月31日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号

高砂市

高砂市長 登 幸 人

乙 高砂市高砂町浜田町1丁目7-28

ハリマニックス株式会社

代表取締役 菱 田 好 美

年 月 日

ハリマニックス株式会社 様

高砂市長

協 力 要 請 書

災害時等における無人航空機の運用に関する協定第２条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

要 請 担 当 者	所 属	職 名
	氏 名	電 話
電話、FAX等による要請日時	年 月 日 ()	午前・午後 時 分 頃
要 請 内 容		
場 所		
期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで	
備 考		

4 1 防災情報等の提供に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）とファーストメディア株式会社（以下「乙」という。）とは、災害に係る情報の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に備え、甲が高砂市民等に対して必要な防災情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙とが互いに協力することを目的とする。

（協力内容）

第2条 前条の目的を達成するため、甲は、その保有する高砂市内の避難所等の災害に関する情報を乙に提供し、乙は、当該情報をスマートフォン向け総合防災アプリケーション等の自社サービス上に掲載すること等により一般に広く周知するものとする。

（費用の負担）

第3条 前条の規定により甲乙それぞれが実施する作業については、原則として双方が無償で行うものとし、その作業に係る一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の第三者提供）

第4条 乙は、この協定で得た情報を第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（有効期間）

第5条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書で協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 29 年 11 月 29 日

甲 兵庫県高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号
高砂市

高砂市長 登 幸 人

乙 東京都千代田区神田神保町 1 丁目 4 番 4 号
ファーストメディア株式会社

代表取締役社長 山崎 佳一

4 2 災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県トラック協会（以下「乙」という。）とは、高砂市内外において大規模な地震、風水害及び火災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における救援物資の緊急輸送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高砂市内外において大規模な地震、風水害及び火災等による災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品の救援物資（被災者のために甲が調達する物資及び被災者のために甲に対して甲以外のものから提供される物資をいう。以下同じ。）の輸送等の確保を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（物資受入れ・配送拠点の設置）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要と認めるときに物資受入れ・配送拠点（以下「拠点」という。）を設置し、乙は、甲からの要請に応じて、拠点において、救援物資の荷下ろし、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）を行う。

（要請）

第3条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対して、「緊急救援物資輸送要請書」（様式第1号）により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭又は電話をもって要請し、後日速やかに「緊急救援物資輸送要請書」を提出するものとする。

（協力）

第4条 乙は、前条の規定による要請があった場合は、業務に支障がない範囲において、可能な限り協力するよう努めるものとする。

（輸送業務への協力）

第5条 甲は、第3条の規定による要請に係る業務を乙が実施する際においては、次に掲げる事項について協力するよう努めるものとする。

(1) 乙が輸送業務に使用する車両に対する緊急通行車両の登録申請の補助及び災害派遣等従事車両証明書の発行

(2) 罹災状況や輸送経路に係る情報提供

(報告)

第6条 乙は、甲の要請を受けて協力を行った場合には、「緊急救援物資輸送報告書」(様式第2号)により報告することとする。ただし、「緊急救援物資輸送報告書」により報告するいとまがない場合は、あらかじめ口頭又は電話により行い、後日速やかに文章により報告するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 甲が乙に対して行った要請に係る業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費の算出方法は、災害発生時における当該地域の事業所の届出運賃料金等を基準として、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し事故等が発生したときは、甲に対し文書により報告し、甲と乙が協議の上、適切な措置を講ずるものとする。

(疑義等の決定)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、甲と乙が協議の上、決定するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期限は、協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1月前までに、甲又は乙から協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が記名押印の上、

各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 5 月 1 1 日

甲 高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号
 高砂市
 高砂市長 都 倉 達 殊

乙 神戸市灘区大石東町 2 丁目 4 番 2 7 号
 一般社団法人兵庫県トラック協会
 会長 木 南 一 志

「緊急救援物資輸送要請書」（様式第1号）

令和 年 月 日

一般社団法人兵庫県トラック協会会長 様

高砂市長

要請書

「災害時における物資等の緊急輸送等に関する協定」第3条により、下記のとおり協力を要請します。

記

1 支援内容

- ☐ 避難所等への救援物資の輸送 積地： 降地：
- ☐ 高砂市から指示のあった拠点での荷役作業
- ☐ 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 要請内容

- ・必要とする車両等 台、人員 人、資機材
()
- ・物資の積込場所及び輸送先
- ・輸送品目

品 目	数 量	品 目	数 量

【輸送要請先】（兵庫県トラック協会 使用欄）

事業者名			
担当者		連絡先	
ドライバー氏名		連絡先	
車番			

「緊急救援物資輸送報告書」（様式第2号）

令和 年 月 日

高砂市長 様

一般社団法人兵庫県トラック協会会長

報告書

令和 年 月 日で要請のあった業務を完了しましたので、次のとおり報告します。

記

1 支援内容

- ☐ 避難所等への救援物資の輸送 積地： 降地：
- ☐ 高砂市から指示のあった拠点での荷役作業
- ☐ 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

2 要請内容

- ・必要とする車両等 台、人員 人、資機材
()
- ・物資の積込場所及び輸送先
- ・輸送品目

品 目	数 量	品 目	数 量

4 3 災害時における支援協力に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

この協定は、高砂市内において高砂市地域防災計画に基づき災害対策本部が設置される地震、風水害及びその他の災害が発生した場合又は武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成 15 年法律第 79 号）に規定する武力攻撃事態等が発生した場合で、多数の死者が一時的又は集中的に発生したとき（以下「災害時」という。）に迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（協力）

甲は、災害時に乙の協力が必要と認める場合には、次に掲げる事項について乙に協力を要請するものとし、乙はやむを得ない事由のない限り、協力するものとする。

遺体の収容及び安置に必要な次に掲げる資機材及び消耗品並びに作業等の役務の提供

棺（仏衣など納棺セット等の付属品を含む。）

ドライアイス、防腐剤等遺体の安置に必要な用品

骨つぼ及び骨箱

納体袋

遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供

遺体搬送用寝台車、霊柩車等による遺体の搬送

その他甲の要請により乙の応諾が可能な業務

（要請）

前条の規定による要請は、次に掲げる事項を記載した災害時における支援協力に関する要請書（様式第1号）により行うものとする。ただし、甲がやむを得ない事態が発生したと認めるときは、電話、ファクシミリ、電子メール等で要請することができる。この場合において、当該やむを得ない事態が収束した後、甲は、速やかに当該要請書を乙に送付するものとする。

（1） 要請を行った者の職氏名及び担当者名

要請の日

要請の理由

要請の内容

要請する期間

要請する場所

その他要請に必要な事項

（報告）

乙は、甲の要請により第2条各号に掲げる事項について協力を実施したときは、次に掲げる事項のうち、実施した事項について記載した災害時における支援協力業務実施報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（1） 遺体の収容及び安置に必要な資機材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した人数

遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数と日数

遺体搬送のために使用した寝台車及び霊柩車等の搬送台数と走行距離

その他、甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

甲は、乙から前条の規定による乙の報告があった場合は、当該報告書の内容が甲の要請により実施したことを確認しなければならない。当該確認をした内容に係る乙が要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲の要請により乙が実施した作業に要した経費は、甲が負担するものとする。

（価格の決定）

乙が甲の要請により第2条各号に掲げる事項について協力を実施した際、乙が要した経費の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和22年法律第118号）又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用された場合には、それぞれの法律（これに基づく県規則を含む。）に基づく基準額の範囲内であることとする。ただし、それぞれの法律が適用されない場合は、当該基準額及び通常の適正価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

（経費の請求）

乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

2 乙が遺族等の要請により、甲が要請した事項の範囲を超える事項を行った場合においては、当該事項に係る経費は乙が当該要請を行った遺族等に請求しなければならない。

（経費の支払い）

甲は前条第1項に基づき、乙から請求があった場合は乙が指定する支払先に高砂市財務規則に基づき支払うものとする。

（支援体制の整備）

乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、関係団体と連携し広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）

この協定の円滑な実施を図るため、甲乙それぞれに連絡責任者（正：1 副：1）を置くこととする。

（災害時の情報提供）

乙は、第2条に規定する協力の実施中に得た情報を積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

乙は、第2条各号に掲げる協力を行う場合において知り得た個人情報、その他の情報を甲以外の第三者に漏らしてはならない。

（通知）

甲及び乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、連絡窓口を明らかにした名簿を毎年4月末日までに、高砂市に通知するものとする。

（協議）

この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成31年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の1ヶ月前までに甲又は

乙から書面による協定解除の申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年５月１４日

甲 高砂市荒井町千鳥１丁目１番１号
高砂市

高砂市長 登 幸 人

乙 東京都港区西新橋１丁目１８番１２
COMS 虎ノ門６階

一般社団法人

全日本冠婚葬祭互助協会

会 長 齋 藤 齋

4 4 災害時等における非常無線通信の協力に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）と高砂アマチュア無線非常通信協力会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における情報の収集及び伝達に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、高砂市において災害時等における甲の要請に基づき乙が協力して実施する防災情報の収集及び伝達に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（非常通信の性格）

第２条 非常無線通信とは、電波法（昭和２５年法律第１３１号）第５２条第４号に規定する非常通信（以下「非常通信」という。）の範囲において、ボランティア精神に基づいて行われるものをいう。

（協力の要請）

第３条 甲は、災害時等において、非常通信の必要があると認めるときは、乙に協力を要請する

ことができる。

２ 乙は、前項の規定による協力要請を受けたときは、可能な範囲内において非常無線通信を実施するものとする。

（非常通信の内容）

第４条 乙は、次に掲げる事項を甲に連絡するものとする。

- (1) 被害発生 の場所及び状況
- (2) 住民の避難状況及び安否状況
- (3) 救護者の発生状況及び救護の状況
- (4) 道路情報及び交通機関の運行状況
- (5) ライフラインの被害状況及び救急対策の状況
- (6) その他必要と認める事項

（個人情報及び秘密の保護）

第５条 乙は、非常無線通信を行うに当たって前条各号に掲げる事項について特定の個人を識別することができる情報がある場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１６条第３項各号に掲げる場合を除き、非常無線通信を介して行わないものとする。

２ 乙は、この協定に基づいて活動する際に知り得た情報について、甲の許可なく外部に漏らしてはならないものとする。

（経費の負担）

第６条 乙が行う非常無線通信に関する経費は、無償とする。ただし、必要やむをえない場合は、甲乙協議して決定するものとする。

(有効期間)

第7条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書で協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(その他)

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成30年5月14日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市
高砂市長 登 幸 人

乙 高砂市米田町古新372
高砂アマチュア無線非常通信協力会
代表 長井 勝久

4 5 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）と株式会社カンキ（以下「乙」という。）とは、高砂市内に地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における資機材のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するに当たって必要な資機材の迅速かつ円滑な提供及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において、資機材を必要とするときは、乙に対し、乙が保有し、又は調達することができる資機材の優先的な提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第3条 甲が乙に要請する資機材は、次に掲げるものとする。

（1）別表に掲げる資機材

（2）その他乙が調達することができる範囲内で甲が指定する資機材

（協力の要請）

第4条 第2条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後において速やかに当該様式を提出するものとする。

（資機材の引渡し等）

第5条 資機材を搬入し、又は設置する場所は、甲が指定する場所とする。この場合においては、甲は、自ら又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 前項の甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬することができるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲が乙からレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する甲が負担する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生の前におけるレンタル及び運搬に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第7条 前条の規定に基づき定めた甲が負担する費用は、乙の請求により支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置が講じられた後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて乙の業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第9条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等について情報交換を行うとともに、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和元年5月10日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月10日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市
高砂市長 登 幸 人

乙 加古川市尾上町安田字西万蔵314-1
株式会社カンキ
代表取締役社長 問谷 悟

別表（第3条関係）

- スポットクーラー
- ハイブリッドドライクーラー
- ミスト扇風機
- 工場扇
- ジェットヒーター
- バルシックス
- トイレ
- 発電機

年 月 日

株式会社カンキ 様

高砂市長

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定に基づき、下記のとおり資機材の調達を要請します。

記

資機材名	規格	数量	搬入場所	備考

市担当者
連絡先

4 6 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）と山喜産業株式会社（以下「乙」という。）とは、高砂市内に地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における資機材のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するに当たって必要な資機材の迅速かつ円滑な提供及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において、資機材を必要とするときは、乙に対し、乙が保有し、又は調達することができる資機材の優先的な提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第3条 甲が乙に要請する資機材は、次に掲げるものとする。

（1）別表に掲げる資機材

（2）その他乙が調達することができる範囲内で甲が指定する資機材

（協力の要請）

第4条 第2条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後において速やかに当該様式を提出するものとする。

（資機材の引渡し等）

第5条 資機材を搬入し、又は設置する場所は、甲が指定する場所とする。この場合においては、甲は、自ら又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 前項の甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬することができるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲が乙からレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する甲が負担する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生の前におけるレンタル及び運搬に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第7条 前条の規定に基づき定めた甲が負担する費用は、乙の請求により支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置が講じられた後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて乙の業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第9条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等について情報交換を行うとともに、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和元年5月10日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月10日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市
高砂市長 登 幸 人

乙 姫路市四郷町明田83番地の1

山喜産業株式会社

代表取締役 富 田 幹 唱

別表（第 3 条 関係）

○スポットクーラー

○ハイブリッドドライクーラー

○ミスト扇風機

○工場扇

○ジェットヒーター

○ストロングヒーター

別紙様式（第4条関係）

年 月 日

山喜産業株式会社 様

高砂市長

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定に基づき、下記のとおり資機材の調達を要請します。

記

資機材名	規格	数量	搬入場所	備考

市担当者
連絡先

4 7 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）と西尾レントオール株式会社（以下「乙」という。）とは、高砂市内に地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における資機材のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するに当たって必要な資機材の迅速かつ円滑な提供及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において、資機材を必要とするときは、乙に対し、乙が保有し、又は調達することができる資機材の優先的な提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第3条 甲が乙に要請する資機材は、次に掲げるものとする。

（1）別表に掲げる資機材

（2）その他乙が調達することができる範囲内で甲が指定する資機材

（協力の要請）

第4条 第2条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後において速やかに当該様式を提出するものとする。

（資機材の引渡し等）

第5条 資機材を搬入し、又は設置する場所は、甲が指定する場所とする。この場合においては、甲は、自ら又は甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 前項の甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬することができるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲が乙からレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する甲が負担する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生の前におけるレンタル及び運搬に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第7条 前条の規定に基づき定めた甲が負担する費用は、乙の請求により支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置が講じられた後速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて乙の業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第9条 甲と乙は、平常時から資機材のレンタル等について情報交換を行うとともに、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和元年5月10日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年5月10日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市
高砂市長 登 幸 人

乙 大阪府大阪市城東区鳴野西2丁目6番8号
西尾レントオール株式会社
R A 西日本営業部
部 長 細 木 寿 英

別表（第3条関係）

- スポットクーラー
- 気化式冷風機
- レインボーミスト
- 工場扇
- ジェットヒーター
- 遠赤外線灯油ヒーター

別紙様式（第4条関係）

年 月 日

西尾レントオール株式会社 様

高砂市長

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定に基づき、下記のとおり資機材の調達を要請します。

記

資機材名	規格	数量	搬入場所	備考

市担当者
連絡先

4 8 災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）と太陽建機レンタル株式会社（以下「乙」という。）とは、高砂市内に地震、風水害等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における資機材のレンタルに関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における応急対策及び復旧業務を実施するに当たって必要な資機材の迅速かつ円滑な提供及び利用に関し必要な事項を定めるものとする。

（提供の要請）

第2条 甲は、災害時において、資機材を必要とするときは、乙に対し、乙が保有し、又は調達することができる資機材の優先的な提供を要請することができる。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲において資機材を甲に優先的に提供するものとする。

（資機材の種類）

第3条 甲が乙に要請する資機材は、次に掲げるものとする。

（1）別表に掲げる資機材

（2）その他乙が調達することができる範囲内で甲が指定する資機材

（協力の要請）

第4条 第2条の規定による要請は、別紙様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後において速やかに当該様式を提出するものとする。

（資機材の引渡し等）

第5条 資機材を搬入し、又は設置する場所は、甲が指定する場所とする。この場合においては、甲は、甲が指定した者を当該場所に派遣して資機材を確認の上、引渡しを受けるものとする。

2 前項の甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬することができるものとする。

（費用の負担）

第6条 甲が乙からレンタルした資機材の対価及び乙が行った運搬の費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する甲が負担する費用は、乙が提出する報告書等に基づき、災害発生の直前におけるレンタル及び運搬に係る適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(費用の支払)

第7条 前条の規定に基づき定めた甲が負担する費用は、乙の請求により支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて乙の業務に従事した者が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

(情報交換及び連絡体制)

第9条 甲及び乙は、平常時から資機材のレンタル等について情報交換を行うとともに、情報伝達体制の整備に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、令和7年2月14日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義や変更が生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年2月14日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市
高砂市長 都 倉 達 殊

乙 高砂市米田町古新201番地の3
太陽建機レンタル株式会社 高砂支店
支店長代理 山 本 隆 太

別表（第 3 条 関係）

- 大型スポットクーラー
- スポットクーラー
- ミストファン
- 工業用扇風機
- ジェットヒーター
- ベケットヒーター
- 発電機
- 仮設トイレ

別紙様式（第 4 条 関係）

令和 年 月 日

太陽建機レンタル株式会社 様

高砂市長 都倉 達殊

災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定に基づき、下記のとおり資機材の調達を要請します。

記

資機材名	規格	数量	搬入場所	備考

市担当者
連絡先

4 9 災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）と兵庫トヨタ株式会社、神戸トヨペット株式会社、トヨタカローラ姫路株式会社、ネッツトヨタ兵庫株式会社、ネッツトヨタウエスト兵庫株式会社（以下「乙」という。）、並びにトヨタモビリティパーツ株式会社 兵庫支社（以下、「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、高砂市内において災害が発生した場合に、甲、乙・丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。

（外部給電可能な車両の種類）

第2条 甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。

- （1）燃料電池自動車
- （2）電気自動車
- （3）プラグイン・ハイブリッド自動車
- （4）ハイブリッド自動車

（協力の要請と協力内容）

第3条 甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、丙に対し書面（様式第2号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。丙は、従業員の安全を確保したうえで、トヨタ側の窓口・とりまとめ役を務める。

- 2 乙は、前項の規定により要請があったときは、従業員の安全を確保したうえで、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。
- 3 乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、販売店店舗等において、近隣住民への給電協力に努めるものとする（携帯の充電等へのニーズへの対応）。
- 4 丙は、甲の要請する車両台数に対して、乙の提供できる車両台数が不足する場合、本協定を締結していない県内トヨタ販社や、トヨタ自動車に対して協力を要請し、甲の要請に応えるよう努める。

（外部給電可能な車両の引渡し）

第4条 乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。乙が車両運搬不可能な場合、甲乙両者で協議し、引渡しの方法を調整する。

（貸与期間）

第5条 外部給電可能な車両の貸与期間は、災害発生から3日間程度とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

（報告）

第6条 乙は、第3条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面（様式第3号）を提出するものとする。

（外部給電可能な車両の返却）

第7条 乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却時期及び場所については、甲及び乙が協議の上、決定する。

(費用負担)

第8条 甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。

2 前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。

(補償)

第10条 外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

(1) 事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由があるものが、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙及び丙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合の取扱いは、第11条の規定による。

(車両保険の扱い)

第11条 乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項の保険の適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至

った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

（使用上の留意事項）

第 12 条 甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を以下のとおり使用するものとする。

（１）使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。

（２）原則として、高砂市内で使用する。

（３）外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第 14 条第 3 項の規定により、乙に速やかに報告する。

（連絡責任者）

第 13 条 甲、丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め書面（様式第 1 号）、により報告するものとする。また、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、相互に報告するものとする。

（外部給電可能な車両の情報提供）

第 14 条 乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。

2 甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。

3 甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。

（訓練等）

第 15 条 乙・丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

2 前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙・丙の負担とする。

(普及・周知活動)

第16条 甲、乙・丙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及や、災害時の車中泊の周知について、協力して取り組む。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙・丙が協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2ヶ月前までに、甲、乙・丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効とし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書7通を作成し、甲、乙・丙がそれぞれ署名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和2年 月 日

甲 高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市
高砂市長 都倉 達殊

乙 神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号
兵庫トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長 瀧川 高章

神戸市兵庫区水木通2丁目1番1号

神戸トヨペット株式会社

代表取締役社長 西村 公秀

姫路市花田町一本松90-1

トヨタカローラ姫路株式会社

代表取締役社長 瀧川 祥也

神戸市中央区栄町通7丁目1-3

ネッツトヨタ兵庫株式会社

代表取締役社長 西村 卓也

神戸市長田区大道通5丁目101番地
の2

ネッツトヨタウエスト兵庫株式会社

代表取締役社長 谷口 弘一

丙 神戸市長田区北町2-9-2

トヨタモビリティパーツ株式会社

兵庫支社長 阿部 誠司

年 月 日

連絡責任者届

団体名【 】

連絡先（窓口責任者）

	第 1 連絡先	第 2 連絡先
担当部署		
役職・氏名		
電話番号		
携帯電話番号		
F A X		
E メールアドレス		

（目的外使用禁止）

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」に記載する事項以外には利用しないこと。

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力要請書

様

高砂市

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を要請する理由

--

2 要請内容

(1) 外部給電場所及び車両等の情報

	搬送場所 (自治体名・庁舎 住所)	外部給電予定 場所 (施設名・住所)	提供期間	台数 (台)	使用自治体担 当者 (連絡先・職氏名)
1			自： 月 日 至： 月 日		
2			自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

(2) その他特記事項

--

3 要請に係る連絡先担当者

所属名	
職氏名	
連絡先	

年 月 日

外部給電可能な車両の提供協力受書

高砂市 様

会社名

代表者名

「災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書」第3条に基づき、車両を提供しましたので、第6条の定めにより、下記のとおり報告します。

記

1 外部給電可能な車両の提供実施内容

	提供実施 日	提供場所 (自治体名・庁舎住所)	提供期間	車種	台数 (台)
1	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
2	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
3	月 日		自： 月 日 至： 月 日		
4	月 日		自： 月 日 至： 月 日		

※表が不足する場合には別紙としてもよい。

2 報告に係る連絡先担当者

会社名		
職氏名		
連絡先		

５０ 災害時における物資供給に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）と株式会社ナフコ（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の３の規定に基づき、高砂市内に地震、津波、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条 この協定は、災害時における物資の調達等に関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第２条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

(1) 高砂市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

(2) 高砂市以外の災害の救援のため、国関係都道府県から物資の調達のあっせんを要請され、又は特に必要を認めて自らあっせんを行うとき。

（協力）

第３条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達する物資の範囲）

第４条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

(1) 「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第2条の規定による要請は、「物資の供給要請書」(別紙②)により行うものとする。ただし、緊急の場合で、「物資の供給要請書」をもって要請することができないときは、口頭で要請し、その後速やかに「物資の供給要請書」を乙に交付するものとする。

2 前項ただし書の規定により口頭による要請があった場合は、乙は、甲の意思を確認の上、次条の措置を執るものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請の事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(価格)

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。)を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(運搬及び引渡し)

第8条 乙は、物資の運搬及び引渡しについて、甲の指示に従うものとする。

2 物資の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲は、その指定する場所に職員を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。ただし、乙が物資を搬送できない場合は、甲の指定する運送業者が、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 甲は、前項に規定する物資の引受けをその指定する者に代行させることができる。この場合においては、甲は、文書により委任するものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって委任することができないときは、口頭で

委任し、その後速やかに文書をその者に交付するものとする。

（車両の通行）

第 9 条 甲は、乙が物資の運搬及び供給をするとき、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急車両又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

（代金の支払）

第 10 条 乙は、第 8 条第 2 項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は、当該請求を受けたときは、速やかに物資の代金を支払うものとする。

（連絡責任部署）

第 11 条 この協定に関する連絡責任部署は、甲においては高砂市総務部危機管理室とし、乙においては株式会社ナフコ総務部とする。

（担当者名簿の作成）

第 12 条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年 4 月 1 日現在の事務担当者名簿（別紙③）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度の途中において異動等があった場合について準用する。この場合において、同項中「この協定の成立の日及び毎年 4 月 1 日」とあるのは、「異動等があった日」と読み替えるものとする。

（情報の交換）

第 13 条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行うものとする。

（協議）

第 14 条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印をして、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号
高砂市

代表者 高砂市長 都倉 達殊 印

乙 福岡県北九州市小倉北区魚町 2 丁目 6 番 10 号
株式会社ナフコ

代表取締役 石田 卓巳 印

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土のう袋、標識ロープ、ヘルメット、防じんマスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、くわ、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着（男性用）、紙オムツ（大人用、子供用）、生理用ナプキン、尿取りパッド（男性用、女性用）、おしりふき、歯ブラシ、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶、防犯ブザーなど
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

年 月 日

高 砂 市

株式会社ナフコ 様

物資の供給要請書

＊ 物資の供給を要請します。

・ 物資引渡場所 _____

物 資 名	数 量	物 資 名	数 量

＊その他必要とする事項

高砂市総務部長

5 1 災害時における物資供給に関する協定書

高砂市（以下「甲」という。）と株式会社いない（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の3の規定に基づき、高砂市内に地震、津波、風水害その他の災害により甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における物資の調達等に関する甲の計画に対する乙の協力について必要な事項を定める。

（要請）

第2条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その保有する物資の供給を要請することができる。

高砂市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

高砂市以外の災害の救援のため、国関係都道府県から物資の調達のあつせんを要請され、又は特に必要を認めて自らあつせんを行うとき。

（協力）

第3条 乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、当該要請に対し可能な範囲において協力する。

（調達する物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるものとする。

「供給要請対象物資一覧」（別紙①）に掲げる物資
その他甲が指定する物資

(要請の方法)

第5条 第2条の規定による要請は、「物資の供給要請書」(別紙②)により行うものとする。ただし、緊急の場合で、「物資の供給要請書」をもって要請することができないときは、口頭で要請し、その後速やかに「物資の供給要請書」を乙に交付するものとする。

- 2 前項ただし書の規定により口頭による要請があった場合は、乙は、甲の意思を確認の上、次条の措置を執るものとする。

(要請に基づく乙の措置)

第6条 乙は、第2条の規定による要請を受けたときは、その要請の事項を実施するための措置を執るとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

(価格)

第7条 物資の取引価格は、災害発生直前時における適正な価格(引渡しまでの運賃を含む。)を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(引渡し)

第8条 乙は、物資の引渡しについて、甲の指示に従うものとする。

- 2 物資の引き渡しは、乙の指定する場所において物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 3 甲は、前項に規定する物資の引受けをその指定する者に代行させることができる。この場合においては、甲は、文書により委任するものとする。ただし、緊急の場合で、文書をもって委任することができないときは、口頭で委任し、その後速やかに文書をその者に交付するものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資の運搬及び供給をするとき、乙及び乙の業務委託先の車両を緊急車両又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援するものとする。

(代金の支払)

第10条 乙は、第8条第2項の引渡し後に物資の代金（引渡し場所までの運賃を含む。以下同じ。）を甲に請求するものとし、甲は、当該請求を受けたときは、速やかに物資の代金を支払うものとする。

(連絡責任部署)

第11条 この協定に関する連絡責任部署は、甲においては高砂市総務部危機管理室とし、乙においては株式会社いないとする。

(担当者名簿の作成)

第12条 甲及び乙は、この協定の成立の日及び毎年4月1日現在の事務担当者名簿（別紙③）を作成し、相互に交換するものとする。

2 前項の規定は、年度の途中において異動等があった場合について準用する。この場合において、同項中「この協定の成立の日及び毎年4月1日」とあるのは、「異動等があった日」と読み替えるものとする。

(情報の交換)

第13条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から情報の交換を行うものとする。

(協議)

第14条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項で必要がある場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 15 条 この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印をして、各自その 1 通を所持する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号

代表者 高砂市長 都倉 達殊 印

乙 兵庫県高砂市米田町島 83-1

株式会社いない

代表取締役社長 稲井 陽一郎 印

供給要請対象物資一覧

分類	主な品種
作業関係	作業シート、土のう袋、標識ロープ、ヘルメット、防じんマスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ガラ袋など
工具類	スコップ、つるはし、バール、ハンマー、のこぎり、くわ、チェーンソー、バケツ、電動ハンマードリル、発電機、燃料携行缶、延長コード、ホースリールなど
食料、飲料水	飲料水（ペットボトル）、水、即席めん、缶詰など
生活必需品	毛布、タオル、下着（男性用）、紙オムツ（大人用、子供用）、生理用ナプキン、尿取りパッド（男性用、女性用）、おしりふき、歯ブラシ、歯磨き粉、入れ歯洗浄剤、ちり紙、ウェットティッシュ、ボディタオル、鍋、やかん、食器類、割り箸、ポリ袋、マッチ、ライター、ローソク、雑巾、使い捨てカイロ、携帯トイレ、水缶、防犯ブザーなど
調理・電気用品	カセットコンロ、カセットボンベ、投光器、懐中電灯、乾電池など
暖房機器	石油ストーブ、湯たんぽ、木炭、木炭コンロなど

年 月 日

高 砂 市

株式会社いなし様

物資の供給要請書

＊ 物資の供給を要請します。

・ 物資引渡場所 _____

物 資 名	数 量	物 資 名	数 量

＊その他必要とする事項

高砂市総務部長

5 2 災害時における連携協力に関する協定書

高砂市(以下「甲」という。)と兵庫県弁護士会(以下「乙」という。)とは、高砂市内に暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発、感染症のまん延、有害物質の大量放出等の災害又は事故(以下「災害等」という。)が発生した場合における連携協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、高砂市内で災害等が発生した場合において、一人ひとりの被災者に対する迅速な生活再建の支援を図り、もって被災地域の円滑な復旧復興を実現するために甲及び乙が連携協力することを目的とする。

(協力事項)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施のために連携協力する。

- (1) 被災者に対する弁護士による相談
- (2) 被災者の生活再建、被災地域の復旧復興その他被災者に有益な情報の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、被災者の支援に必要な事項

(連絡責任者)

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく連携協力に関する連絡責任者を選定し、相互に通知するものとし、変更があった場合も同様とする。

(相談業務従事者の派遣要請)

第4条 甲が乙に対し、災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者(以下「従事者」という。)を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

(相談その他の活動内容)

第5条 相談の内容については、災害等に起因して法的知見を要する事項全般を助言の範囲とし、その他の被災者の生活再建等の支援のための活動については、甲乙が別途協議する。

(相談等の実施方法)

第 6 条 乙が、前条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上、定めるとともに、甲は、その広報及び相談場所の提供に協力するものとする。

(連絡調整及び情報提供)

第 7 条 乙が、第 5 条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

2 乙が、第 5 条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が実施する被災者に対する支援情報等が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

(報告)

第 8 条 乙は、第 5 条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

(平常時からの連携)

第 9 条 甲及び乙は、災害時における被災者の生活再建等の支援のための活動を充実させることを目的として、平常時から、情報交換や研さん、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

(相談料)

第 10 条 従事者は、相談者からは相談料を受領しない。ただし、日本司法支援センターの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。

(日当等)

第 11 条 第 5 条及び第 9 条に基づく活動に関する甲の乙又は従事者に対する日当、費用等の支給の有無及び金額については、他の公的援助制度の有無も踏まえ、甲乙協議の上、定めるものとする。

(乙独自の相談活動への協力)

第 12 条 乙が、災害等の状況に照らし、第 4 条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、乙と協議の上、可能な限り、第 6 条及び第 7 条第 2 項に定める協力をするものとする。

2 前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。

(車両の通行)

第 13 条 甲は、乙が第 4 条(前条第 2 項により事後に甲から要請があった場

合を含む。)に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(協定の期間)

第 14 条 この協定の期間は、協定締結の日から令和 8 年 3 月 31 日までとし、その後期間満了日から 1 箇月前までに甲乙から何らの申出のないときは、さらに 3 年間延長し、以後はこの例によるものとする。

(協議)

第 15 条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として本書 2 通を作成し、双方記名押印の上各 1 通を保有する。

令和 5 年 7 月 5 日

甲 高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号
高砂市
高砂市長

乙 神戸市中央区橘通 1－4－3
兵庫県弁護士会
会 長

5 3 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

高砂市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社 (以下「乙」という。)
とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を
締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、高砂市域内に大規模な災害が発生した場合において、
被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、
被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受
入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該
各号の定めるところによる。

(1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資を
いう。

(2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以
外の物資を
いう。

(3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

(4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる高砂市内の避難所又は甲
が指定する
物資の供給場所等をいう。

(5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支
援物資の配送

が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕
分け、登

録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

2 甲は、高砂市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
- (4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (5) 支援物資の提供先での物資ピックアップから避難所など甲が指定した場所へ

の配送までの「避難所等への直送」の対応

- (6) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認めるもの

2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第6条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

3 甲及び乙は、第4条及び前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第7条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第8条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、

文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第 9 条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第 10 条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第 11 条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

2 甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するように努めるものとする。

(連絡責任者)

第 12 条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者及び連絡担当者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署、連絡責任者及び連絡担当者を定めた場合は相互に通知するものとする。また、その内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(平時からの協力体制)

第 13 条 甲及び乙は、この協定が円滑に実施されるよう、平時から必要に応じ、情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する防災訓練に積極的に参加し、平時から甲乙協力体制の構築に努めるものとする。

(協議)

第 14 条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第 15 条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

令和 5 年 8 月 31 日

甲 高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号

高砂市

高砂市長

乙 大阪府大阪市此花区島屋 4 丁目 4 番 51 号

佐川急便株式会社

関西支店長

5 4 災害廃棄物等の処理に関する基本協定

兵庫県高砂市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震又は風水害、その他特殊な災害時等（以下「地震等災害」をいう。）の不測の事態において、甲及び甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、兵庫県内において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日頃から甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲及び甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- （1）災害廃棄物等の撤去、積込作業
- （2）災害廃棄物等の収集運搬
- （3）災害廃棄物等の処分
- （4）災害廃棄物処理計画等の策定及び策定支援
- （5）前各号に伴う必要な事業

（災害廃棄物等の処理の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資機材を調達し、甲が実施する災害廃棄物処理等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意することとする。

- （1）周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
- （2）再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

（連絡協議会）

第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- （1）想定される災害及び不測の事態について
- （2）協力要請の手続き、手順について

- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容（種類）及び数量について
- (4) 災害廃棄物等の撤去，積込作業について
- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

（個別契約書の締結）

第6条 本協定書に基づき，甲が災害廃棄物等の処理を乙に委託する場合，その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（費用の負担）

第7条 第3条に規定する要請に基づき，乙が実施した災害廃棄物等の処理に要した費用については，甲と乙で協議の上決定するものとする。

（他被災市町村（都道府県）への応援）

第8条 甲が，被災した他の市町村（都道府県）に対して災害廃棄物等の処理についての応援を行うために，乙に協力要請を行った場合においても，乙は，本協定書に準じて，可能な限り協力するものとする。

（甲の解除権）

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は，本協定書を解除できるものとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第10条 甲は，乙が次の各号のいずれかに該当するときは，本協定書を解除することができる。

（1）乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者，その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等，個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら，その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

（2）乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

（3）乙の役員又は使用人が，暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ）を利用するなどしていると認められるとき。

（4）乙の役員等又は使用人が，暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員

等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（５）乙の役員又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（６）乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用する等していると認められたとき。

（７）乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにも関わらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

２ 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

３ 甲は、第１項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（有効期間）

第１１条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の１か月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに１年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（既定のない事項の扱い）

第１２条 本協定書に定めのない事項及び各項に疑義が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年１月２６日

甲 兵庫県高砂市荒井町千鳥１丁目１－１
兵庫県高砂市

高砂市長

乙 大阪府和泉市テクノステージ二丁目３番２８号
大栄環境株式会社

代表取締役

5 5 災害時における応急仮設住宅（移動式木造住宅）の建設に関する協定書

（趣 旨）

第 1 条 この協定は、高砂市地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、高砂市（以下「甲」という。）が一般社団法人日本ムービングハウス協会（以下「乙」という。）に協力を求め、乙の斡旋を受けた株式会社 S I C（以下「丙」という。）が建設を行うに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定 義）

第 2 条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 4 条第 1 項 第 1 号に規定するところのものであり、乙が認証した移動式木造住宅（ムービングハウス）のことをいう。

（法令の遵守）

第 3 条 この協定の実施に当たっては、甲、乙及び丙は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（所要の手續）

第 4 条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日その他必要と認める事項を、文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。この場合において、甲は後に文書を速やかに乙に提出しなければならない。

（協 力）

第 5 条 乙は、前条の要請があった時は、乙の会員である丙の斡旋その他可能な限り甲に協力するものとする。

2 乙は、丙の斡旋が困難な場合は、乙の会員である他の住宅建設業者を斡旋するものとする。

（住宅建設）

第 6 条 乙の斡旋を受けた丙は、甲の要請に基づき住宅建設その他可能な限り甲に協力するものとする。

（費用の負担及び支払）

第 7 条 丙が前条の住宅建設等に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙丙協議して決定するものとする。

3 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認した時は丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

（連絡窓口）

第 8 条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機

管理室とし、乙においては一般社団法人日本ムービングハウス協会本部とする。

（報 告）

第 9 条 乙は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年 1 回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）

第 10 条 乙は、この協定に係る乙の業務担当部員の名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年 1 回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は甲に報告するものとする。

（有効期間）

第 11 条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を相手方に通知しない限り、その効力が継続するものとする。

（協 議）

第 12 条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため、本書を 3 通作成し、甲乙丙署名の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 2 月 3 日

甲 兵庫県高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号
高砂市
高砂市長 都 倉 達 殊

乙 北海道札幌市清田区美しが丘三条 1 0 丁目 2 番 1 5 号
一般社団法人日本ムービングハウス協会
代表理事 佐 々 木 信 博

丙 兵庫県加古川市加古川町備後 3 3 5 番地
株式会社 S I C
代表取締役 芝 本 忠 雄

5 6 災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定

高砂市（以下「甲」という。）とエープライド株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害及びその他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、仮設トイレ等の供給体制を確保し、住民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時における応急措置のため、仮設トイレ等の物品の調達が必要になった場合は、要請書（様式第1号）をもって乙に物品提供の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により次に掲げる事項を明らかにして要請し、後日速やかに要請書を提出するものとする。

（1）災害の状況及び応援を要請する事由

（2）応援を必要とする物品の名称及びその数量

（3）物品の引渡場所及び提供期間

（4）その他必要な事項

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し優先的かつ速やかに物品の提供を行うものとし、報告書（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（物品の種類）

第4条 乙が提供する物品の種類は、次に掲げるものとする。

（1）仮設トイレ

（2）移動式仮設シャワー室

（3）その他乙の取り扱い商品

（物品の価格）

第5条 乙が甲に提供した物品の価格は、災害時直前の適正な価格を基準として、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（災害補償）

第6条 この協定に基づいて業務に従事した乙の従業員が、当該業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、乙の責任において行うものとする。

（平常時の活動）

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため平素から情報交換を行い、乙は、甲が行う防災訓練への参加等に努め、災害時に備え

るものとする。

(連絡責任者)

第 8 条 甲及び乙は、要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定め、これをお互いに通知するものとする。

2 前項で定める甲及び乙の連絡責任者は、災害時の状況等について相互にかつ緊密に連絡を取り合うものとする。

(協議)

第 9 条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定は、令和 7 年 5 月 21 日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 5 月 21 日

甲 高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1 番 1 号
高砂市
高砂市長 都 倉 達 殊

乙 姫路市白浜町宇佐崎南 2 丁目 9 2 番地
エープライド株式会社
代表取締役 阿 南 朋 之

年 月 日

エープライド株式会社 様

高砂市長

要 請 書

災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定第 2 条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

1 災害の状況及び応援を要請する事由

2 応援を必要とする物品

物品の名称	数量	引渡場所	期 間
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで

3 その他連絡事項等

年 月 日

高砂市長 様

エープライド株式会社

報告書

災害時における仮設トイレ等の供給協力に関する協定第3条の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 提供した物品

物品の名称	数量	引渡場所	期間
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで
			年 月 日から 年 月 日まで

2 その他連絡事項等

5 7 避難所に関する覚書

高砂市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）

は、乙の施設を災害発生時の避難所（以下「避難所」という。）として甲が指定するに当たり、基本的な事項について次のとおり覚書を締結する。

（指定避難所・指定緊急避難場所）

第1条 甲は、乙の施設のうち自治会館（公会堂・集会所）を避難所として指定する。

（設備等の整備）

第2条 甲は、乙の施設に避難所の標識等を整備する。

（指定避難所・指定緊急避難場所の開設及び閉鎖）

第3条 甲は、乙の施設に避難所を開設し、又は当該避難所を閉鎖する場合は、その旨をあらかじめ、乙に避難所開設通知書（様式第1号）又は避難所閉鎖通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

2 避難所の開設及び閉鎖は、乙の役員の立会いのもと、甲の職員が行うものとする。ただし、避難者がすでに発生した場合は、乙の役員の判断において開設し、その旨を甲に連絡する。

（開設の期間）

第4条 避難所の開設の期間は、7日間以内とする。ただし、必要により、甲、乙協議して最大7日間の延長ができるものとする。

（所管事項）

第5条 避難所の開設に係る甲及び乙の所管事項は、おおむね次のとおりとする。ただし、所管外の事項であっても甲、乙協力するものとする。

(1) 甲の所管事項

避難所の管理及び運営に関すること。

(2) 乙の所管事項

乙の施設の維持、保全及び災害救助法第2条の規定に該当する災害であって極めて重大な災害時における避難所の運営支援に関すること。

(事故等の責任)

第6条 甲は、避難所を開設し、管理し、及び運営する場合において、甲若しくは第三者が乙の施設を損傷したとき、又は甲が第三者に損害を与えたときは、甲の責任においてこれ进行处理するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき事由がある場合は、この限りでない。

(必要な情報の提供)

第7条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なくその旨を甲に報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

(1) 乙の施設に係る工事を行う場合

(2) 乙の施設を避難所として使用させることができなくなった場合

(留意事項)

第8条 甲は、乙の施設を避難所として使用するにあたり、次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 善良な管理者の注意をもって使用すること。

(2) 避難所の開設が長期にわたる場合は、代替施設の確保に努める。

(3) 避難所を閉鎖するときは、原状に復すること。

(使用の取消し)

第9条 乙は、甲にこの覚書に違反する行為があると認めるときは、乙の施設の使用を中止させることができる。

2 乙は、前項の規定による使用の中止により甲に生じた損失を補償しないものとする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項については、高砂市地域防災計画の内容に従い、甲、乙協議して定める。

この協定の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 高砂市荒井町千鳥 1 - 1 - 1

高砂市

高砂市長

乙 高砂市

自治会

自治会長

締結施設は、今市自治会館、中島自治会館、神爪公会堂、
島公会堂、塩市公会堂、中島 3 丁目自治会館、魚橋自治会館、
西下台自治会館、阿弥陀東自治会館、地徳公会堂、北脇自治会館、
牛谷団地集会所、牛谷東集会所、生石自治会館、長尾公民館、
北山自治会館、豆崎公民館、美保里いちょう会館、むさしの里、
高砂白寿苑、のじぎくの里、堂池ふれあいの郷、牛谷会館、
魚崎南集会所 以上 24 施設

5 8 高砂市自主防災組織補助金交付要綱

平成 1 0 年 3 月 3 1 日高砂市訓令第 7 号

改正

平成 1 5 年 3 月 3 1 日高砂市訓令第 9 号
平成 1 6 年 5 月 1 7 日高砂市訓令第 1 0 号
平成 1 7 年 3 月 3 1 日高砂市訓令第 1 3 号
令和 6 年 3 月 2 9 日高砂市訓令第 5 号
令和 7 年 3 月 3 1 日高砂市訓令第 8 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、自主防災組織に対し、実践力を高めるために実施される訓練及び研修並びに防災資機材の整備に要する経費を補助することにより、地域における自主防災活動を促進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「自主防災組織」とは、自主的に防災活動を行う組織で、自治会等を単位として構成されているものをいう。

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、自主防災組織が自主防災活動を行う際に必要となる実践力を高めるために実施する訓練及び研修並びに防災資機材の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において、高砂市自主防災組織補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費は、別表第 1 のとおりとする。ただし、高砂市消防器具整備費助成金交付要綱（平成 2 年高消本訓令第 6 号）第 2 条第 1 号に規定する消防器具に係る経費については、この限りでない。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、新たに自主防災組織を設立しようとする場合にあっては別表第 2 の設立補助金の項に定める額、既に団体を設立している場合にあっては同表の運営補助金の項及び活動補助金の項に定める額を合算した額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 市長は、補助金の交付を受けようとする自主防災組織に対し、高砂市自主防災組織事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、提出させるものとする。

- (1) 自主防災組織事業計画書（様式第 2 号）
- (2) 自主防災組織収支予算書（様式第 3 号）
- (3) 自主防災組織補助金額内訳（様式第 4 号）
- (4) 役員名簿（様式第 5 号）

2 前項第 2 号の自主防災組織収支予算書の収入の部の内訳には、補助金以外の財源を含んでいなければならない。

3 前項第 2 号の自主防災組織収支予算書の支出の部の内容は、全て第 4 条に規定する補助金の交付の対象となる経費となっていなければならない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、高砂市自主防災組織事業補助金交付決定通知書により、当該申請をした自主防災組織に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定に当たって必要があると認めるときは、条件を付けることができる。

(補助金の交付方法)

第 8 条 市長は、前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定を受けた自主防災組織（以下「補助組織」という。）に対し、高砂市自主防災組織事業補助金請求書（様式第 6 号）により、補助金の交付の請求を行わせるものとする。

2 市長は、補助金を概算払により交付する。

(実績の報告)

第 9 条 市長は、補助組織に対し、当該補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日ま

で、高砂市自主防災組織事業補助金実績報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、報告させるものとする。

- (1) 自主防災組織事業報告書（様式第 8 号）
- (2) 自主防災組織収支決算書（様式第 9 号）
- (3) 自主防災組織監査報告書（様式第 10 号）
- (4) 当該補助金に係る事業の内容が分かる写真又は資料
- (5) 当該補助金に係る経費の支出を証明する領収書等の写し

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、当該報告に係る事業の内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを審査し、適合すると認めたときは、高砂市自主防災組織事業補助金確定通知書により、当該報告をした補助組織に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 11 条 市長は、前条の規定による審査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助組織に対し、同条の規定による通知とともに、補助金の返還を求めることができる。この場合において、補助金の返還を求められた補助組織は、当該年度の出納閉鎖日までに、当該返還を求められた補助金を返還しなければならない。

- (1) 別表第 2 の活動補助金に係る訓練に参加した世帯の数について、自主防災組織事業報告書の活動事業の項目における事業への参加世帯数の合計数が自主防災組織事業計画書の活動事業計画の項目における事業への参加予定世帯数の合計数より少ない場合
- (2) 自主防災組織収支決算書の支出の部の決算額の合計額が第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の決定を受けた額より少ない場合

2 前項の規定に返還を求める補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第 1 号の規定に該当する場合 同号の場合におけるその差の数に 100 円を乗じて得た額
- (2) 前項第 2 号の規定に該当する場合 同号の場合におけるその差額

（補助金の交付手続に関するその他の事項）

第 12 条 補助金の交付手続については、この要綱に定めるものを除くほか、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和 47 年高砂市規則第 16 号）に定めるところによる。

（補則）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1（第 4 条関係）

区 分		内 容
訓練及び研修に要する経費	情報収集・伝達訓練	1 訓練（会場借上料、訓練保険料、炊き出し用材料費） 2 研修（研修講師謝金（謝礼品を除く。）、防災関連講座受講料、文具品費、飲料代（アルコール飲料を除く。）、印刷代、コピー用紙代、プリンター用インク代、啓発物品（啓発のために必要不可欠なもので、最小限のものに限る。））
	避難訓練	
	救出・救護訓練	
	資機材組立訓練	
	炊き出し訓練	
	その他訓練・研修	
防災資機材の整備に要する経費	救出・障害物除去用具	バール、ジャッキ、丸太、折り畳みはしご、のこぎり、チェーンソー、替刃、おの、スコップ、つるはし、なた、ペンチ、鉄線ハサミ、大ハンマー、片手ハンマー、金づち、一輪車、リヤカー、ロープ、ゴムボート
	情報伝達用具	電池メガホン、ラジオ、無線機（電波利用料を含む。）
	消火用具	消火器（詰め替えを含む。）、バケツ、可搬ポンプ、砂袋
	救護用具	折り畳み担架、救急セット、テント、救護用シート、マット、毛布、車椅子、椅子、簡易ベッド
	避難用具	懐中電灯、避難誘導灯、警笛、標識旗、腕章
	給食給水用具	釜、鍋、やかん、受水槽、ろ水器、燃料（薪、炭、石油等）、カセットコンロ、ガスボンベ、備蓄食料、備蓄用ミルク、哺乳瓶、紙皿、紙コップ、割り箸、ラップ、アルミホイル
	その他の用具	ブルーシート、簡易トイレ、簡易トイレ取替用附属品、簡易間仕切り、簡易敷物、発電機、燃料タンク、投光器、ポータブル電源、コードリール、石油ストーブ、カセットガスストーブ、雨かっぱ、ヘルメット、手袋、電池、防護服、マスク、消毒液 上記用具を収納するための簡易な倉庫
その他		市長が必要と認めるもの

別表第 2（第 5 条関係）

区 分	補 助 金 額
設 立 補 助 金	1 団体の構成世帯の数が、50 世帯以下のときは 10 万円とし、50 世帯を超えるときは 10 万円に、当該構成世帯の数から 50 を減じて 500 円を乗じて得た額を加算した額以内とする。
運 営 補 助 金	1 団体の構成世帯の数が、50 世帯以下のときは年額 5,000 円とし、50 世帯を超えるときは 5,000 円に、当該構成世帯の数から 50 を減じて 100 円を乗じて得た額を加算した額とする。ただし、その額が 5 万円を超えるときは 5 万円とする。
活 動 補 助 金	団体が自主防災訓練をする場合には、1 日につき訓練に参加した世帯の数に、100 円を乗じて得た額とする。

5 9 高砂市防災行政無線局管理運用規程

(目的)

第1条 この規程は、高砂市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する高砂市防災行政無線局（以下「無線局」という。）の管理について、電波法（昭和25年法律第131号）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 無線局 電波法第2条第5号に規定する無線局をいう。
- (2) 同報親局 特定の2以上の同報送受信設備に対し、同時に同一内容の通報を送受信する無線局をいう。
- (3) 同報子局 同報親局の通信の相手方となる同報送受信設備をいう。
- (4) 遠隔制御器 同報親局と有線で接続された送受信設備で、同報親局の機能を分掌するものである。
- (5) 地区遠隔制御器 電話回線を利用して、通信内容を録音及び設定時刻に自動再生を行い、同報親局の機能を活用するものである。
- (6) 無線系 前各号の無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。
- (7) 無線従事者 無線設備の操作を行う者であつて、総務大臣の免許を受け、かつ、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

(無線局の回線構成)

第3条 無線局の回線構成及び配置は、別図及び別表のとおりとする。

(無線系の総括管理者)

第4条 無線系に総括管理者を置く。

- 2 総括管理者は、無線系の管理、運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。
- 3 総括管理者は、市長をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 無線系に管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線系の管理、運用の業務を行うとともに通信取扱責任者、通信取扱者を指揮監督する。
- 3 管理責任者は、危機管理室室長をもって充てる。

(通信取扱責任者)

第6条 無線系に通信取扱責任者を置く。

- 2 通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を所掌する。
- 3 通信取扱責任者は、管理責任者がその職員の中から無線従事者の資格を有する者を指名し、これを充てる。

(無線局管理者)

第7条 同報無線系親局又は遠隔制御器の通信操作を行う部課等に無線局管理者を置く。

- 2 無線局管理者は、総括管理者の命を受け、部課等に設置した無線局又は遠隔制御器の管理及

び運用業務を分掌する。

3 同報無線系にあつては、危機管理室室長をもって充てる。

4 遠隔制御器にあつては、配置した部課等の課長等を充てる。

(無線従事者の配置養成等)

第8条 総括管理者は、無線系に属する無線局の適正な運用を図るため必要な無線従事者を配置するものとする。

2 総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため常に無線従事者の養成に留意するものとする。

3 総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため毎年4月1日をもって無線従事者名簿(様式第1号)を作成するものとする。

(無線従事者及び通信取扱者の任務)

第9条 無線従事者は、無線系に属する無線局の無線設備の操作を行うとともに、無線業務日誌(様式第2号)の記載を行う。

第10条 通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。

2 通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。

(備付け書類等の管理)

第11条 管理責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。

2 無線業務日誌は、管理責任者及び通信取扱責任者の査閲を受けるものとする。

3 管理責任者は、無線従事者選(解)任届(様式第3号)の写しを整理保管しておくものとする。

(無線局の運用)

第12条 無線局の運用方法については、市長が定める。

(無線設備の保守点検)

第13条 無線設備の正常な機能維持を確保するため、次のとおり保守点検を行う。

(1) 毎日点検

(2) 毎月点検

(3) 年点検(精密点検)

2 保守点検の責任者は、次のとおりとする。

(1) 毎日点検は、通信取扱責任者

(2) 毎月点検は、管理責任者

(3) 年点検は、総括管理者

(通信訓練)

第14条 総括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次により定期的な通信訓練を行うものとする。

(1) 総合防災訓練に併せた総合通信訓練 実施時

(2) 定期通信訓練 毎年1回

2 前号各号の訓練は、通信統制訓練、市民への通報等の伝達訓練及び情報収集伝達を重点として行うものとする。

(研修)

第15条 総括管理者は、通信取扱者等に対し、電波法及び関係法令、無線設備の取扱い等について研修を行うものとする。

(通信統制)

第16条 総括管理者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、通信統制を行うことができる。

2 事故その他の理由により、総括管理者が前項の通信統制を行うことができないときは、管理責任者が通信統制を行うものとする。

(補則)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

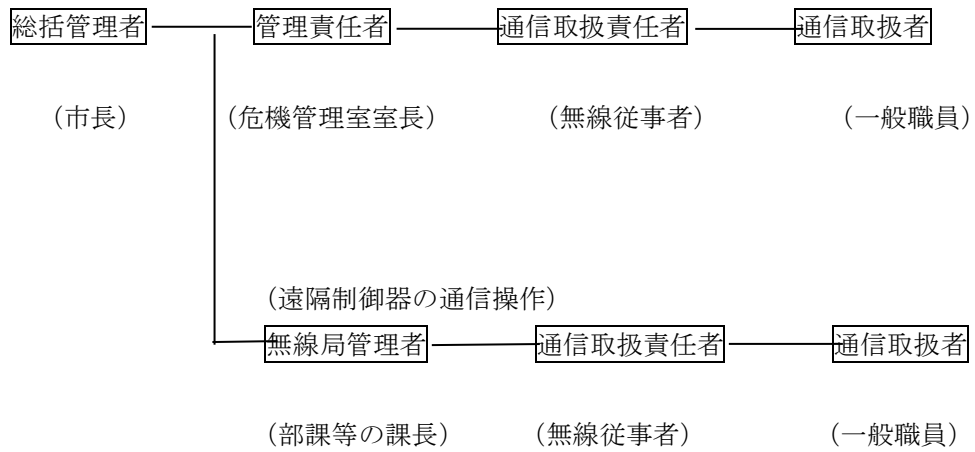
附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

[高砂市防災行政無線局管理運用体制図]



(1) 高砂市防災行政無線局管理運用要領

(目的)

第1条 この要領は、高砂市防災行政無線局管理運用規程（以下、「規程」という。）第12条に基づき無線局の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一斉放送 同報系無線を利用して、全市域一斉に放送することをいう。
- (2) ブロック放送 同報系無線において、あらかじめグループ化した同報子局を通して特定のブロックに放送することをいう。
- (3) 個別放送 同報系無線において、一つの子局の放送範囲に放送することをいう。

(運用の体制)

第3条 平常時における通信は、同報無線系にあっては企画総務部危機管理室（以下「危機管理室」という。）が、遠隔制御器にあっては規程第7条に定める無線局管理者が運用を実施する。

2 前項の規定にかかわらず規程第16条の定めにより、総括管理者が通信統制を行う場合は、危機管理室が運用する。

(運用の原則)

第4条 通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。

2 通信を行うときは、自局の呼出名称を付して、その出所を明らかにしなければならない。

3 通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。

(無線局の呼出名称)

第5条 同報親局の呼出名称は、「ぼうさいたかさごし」とする。

(運用時間)

第6条 同報系無線の運用時間は、必要に応じ常時とする。

(放送の範囲)

第7条 同報親局により放送することができる事項は、次のとおりとする。

- (1) 地震、台風、洪水、火災等の災害情報で、市民に対し緊急に伝達を必要とするもの
- (2) 市行政に関する連絡事項
- (3) 定時放送（保守点検等を含む。）
- (4) その他市長が特に必要と認める事項

(放送の種別)

第8条 同報親局による放送は、緊急放送並びに一般放送とし、放送の内容及び種別は、次のとおりとする。

- (1) 緊急放送は、第7条第1号及び第4号に掲げる事項を放送する。
- (2) 一般放送は、第7条第2号、第3号及び第4号に掲げる事項を放送する。

(放送の依頼)

第9条 同報親局により放送しようとする部課長等は、放送予定日の1週間までに放送申請書を総括管理者に提出し、その承認を得るものとする。

ただし、事態が切迫し、その暇がないときは、口頭、電話等によることができる。

2 総括管理者は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を検討し、適当と認めたもの限り、放送するものとする。

第10条 通信取扱責任者は、放送文を整理し、保存しておかなければならない。

(補則)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、総括管理者が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

(2) 高砂市防災行政無線局同報子局運用要領

(目的)

第1条 この要領は、高砂市防災行政無線局同報子局(以下、「子局」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(外部マイク接続箱鍵の貸与)

第2条 公共的団体等(以下、「団体等」という。)が、子局から放送するにあたり、外部マイク接続箱(以下、「接続箱」という。)の鍵を貸与することができる。

(貸与申請)

第3条 貸与を希望する団体等は、防災行政無線同報子局マイク接続箱鍵貸与申請書(様式第1号)を提出しなければならない。

(貸与の承認)

第4条 前条により、貸与申請があり、これを必要と認めた場合は、防災行政無線同報子局マイク接続箱鍵貸与承認書(様式第2号)により、承認し、鍵を貸与する。

(貸与された団体等の責務)

第5条 接続箱の鍵を貸与された団体等は、鍵を適正に管理し、自己の責に帰すべき原因により、破損・逸失した場合は、ただちに、その旨を届出て、修理等に要した費用を賠償するものとし、また、鍵の使用の必要がなくなった場合は、速やかに返還をするものとする。

(放送の制限)

第6条 使用時間は、原則として午前7時から午後7時までとし、次の事項に該当する場合、子局からの放送はできないものとする。

- (1) 営利を目的とする場合
- (2) 選挙運動を目的とする場合
- (3) 宗教活動を目的とする場合
- (4) その他公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがある場合

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

高砂市防災行政無線局(同報系)一覧表

整理番号	識別信号	呼出名称(漢字)	設置場所	空中線電力
0	ぼうさいたかさごし	防災高砂市	市役所本庁舎屋上	5.00
1	ぼうさいたかさごちゅうがく	防災高砂中学	高砂中学校	0.10
2	ぼうさいたかさごこうみんかん	防災高砂公民館	高砂公民館	0.10
3	ぼうさいたかさごこうえん	防災高砂公園	高砂公園	0.10
4	ぼうさいユーアイタウン	防災ユーアイタウン	ユーアイタウン東側緑地	0.10
5	ぼうさいふくしほけんせんたー	防災福祉保健センター	文化会館	0.10
6	ぼうさいきくなみほいくえん	防災きくなみ保育園	きくなみ保育園	0.10
7	ぼうさいすいれんこうえん	防災すいれん公園	すいれん児童公園	0.10
8	ぼうさいこまつばらかいかん	防災小松原会館	小松原自治会館	0.01
9	ぼうさいあらいこうみんかん	防災荒井公民館	荒井地域交流センター	0.01
10	ぼうさいあざみこうえん	防災あざみ公園	あざみ児童公園	0.01
11	ぼうさいあらいちゅうがく	防災荒井中学	荒井中学校	0.01
12	ぼうさいたかすこうえん	防災高須公園	高須児童公園	0.01
13	ぼうさいみなとこうえん	防災みなと公園	みなと児童公園	0.01
14	ぼうさいうめいにしこうえん	防災梅井西公園	梅井西公園	0.10
15	ぼうさいさんのしまこうえん	防災三ノ島公園	三ノ島公園横	0.01
16	ぼうさいしょうようちゅうがく	防災松陽中学	松陽中学校	0.10
17	ぼうさいひいらぎこうえん	防災ひいらぎ公園	ひいらぎ児童公園	0.01
18	ぼうさいはまなすこうえん	防災はまなす公園	はまなす児童公園	0.01
19	ぼうさいつばきこうえん	防災つばき公園	つばき児童公園	0.01
20	ぼうさいみどりがおかきたこうえん	防災緑丘北公園	緑丘北公園	0.01
21	ぼうさいなかしまこうえん	防災中島公園	中島第一公園	0.01
22	ぼうさいたかさごしょうぼうほんぶ	防災高砂消防本部	消防本部	0.01
23	ぼうさいあせびこうえん	防災あせび公園	あせび児童公園	0.10
24	ぼうさいいちょうこうえん	防災いちょう公園	いちょう児童公園	0.01

整理番号	識 別 信 号	呼出名称(漢字)	設置場所	空中線電力
25	ぼうさい ひなげしこうえん	防災ひなげし公園	ひなげし児童公園	0.10
26	ぼうさい よねだしょうがっこう	防災米田小学校	米田小学校	0.10
27	ぼうさい よねだにししょうがっこう	防災米田西小学校	米田西小学校	0.01
28	ぼうさい よねだぶんだん	防災米田分団	高砂消防団米田分団車庫	0.01
29	ぼうさい よねだとうぶこうえん	防災米田東部公園	米田東部児童公園	0.50
30	ぼうさい ほうでんちゅうがく	防災宝殿中学	宝殿中学校	0.10
31	ぼうさい よねだこうみんかん	防災米田公民館	米田地域交流センター	0.50
32	ぼうさい そうごううんどうこうえん	防災総合運動公園	総合運動公園	0.10
33	ぼうさい ほうでんきたこうえん	防災宝殿北公園	宝殿駅北児童公園	0.10
34	ぼうさい かづめこうえん	防災神爪公園	神爪児童公園	0.10
35	ぼうさい もくせいこうえん	防災もくせい公園	もくせい児童公園	0.10
36	ぼうさい そねしょうがっこう	防災曾根小学校	曾根小学校	0.10
37	ぼうさい そねこうみんかん	防災曾根公民館	曾根公民館	0.50
38	ぼうさい そねりょくちこうえん	防災曾根緑地公園	曾根緑地公園	0.50
39	ぼうさい かしのきこうえん	防災かしのき公園	かしのき児童公園	0.01
40	ぼうさい つくしこうえん	防災つくし公園	つくし児童公園	0.10
41	ぼうさい ひなぎくこうえん	防災ひなぎく公園	ひなぎく児童公園	0.10
42	ぼうさい むつみこうえん	防災むつみ公園	むつみ児童公園	0.10
43	ぼうさい なかすじこうみんかん	防災中筋公民館	中筋地域交流センター	0.50
44	ぼうさい なかすじしょうがっこう	防災中筋小学校	中筋小学校	0.10
45	ぼうさい そねえき	防災曾根駅	JR曾根駅東側貨物ヤード跡	0.10
46	ぼうさい おおしここうえん	防災生石公園	生石児童公園	0.10
47	ぼうさい やまのはなこうえん	防災山ノ端公園	山ノ端公園	0.10
48	ぼうさい みなみいけこうみんかん	防災南池公民館	南池公民館	0.50
49	ぼうさい うおはしみなみこうえん	防災魚橋南公園	魚橋南公園	0.10
50	ぼうさい りんどうこうえん	防災りんどう公園	りんどう児童公園	0.10
51	ぼうさい うおはしかいかん	防災魚橋会館	魚橋自治会館	1.00

整理番号	識 別 信 号	呼出名称(漢字)	設置場所	空中線電力
52	ぼうさい あみだこうみんかん	防災阿弥陀公民館	阿弥陀地域交流センター	0.10
53	ぼうさい かしまちゅうがく	防災鹿島中学	鹿島中学校	0.10
54	ぼうさい からまつこうえん	防災からまつ公園	からまつ児童公園	0.50
55	ぼうさい あみだいちのいけ	防災阿弥陀市ノ池	市ノ池南西	0.10
56	ぼうさい やまゆりこうえん	防災やまゆり公園	やまゆり児童公園	0.10
57	ぼうさい きたやまこうえん	防災北山公園	北山児童公園	1.00
58	ぼうさい きたはましょうがっこう	防災北浜小学校	北浜小学校	0.50
59	ぼうさい きたはまこどもえん	防災北浜こども園	北浜こども園	1.00
60	ぼうさい ふじのいこうえん	防災藤乃井公園	藤乃井公園	0.10
61	ぼうさい はぎこうえん	防災はぎ公園	はぎ児童公園	0.50
62	ぼうさい うしたにこうえん	防災牛谷公園	牛谷児童公園	0.10
63	ぼうさい あまかわひがしこうえん	防災天川東公園	天川東公園	0.10

60 地域防災計画上の救護所の設置場所等の決定に関する要領

第1 (目的)

この要領は、大規模災害時の地域住民への医療の提供を確保するため、地域防災計画に救護所の設置場所等を予め定めておくための手続きについて規定する。

第2 (市町の救護所の設置場所等の決定義務)

各市町は、災害時において、傷病者の集団的な発生や医療機関の被災等による地域医療の混乱や機能麻痺が生じることに対処するため、救護所の設置場所等を事前に決定すること。

第3 (救護所の設置場所等の決定手続き)

各市町は、防災主管部局及び衛生主管部局の間で協議し、救護所の設置数及び場所について決定すること。

なお、決定にあたっては、郡市医師会との合意形成を行うとともに、保健所政令市以外の市町にあつては、所管の県保健所の助言を受けること。

第4 (救護所の設置場所等の決定手法等)

各市町は、阪神・淡路大震災時の被災地の人口や救護所（救護センターを含む）の設置数等を参考に、地域特性等も考慮のうえ、救護所の設置数及び場所を決定すること。なお、救護所の設置場所は、次の(2)に掲げる条件を満たす場所が望ましい。

(1) 阪神・淡路大震災時に設置された救護所（救護センターを含む）の設置場所等（ピーク時：平成7年2月2日）は別紙1に掲げるとおりであるので、類似条件の市区町の状況を参考とすること。

(2) 救護所の設置場所として相応しいと考えられる条件

ア 救護所の存在が周囲から判別できること。具体的には、学校、寺院等のランドマークとなり得る建物等に設けること。

イ 交通の利便の良い場所であり、傷病者の収容・護送に便利であること。

ウ 傷病者、医療器具、医薬品等を収容し、医療救護活動が可能な適当な面積が確保できること。

エ 水、電気、ガス等の確保や汚物の処理等に便利であること。

第5 (決定内容の報告)

各市町は、第3に掲げる救護所の設置場所等の決定内容を、別紙2の様式にて兵庫県阪神・淡路大震災復興本部保健環境部医務課まで報告すること。

なお、保健所政令市以外の市町にあつては、所管の県保健所に写しを提出すること。

第6 (地域防災計画への反映)

各市町は、当該決定内容を地域防災計画の改訂に際し、計画中に明記すること。

6 1 気 象

1 気象解説

特別警報・警報・注意報の概要

種 類	概 要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要

種 類	概 要
特別警報	大雨特別警報
	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報
	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報
	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
警報	暴風雪特別警報
	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報
	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報
	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	大雨警報
警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報
	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報
	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報
	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
警報	暴風雪警報
	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報
	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に

種 類		概 要
		相当。
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
	なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(2) 台風とは、熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼ぶが、このうち北西太平洋（赤道より北で東経 180 度より西の領域）または南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速（10 分間平均）がおよそ 17m/s（34 ノット、風力 8）以上のものを「台風」と呼ぶ。

■台風の大きさと強さ

気象庁は台風のおおよその勢力を示す目安として、下表のように風速（10 分間平均）をもとに台風の「大きさ」と「強さ」を表現する。「大きさ」は「強風域（風速 15m/s 以上の強い風が吹いているか、吹く可能性のある範囲）」の半径で、「強さ」は「最大風速」で区分する。さらに、風速 25m/s 以上の風が吹いているか、地形の影響などがない場合に吹く可能性のある範囲を暴風域と呼ぶ。

強さの階級分け

階級	最大風速
強い	33m/s（64 ノット）以上～44m/s（85 ノット）未満
非常に強い	44m/s（85 ノット）以上～54m/s（105 ノット）未満
猛烈な	54m/s（105 ノット）以上

大きさの階級分け

階級	風速 15m/s 以上の半径
大型（大きい）	500km 以上～800km 未満
超大型（非常に大きい）	800km 以上

* 強風域の半径が 500km 未満の場合には大きさを表現しない

* 最大風速が 33m/s 未満の場合には強さを表現しない

(3) 雨の強さと降り方

1 時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10 以上～ 20 未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20 以上～ 30 未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づらい
30 以上～ 50 未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようになる	速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）
50 以上～ 80 未満	非常に激しい雨	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）			水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	
80 以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる	傘は全く役に立たなくなる			車の運転は危険

(3) 風の強さと吹き方

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	人への影響	屋外・樹木 の様子	走行中の車	建造物	およそ の 瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10 以上 15 未満	風に向かって歩きにくくなる。 傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。 電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15 以上 20 未満	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。 高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。 看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。 雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20 以上 25 未満	何かにつかまっていないと立っていられない。 飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。 看板が落下・飛散する。 道路標識が傾く。	通常ので速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。 固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。 ビニールハウスのフィルム(被覆材) 25 以上 が広範囲に破れる。	30
	25 以上 30 未満					
猛烈な風	30 以上 35 未満	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくれる。 養生の不十分な仮設足場が崩落する。	40
	35 以上 40 未満				外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	
	40 以上				住家で倒壊するものがある。 鉄骨構造物で変形するものがある。	50
						60

6 2 災害関係機関一覧表

1 高砂市関係

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X	備 考
高砂市役所	高砂市荒井町千鳥 1 丁目 1-1	079-442-2101	442-2229	
高砂市消防本部	高砂市伊保 4 丁目 553-1	079-448-0119	448-0928	
高砂市消防署	高砂市伊保 4 丁目 553-1	079-448-0119	448-0928	
高砂市市民サービスコーナー	高砂市緑丘 2 丁目 1-40	079-451-9300	451-9301	
エコクリーンピアはりま	高砂市梅井 6 丁目 1-1	ごみ 447-5220 し尿 447-1157	448-5338 448-5338	
高砂斎場	高砂市西畑 4 丁目 15-22	079-443-0093	443-0092	
ユーアイ福祉交流センター (社会福祉協議会)	高砂市高砂町松波町 440-35	079-443-3936 443-3720	443-5991 443-0505	
米田水源地	高砂市米田町米田新 300	079-432-7670	432-4473	
米新ポンプ場	高砂市米田町米田新 83-1	079-432-7770		
高砂浄化センター	高砂市高砂町東宮町 1042-1	079-442-1294	442-3038	
伊保浄化センター	高砂市梅井 6 丁目 2-1	079-447-6195	447-2214	
高砂市民病院	高砂市荒井町紙町 33-1	079-442-3981	442-5472	
市ノ池公園	高砂市阿弥陀町地徳 301	079-447-6401	447-6402	

2 高砂市各種団体

機 関 名	所在地	電話番号	F A X	備 考
高砂市消防団 (消防本部)	高砂市伊保 4 丁目 553-1	079-448-0119	448-0928	防 防
高砂市医師会	高砂市高砂町朝日町 2 丁目 1-5	079-442-0794	443-2222	
高砂市連合自治会				
高砂市漁業組合連合会				
高砂市連合婦人会				
高砂市水利組合連合会				
高砂市赤十字奉仕団				
高砂市国際交流協会		079-443-9132	442-2229	

(注) 備考欄の「防」は防災会議委員

3 避難所関係

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X	備 考
高砂小学校	高砂町大工町 810-1	079-442-2422	443-0526	
高砂中学校	高砂町大工町 638	079-442-1591	443-0557	
高砂地域交流センター	高砂町北本町 1110-1	079-443-7088		
高砂高等学校	高砂町朝日町 2 丁目 5-1	079-442-2371	442-2373	
高砂南高等学校	西畑 2 丁目 1-12	079-443-5900	443-5901	
荒井小学校	荒井町東本町 10-1	079-442-1951	443-0532	
荒井地域交流センター	荒井町扇町 2-24	079-442-0490		
荒井中学校	荒井町千鳥 3 丁目 1-1	079-442-0540	443-0559	
伊保小学校	伊保東 1 丁目 18-1	079-447-4341	448-0746	
伊保地域交流センター	伊保東 1 丁目 18-6	079-447-2247	447-3594	
伊保南小学校	梅井 2 丁目 4-1	079-448-0760	448-0778	
今市自治会館	今市 2 丁目 13-31			
中島自治会館	中島 1 丁目 13-10			
竜山中学校	松陽 3 丁目 1	079-447-1150	448-0875	
中筋地域交流センター	中筋 3 丁目 5-24	079-448-4821		

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X	備 考
中筋小学校	中筋 1 丁目 2-1	079-447-0219	448-0796	
松陽中学校	松陽 1 丁目 11-1	079-447-1942	448-0858	
曾根小学校	曾根町 2500	079-447-0039	448-0799	
曾根地域交流センター	曾根町 2301-35	079-451-8520		
松陽高等学校	曾根町 2794-1	079-447-4021	447-4023	
東之町自治会館	曾根町 728-1			
宝殿中学校	米田町米田 1174-1	079-432-3786	432-4974	
米田地域交流センター	米田町米田 734	079-432-6784		
みのり会館	米田町米田 55-1	079-431-6170	431-4912	
米田小学校	米田町米田 451	079-432-3594	432-4047	
米田西小学校	米田町塩市 17-1	079-431-8005	431-8699	
総合体育館	米田町島 526	079-432-9090	432-9060	
神爪公会堂	神爪 5 丁目 13-6			
島公会堂	米田町島 278-5			
塩市公会堂	米田町塩市 445-3			
美保里いちょう会館	美保里 10 番 14 号			
中島三丁目自治会館	中島 3 丁目 6-39			
阿弥陀地域交流センター	阿弥陀町阿弥陀 1173-1	079-448-4642		
阿弥陀小学校	阿弥陀町阿弥陀 1153-1	079-447-1317	448-0826	
鹿島中学校	阿弥陀町阿弥陀 1979-3	079-447-1179	448-0870	
白陵高等学校	阿弥陀町阿弥陀 2260	079-447-1675	447-1677	
魚橋自治会館	阿弥陀町魚橋 1050-4			
西下台自治会館	阿弥陀 1 丁目 4-32			
阿弥陀東自治会館	阿弥陀町阿弥陀 1420			
地徳公会堂	阿弥陀町地徳 90-1	079-446-2034		
長尾公民館	阿弥陀町長尾 357			
豆崎公民館	阿弥陀町阿弥陀 2144-3			
北山自治会館	阿弥陀町北山 22-1			
生石自治会館	阿弥陀町生石 106			
魚橋南集会所	阿弥陀町魚橋 1020-21			
北浜小学校	北浜町北脇 34-5	079-254-0139	079-254-3214	
北浜地域交流センター	北浜町北脇 74-3	079-254-5212		
北脇自治会館	北浜町北脇 385-1			
牛谷団地集会所	北浜町牛谷 718-25			
牛谷東集会所	北浜町牛谷 20-17			
牛谷会館	北浜町牛谷 414-3			
堂池ふれあいの郷	北浜町西浜 500			
(指定福祉避難所)				
文化会館	高砂町朝日町 1 丁目 2-1	079-442-4831	442-8360	
高砂市福祉総合相談センター	伊保 4 丁目 400	079-451-6470		
むさしの里	北浜町西浜 751-1			
高砂白寿苑	北浜町西浜 773-1	079-247-9811	079-247-9815	
のじぎくの里	北浜町西浜 773-3	079-247-9200	079-247-9201	
あかりの家	北浜町北脇 504-1			
サンリットひまわり園	高砂町松波町 440-5			
播磨高砂苑	伊保 1 丁目 6-16			
めぐみ苑	阿弥陀町阿弥陀 43-1			
常寿園	北浜町牛谷 721-1			

4 兵庫県関係

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X	備 考
兵庫県庁	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-341-7711		
兵庫県危機管理部災害対策課	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-9988	362-9911	
兵庫県				
広域防災センター 消防学校	三木市志染町御坂 1-9	0794-87-2920	87-2925	
兵庫県土木部河川整備課	神戸市中央区下山手通 5-10-1	078-362-3528	362-3922	
兵庫県東播磨県民局		079-421-9016	424-6616	防
総務企画室総務防災課	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9289		
兵庫県加古川土木事務所	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9621	421-1213	防
兵庫県加古川農林水産振興事務所	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-421-9339	421-4056	防
兵庫県企業庁利水事務所	神戸市西区神出町田井字長原 3-1	078-965-2050	965-1755	防
兵庫県加古川流域土地改良事務所	三木市宿原字寺ノ前 70	0794-82-9809	483-6835	防
兵庫県加古川健康福祉事務所	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	079-422-0002	442-7589	防
感染症・食中毒発生情報	健康危機管理ホットライン（24 時間体制）	079-422-0006		
兵庫県警察本部	神戸市中央区下山手通 5-4-1	078-341-7441		
兵庫県高砂警察署	高砂市荒井町紙町 1-48	079-442-0110	443-0110	防

5 地方行政機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X	備考
近畿地方整備局姫路河川国道事務所	姫路市北条 1 丁目 250	079-282-8211	222-5843	防
近畿地方整備局小野出張所	小野市阿形町 1082-2	0794-63-2792	62-8409	
厚生労働省加古川労働基準監督署	加古川市野口町良野 269 -10	079-422-5001	422-5004	
海上保安庁第五管区海上保安本部	神戸市中央区波止場町 1-1	078-391-6551		
姫路海上保安部加古川海上保安署	加古川市別府町港町 14-2 港湾合同庁舎	079-435-0671	435-0726	防
気象庁神戸地方気象台	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-3 神戸防災合同庁舎	078-222-8907	222-8945	
陸上自衛隊第 3 特科隊	姫路市峰南町 1-70	079-222-4001	222-4001	
海上自衛隊阪神基地隊	神戸市東灘区魚崎浜町 37	078-441-1001	431-1196	

6 近隣市町等

機 関 名	所在地	電話番号	F A X	備 考
姫路市（代）	姫路市安田 4 丁目 1	079-221-2111	221-2123	
消防局防災課		079-223-9548	223-9535	
加古川市（代）	加古川市加古川町北在家 23- 1	079-421-2000	422-1403	
危機管理室		079-427-9717	424-1375	
明石市（代）	明石市中崎 1-5-1	078-912-1111	913-7680	
総合安全対策局		078-918-5069	918-5140	
播磨町（代）	加古郡播磨町本荘 350-2	079-435-0355	435-3398	
危機管理課		079-435-0991	435-7901	
稲美町（代）	加古郡稲美町国岡 1-1	079-492-1212	492-5162	
危機管理課		079-492-9168	492-7792	
神戸市消防局	神戸市中央区加納町 6-5	078-333-0119	392-2119	ヘリコプター関係
小野市消防本部	小野市王子町 806	07946-3-0119	3-6699	加古川水位
北はりま消防本部	西脇市野村 1796	0795-22-0119	23-6119	加古川水位
西脇消防署				

7 公共機関等

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X	備 考
西日本旅客鉄道(株)加古川駅	加古川市加古川町篠原 30-1	079-422-3460	079-421-2610	防
西日本旅客鉄道(株)宝殿駅	高砂市米田町神爪 1 丁目 15-6	070-2274-2601	079-432-3535	
西日本旅客鉄道(株)曾根駅	高砂市阿弥陀 1 丁目 6-6	070-2274-2602	079-447-0112	
西日本電信電話(株)兵庫支店	神戸市中央区海岸通 11 番	078-393-9440	078-326-7363	防
関西電力送配電(株)姫路本部	姫路市十二所前町 117	079-229-9145	079-227-0615	防
山陽電気鉄道(株)鉄道事業本部	明石市大明石町 1-4-1 (緊急連絡先) 運転指令室	078-913-2853 078-735-8234	078-913-2857	防
山陽電気鉄道(株)高砂駅	高砂市高砂町浜田町 2-1-1	079-442-0144	079-227-0615	
神姫バス(株)加古川南営業所	加古川市尾上町池田 1844-1	079-421-2430	079-421-2035	防
大阪ガスネットワーク(株)兵庫事業部	神戸市中央区港島中町 4-5-3	078-303-7745	078-303-7729	防
日本赤十字社兵庫県支部	神戸市中央区脇浜海岸通 1-4-5	078-241-9889	078-241-6990	
NHK神戸放送局	神戸市中央区中山手通 2-24-7	078-252-5000	078-252-5100	
NHK姫路放送局	姫路市元塩町 101	079-225-1904	079-285-3822	
(株)ラジオ関西	神戸市中央区東川崎町 1-5-7	078-362-7373	078-362-7403	
(株)サンテレビジョン	神戸市中央区港島中町 6-9-1	078-303-3130	078-303-3158	
B A N - B A N ネットワーク(株)	加古川市加古川町栗津 26-2	079-421-3736	079-420-3735	
(株)神戸新聞社東播支社	加古川市加古川町北在家 2311	079-422-2073	079-421-1023	
朝日新聞社加古川支局	加古川市加古川町備後 93-2	079-422-2045	079-424-8630	
(株)毎日新聞社加古川通信部	加古川市加古川町北在家 2596	079-424-3751	079-427-2084	
読売新聞社加古川通信部	加古川市加古川町西河原 11-1	079-423-1213	079-427-0750	
産経新聞社姫路支局	姫路市錦町 119	079-224-5551	079-226-3191	
(一社)兵庫県 L P ガス協会加印支部	加古川市加古川町平野 501	079-423-7517	079-423-7519	

8 協定締結先流通業者

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X	備考
生活協同組合コープこうべ第 6 地区本部	明石市大久保町大窪 2545-8	078-935-7180	078-935-7199	
イオンリテール(株)西日本カンパニー	大阪市福島区海老江 1 丁目 1 番 23 号	06-6457-6111	06-6457-6200	
アスパ高砂店	高砂市緑丘 2 丁目 1 番 40 号	079-442-5840	079-443-5666	
株式会社フジ	広島県広島市南区段原 1 丁目 3 番 52 号	082-535-8511	082-261-0056	
マックスバリュ梅井店	高砂市梅井 5 丁目 5 番 25 号	079-447-4211	079-447-4220	
マックスバリュ宝殿店	高砂市米田町島 38 番地	079-433-4113	079-433-4114	

6 3 各指定施設とその基本的役割

設置場所	役 割 名	フロア面積 収容可能人員等
分庁舎		
1 階 防災倉庫	備蓄物資保管場所	
1 階 多目的スペース	救援物資集積所	151 m ²
南庁舎		
5 階大会議室	証明書発行会場（大規模災害時）	150 名
3 階作業スペース 1 ～ 3	証明書発行会場（大規模災害時）	各 30 名
2 階会議室 1	証明書発行会場（大規模・中規模災害時）	41 名
2 階会議室 2	証明書発行会場（大規模災害時）	24 名
2 階会議室 3	災害対策本部（特別会議室が使用できない場合）	22 名
2 階会議室 4	行方不明者相談所	11 名
2 階会議室 5	行方不明者相談所	12 名
文化会館 中ホール等	救護所・救援物資集積所・健康相談所 ・指定福祉避難所（施設全体）	3, 927 m ²
ユーアイ福祉交流センター	ボランティアセンター	
高砂市福祉総合センター	指定福祉避難所（2 階相談室）	64. 80 m ² 32 名
高砂市民病院	高砂市域における災害拠点病院	

地区	施 設 名	防災上の位置づけ	炊出 能力 (食/回)	収容可能人数 (人)	
				屋 外	屋 内
高 砂	高砂小学校	コミュニティ防災拠点（指定避難所・指定緊急避難場所）津波避難所	1, 700	2, 800	500
	高砂中学校	指定避難所・指定緊急避難場所		2, 400	500
	高砂地域交流センター	指定避難所・指定緊急避難場所			100
	文化会館	指定福祉避難所			110
	県立高砂高等学校	指定避難所・指定緊急避難場所		5, 000	500
	県立高砂南高等学校	指定避難所・指定緊急避難場所		5, 000	500
	高砂公園	指定緊急避難場所（1. 5ha）		4, 900	
	(株)カネカグラウンド	臨時ヘリポート			
	サンリットひまわり園	指定福祉避難所			50
荒 井	荒井こども園	炊き出し施設	600		
	荒井小学校	コミュニティ防災拠点（指定避難所・指定緊急避難場所）防災倉庫（救援物資集積所）炊き出し施設	2, 600	3, 400	500 60 m ²
	荒井中学校	指定避難所・指定緊急避難場所 体育館・武道館（救援物資集積所）		2, 200	500 1, 756 m ²
	荒井地域交流センター	指定避難所・指定緊急避難場所			100
	新浜公園	指定緊急避難場所・応急仮設住宅建設候補地（60 軒）		3, 500 1. 0ha	
	イオン高砂店	指定緊急避難場所 1 F 平面駐車場 3 F ・ 4 F ・ R F 駐車場		11, 900	

地区	施設名	防災上の位置づけ	炊出能力 (食/回)	収容可能人数(人)	
				屋外	屋内
伊保	今市自治会館	一時避難所			50
	中島自治会館	一時避難所			50
	伊保こども園	炊き出し施設	600		
	伊保小学校	コミュニティ防災拠点(指定避難所・指定緊急避難場所)	1,800	2,500	500
	伊保南小学校	コミュニティ防災拠点(指定避難所・指定緊急避難場所)	1,800	3,600	500
	伊保地域交流センター	指定避難所・指定緊急避難場所 大会議室(救援物資集積所)			200 2,358 m ²
	マックスバリュ梅井店	指定緊急避難場所		5,100	
	播磨高砂苑	指定福祉避難所			50
	高砂市福祉総合相談センター	指定福祉避難所			32
中筋	中筋こども園	炊き出し施設	900		
	中筋小学校	コミュニティ防災拠点(指定避難所・指定緊急避難場所) 臨時ヘリポート	1,400	4,700	500
	竜山中学校	指定避難所・指定緊急避難場所・救護所		5,500	500
	中筋地域交流センター	指定避難所・指定緊急避難場所			100
曽根	東之町自治会館	一時避難所			50
	曽根こども園	炊き出し施設	900		
	曽根小学校	コミュニティ防災拠点(指定避難所・指定緊急避難場所)	1,700	2,400	500
	松陽中学校	指定避難所・指定緊急避難場所・臨時ヘリポート		4,300	500
	曽根地域交流センター	指定避難所・指定緊急避難場所			100
	県立松陽高等学校	指定避難所・指定緊急避難場所		5,000	500
	天川東公園	地域防災拠点・指定緊急避難場所		4,500 1.3ha	
	曽根松原公園	指定緊急避難場所		4,700 1.4ha	
米田	神爪公会堂	一時避難所			50
	島公会堂	一時避難所			50
	塩市公会堂	一時避難所			50
	中島3丁目自治会館	一時避難所			50
	美保里いちょう会館	一時避難所			50
	米田こども園	炊き出し施設	900		
	米田小学校	コミュニティ防災拠点(指定避難所・指定緊急避難場所)	2,300	5,700	500
	米田西小学校	コミュニティ防災拠点(指定避難所・指定緊急避難場所)	1,800	2,900	500
	宝殿中学校	指定避難所・指定緊急避難場所		4,500	500
	米田地域交流センター	指定避難所・指定緊急避難場所			100
	みのり会館	一時避難所			50
	総合運動公園	地域防災拠点・臨時ヘリポート・救援物資集積場所(陸上競技場・野球場)・広域応援部隊活動拠点(公園・駐車場)・広域指定緊急避難場所(公園・駐車場)・避難所(総合体育館)・応急仮設住宅建設候補地(300軒、サブグラウンド・多目的広場)・遺体安置所(総合体育館内)		29,900 9.0ha	600 2,500 m ²
	米田多目的広場	地域防災拠点・指定緊急避難場所・応急仮設住宅建設候補地(100軒)		7,100 2.1ha	
	マックスバリュ宝殿店	指定緊急避難場所		1,200	

地区	施設名	防災上の位置づけ	炊出能力 (食/回)	収容可能人数(人)	
				屋外	屋内
阿弥陀	魚橋自治会館	一時避難所			50
	西下台自治会館	一時避難所			50
	阿弥陀東集会所	一時避難所			50
	地徳公会堂	一時避難所			50
	阿弥陀こども園	炊き出し施設	600		
	阿弥陀小学校	コミュニティ防災拠点(指定避難所・指定緊急避難場所)	1,500	2,300	500
	鹿島中学校	指定避難所・指定緊急避難場所		5,700	500
	阿弥陀地域交流センター	指定避難所・指定緊急避難場所			100
	白陵高等学校(私立)	指定避難所・指定緊急避難場所		10,000	500
	市ノ池公園	地域防災拠点(指定緊急避難場所・臨時ヘリポート) 自衛隊受入拠点(駐屯スペース)		8,300 2.5ha	
	北山自治会館	一時避難所			50
	阿弥陀町豆崎自治会館	一時避難所			50
	生石自治会館	一時避難所			50
	長尾自治会館	一時避難所			50
	魚橋南集会所	一時避難所			50
	めぐみ苑	指定福祉避難所			50
北浜	北脇自治会館	一時避難所			50
	牛谷団地集会所	一時避難所			50
	北浜こども園	炊き出し施設	100		
	北浜小学校	コミュニティ防災拠点(指定避難所・指定緊急避難場所)	1,200	2,800	300
	北浜地域交流センター	指定避難所・指定緊急避難場所			100
	むさしの里	指定福祉避難所			50
	高砂白寿苑	指定福祉避難所			50
	あかりの家	指定福祉避難所			50
	のじぎくの里	指定福祉避難所			50
	常寿園	指定福祉避難所			50
	堂池ふれあいの郷	一時避難所			50
	牛谷東自治会館	一時避難所			50
	牛谷会館	一時避難所			50

6 4 被害の認定基準

区 分		記 入 内 容
人的被害	死 者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。
	重 傷 者 軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとし、「軽傷者」とは、1ヶ月未満で治療できる見込みの者とする。
住 家 被 害	住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位
	全 壊 (全 焼 ・ 全 流 出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	大 規 模 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。 なお、このうち構造耐久上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものを「大規模半壊」として取り扱う。
	一 部 破 損	全壊及び半壊に至らないもので、補修を要する程度のも。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さな損壊は除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの、および全壊、半壊には該当しないが、土砂竹木等の堆積により一時的に居住不能なもの。
	床 下 浸 水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
	非 住 家	住家以外の建築物で、半壊以上の被害を受けたもの。なお、これら施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
そ の 他 被 害	公 共 建 物	官公署、公民館、公立保育所等の、公用または公共の用に供する建物とする。
	そ の 他	公共建物以外の神社、仏閣、私立保育所、倉庫、土蔵、車庫等とする。
	田 の 流 失 、 埋 没	田の耕土が流失し、または砂利等の堆積のため耕作不能となったものとする。
	田 の 冠 水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑 の 流 失 、 埋 没 お よ び 冠 水	田の例に準じる。
	文 教 施 設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病 院	公立の病院とする。
	道 路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。
	橋 り よ う	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

区 分		記 入 内 容
そ の 他 被 害	河 川	河川法が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川、またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	港 湾	港湾法第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、繁留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂 防	砂防法第1条に規定する砂防施設、同法第3条に規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2によって同法が準用される天然の河岸とする。
	水 道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち、最も多く断水した時点における戸数とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	が け 崩 れ	急傾斜地の崩壊、土石流、崩壊土砂の流出、山腹の崩壊等により、人的被害及び住家被害を生じたもの又は、道路を通行止めにした場合等の被害とする。
	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被 害 船 舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し航行不能になったもの、および流失し所在が不明になったもの、並びに修理をしなければ航行できなくなった程度の被害とする。
	電 話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業または簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブ ロ ッ ク 塀		倒壊したブロック塀または石塀の箇所数とする。
り 災 世 帯		災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常的生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り 災 者		り災世帯の構成員とする。
公 立 文 教 施 設		公立の文教施設とする。
農 林 水 産 業 施 設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設および共同利用施設とする。
公 共 土 木 施 設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港及び下水道とする。
公 共 施 設 被 害		公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
そ の 他	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、生産機械器具等とする。

(注) (1) 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。

(2) 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ下の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

(3) 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

6 5 浸水等による住宅被害の認定

府 政 防 第 8 4 2 号

平成 16 年 10 月 28 日

各都道府県知事 殿

財団法人都道府県会館 理事長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

浸水等による住宅被害の認定について

標記については、新潟・福井豪雨災害以来続いている一連の豪雨、台風等の災害による家屋の浸水被害の状況等を踏まえ、住宅被害の認定にかかる被災者生活再建支援法の弾力的な運用を図ることにより、被災者生活再建支援法の積極的活用を図る観点から、下記のとおり示すこととした。

各都道府県におかれては、被災住宅の被害認定にあたってこれを積極的に活用し、被災者の支援に万全を期されたい。なお、貴管内の市町村に周知方取り計らわれたい。

記

1. これらの住宅の被害の認定にあたっては、被害の状況に応じ適切に認定を行うことが必要である。特に、床上浸水等の被害に係る住宅の被害認定にあたっては、以下の点に留意し、

「床上浸水」等の被害の状況に応じ、被災者生活再建支援法を積極的に活用されたい。

(1) 床材、壁材、断熱材などの建材は、一度浸水すると、本来の機能を損失し、又は通常求められる住居の快適性を著しく阻害する場合がある。このため、被害認定にあたっては、以下の点について留意が必要である。具体的には、各建材について、以下のとおり取り扱い願いたい。

- ① 浸水により、畳が吸水し膨張した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ② 浸水により、合成樹脂系床材が汚損や剥離した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ③ 浸水により、床の下地材等が吸水・膨張等した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ④ 浸水により、階段の床板等が汚損や浮きが生じた場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ⑤ 浸水により、フローリング材の眉間剥離・浮き上がり等した場合には、「床」の損傷として取り扱うものであること。
- ⑥ 浸水の水位が低位であった場合でも、壁内部のパネルや断熱材の吸水により、壁の全面が膨張している場合には、「内壁」全面の損傷として取り扱うものであること。
- ⑦ 浸水により、外壁のモルタルやタイル等の仕上げ壁の汚損や剥離等した場合には、「外壁」の損傷として取り扱うものであること。
- ⑧ 浸水により、塗土が剥落した場合には、「外壁」・「内壁」

の損傷として取り扱うものであること。

⑨ 浸水により、クロスの剥離・表面劣化・剥離した場合には、「内壁」・「天井」の損傷として取り扱うものであること。

⑩ 浸水により、屋根断熱材・屋根防水材の機能を損失した場合には、「屋根」の損傷として取り扱うものであること。

(2) また、住宅の建具と浴槽、便器、洗面所、台所の流し台などの水廻りの衛生設備等についても、住宅の構成要素であることから、被害認定にあたっては、その損害を評価すること。特に、これら水廻りの衛生設備等については、一度浸水すると、使用できない場合があることから、これら水廻りの衛生設備等が、一見したところ損傷していない場合においても、実際に使用可能な状態にあるかどうかについて、被害認定にあたり、確認する必要がある点に留意願いたい。具体的には、建具、設備等について、以下のとおり取り扱い願いたい。

① 浸水により、襖・障子・ドアが変形し、開閉が困難となった場合には、「建具」の損傷として取り扱うものであること。

② 浸水により、ドア等の面材が膨張剥離した場合には、「建具」の損傷として取り扱うものであること。

③ 台所の流し台、浴槽、洗面所、便器などの設備は、浸水により、衛生設備としての機能を損失する場合があります、その場合、「設備」の損傷として取り扱うものであること。

(3) 浸水被害をもたらす台風災害においては、浸水被害ばかりではなく強風による被害を伴う場合が多い。浸水被害を認定する場合には、強風による被害についても併せて認定するよう留意願いたい。具体的には、屋根、天井について、以下のとおり取り扱い願いたい。

○強風により、屋根が損壊して浸水し、天井板等が吸水・膨張等した場合には、「屋根」・「天井」の損傷として取り扱うものであること。

(4) 浸水被害をもたらす台風災害においては、堤防の決壊による水圧や土砂崩れになる土石や泥流の流入によって、住宅に物理的な損傷が生じる事例も多い。特に、柱や基礎は、住宅の構造耐力上の重要な構成部位であることから、こうした損傷についても、浸水による被害と併せて認定するよう、特に留意願いたい。具体的には、柱、基礎の損傷について、以下のとおり取り扱い願いたい。

- ① 泥流により、柱が損傷を受け変形等した場合等には、「柱」の損傷として取り扱うものであること。
- ② 泥流により、基礎が流出・ひび割れ等した場合には、「基礎」の損傷として取り扱うものであること。

2. 1. に示した点に留意しつつ、適切な被害認定を行うことにより、浸水により畳が浸水し、壁の全面が膨張しており、さらに、浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失し

ている場合等には、一般的に「大規模半壊」又は「全壊」に該当することになるものと考えられる。

また、施行令第2条第1号に基づき、「半壊」であっても、やむを得ず住宅を解体する場合には、「全壊」と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合には、「やむを得ず解体」するものとして、「全壊」と同様に取り扱うものとする。

住家被害調査表(浸水被害)「非木造編(1/2)」		整理番号	
住家所在地	兵庫県 市・郡 町	丁目	番地
所有者	調査日	年 月 日	時 分
居住者	調査員	氏 名	
連絡先			

<1>

※いずれが該当するものにチェックする		浸水深さ		チェック欄	備考
○ 浸水	・浸水が床まで達していない	床下	cm	☐	調査終了
	・浸水が床まで達している	床上	cm	☐	<2>へ
	・浸水被害に加え、物理的な被害が生じている	混合被害調査を実施	☐		
	・浸水被害に加えて、物理的な被害が生じている	混合被害調査を実施	☐		
特記事項	床面積		1階	2階	3階
					合 計

<2>

床 (階数含む) 【構成比10%】 A	C 浸水床面積 延べ床面積	x	損傷程度B	x	構成比A	④損傷率 (A×B×C)									
							損傷割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85
							損傷程度B	0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							I	25%	1.3	1.4	1.5	1.7	1.8	1.9	2.0
							II	50%	2.5	2.8	3.0	3.3	3.5	3.8	4.0
							その他	100%	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0

外 壁 【構成比5%】 A	C 浸水床面積 延べ床面積	x	損傷程度B	x	構成比A	②損傷率 (A×B×C)									
							損傷割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85
							損傷程度B	0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							I	50%	1.3	1.4	1.5	1.7	1.8	1.9	2.0
							II	100%	2.5	2.8	3.0	3.3	3.5	3.8	4.0

内部仕上・天井 【構成比10%】 A	C 浸水床面積+浸水天井面積 延べ床面積×2	x	損傷程度B	x	構成比A	③損傷率 (A×B×C)									
							損傷割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85
							損傷程度B	0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
							I	30%	1.5	1.7	1.8	2.0	2.1	2.3	2.4
							II	100%	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0

6 6 住家被害調査表（兵庫県作成）

住家被害調査表(浸水被害)「木造・プレハブ編(2/2)」

建具 【構成比10%】 A	○建具 窓、出入口等住家の開口部あるいは各室の間仕切り箇所等の建具	C 浸水床面積 延べ床面積	x	損傷程度B	x	構成比A	④損傷率 (A×B×C)									
								損傷割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85
								損傷程度B	0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								I	15%	0.8	0.9	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3
								II	100%	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0
								(兵庫県)	60%	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.5	4.8

設備 【構成比5%】 (10%) A	○設備 水回りの衛生器具等の設備(台所の流し台、洗面台、便器、浴槽等の本体、配管等、給湯設備、電気設備等、冷暖房設備一式)	C 浸水床面積 延べ床面積	x	損傷程度B	x	構成比A	⑤損傷率 (A×B×C)									
								損傷割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85
								損傷程度B	0	0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
								I	15%	0.8	0.9	0.9	1.0	1.1	1.2	1.3
								II	100%	5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0
								(兵庫県)	60%	3.0	3.3	3.6	3.9	4.2	4.5	4.8

損傷率	① + ② + ③ + ④	=	全損傷率	※合計数値は小数点以下を切り上げ、整数値とする。				
					⑤	⑥	⑦	⑧
					⑨	⑩	⑪	⑫
					⑬	⑭	⑮	⑯
					⑰	⑱	⑲	⑳
					㉑	㉒	㉓	㉔

住家被害調査表（地震被害1・2次判定）「木造・プレハブ編（2／4）」

被害判定チャート(判定基準)					
建物価値の損失の目安 (修理費・補修費に占める被害額の割合)	0%	1%以上20%未満	20%以上40%未満	40%以上50%未満	50%以上
	被害判定基準				
国内(都府)の被害認定基準 による被害の判断の目安	被害判定基準				
国内(都府)の被害認定基準 による被害の判断の目安	無被害	一部損壊	半壊	全壊	全壊
被害の特徴	被害なし	壁面の亀裂・剥落、 屋根瓦のずれ・落下、 (ただし、構造的な被害なし)	屋根瓦が大部分剥落する。 小屋根が壊れる。 軸組材(柱やはり)が折れる。	構造的な被害が大きく、住宅に被害が見られる。 基礎が破壊し、建物全体に不具合(ゆがみ)が生じる。	ある階がつぶれる。 瓦礫状態になる。
被害箇所の特徴	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし	被害なし
○屋根被害型 屋根瓦が大部分剥落するなどの被害。					
○2階被害型 2階の被害が1階より大きい。					
○1階被害型 1階の被害が2階より大きい。 最も典型的な被害。					
○全体被害型 1階・2階ともに同程度の被害を受ける。					
○基礎被害型 基礎が割れ、陥没や沈下が見られる。					

住家被害調査表(浸水被害)「木造・プレハブ編(3／3)」

柱(耐力壁) 【構成比 20%】	○柱(耐力壁) ・外力を受けない被害程度の算定は、損傷程度Ⅰ又はⅡにより判断する。 ・外力を受けた場合の被害認定は、損傷程度Ⅰ～Ⅴにより判断する。																
A (地震被害を 参考に算 定)	$\frac{C}{A} = \frac{\text{浸水床面積}}{\text{延べ床面積}} \times \frac{\text{損傷程度B}}{\text{構成比A}}$ $\frac{D}{B} = \frac{\text{浸水床面積}}{\text{延べ床面積}} \times \frac{\text{損傷程度B}}{\text{構成比A}}$																
	損傷程度B	0	I	II	III	IV	V	浸水床面積割合C	0.50	0.55	0.60	0.65	0.70	0.75	0.80	0.85	⑨損傷率 (A×B×C)
		0%	10%	25%	50%	75%	100%		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
									1.0	1.1	1.2	1.3	1.4	1.5	1.6	1.7	
									2.5	2.8	3.0	3.3	3.5	3.8	4.0	4.3	
									5.0	5.5	6.0	6.5	7.0	7.5	8.0	8.5	
									7.5	8.3	9.0	9.8	10.5	11.3	12.0	12.8	
									10.0	11.0	12.0	13.0	14.0	15.0	16.0	17.0	
※1. 外力による被害が生じていないが、浸水による隠蔽部分の判断が不明のため、 腐敗等を考慮し、以下の取扱いとする。 (1) 浸水高さが1メートル未満の場合 損傷程度Ⅰ：10% (2) 浸水高さが1メートル以上の場合 損傷程度Ⅱ：25%																	
基礎 【構成比 10%】	○基礎 外力により影響を受けた場合、地震被害を参考に以下により算定する。 1 布基礎の場合 $\frac{\text{損傷基礎長}}{\text{外周基礎長}} \times \frac{\text{構成比}}{10} = \text{⑨損傷率}$																
損傷率	$\frac{\text{①}}{\text{②}} + \frac{\text{③}}{\text{④}} + \frac{\text{⑤}}{\text{⑥}} + \frac{\text{⑦}}{\text{⑧}} = \frac{\text{全損傷率}}{\text{⑨}} = \text{⑩}$ $\frac{\text{①}}{\text{②}} + \frac{\text{③}}{\text{④}} + \frac{\text{⑤}}{\text{⑥}} + \frac{\text{⑦}}{\text{⑧}} = \frac{\text{全損傷率}}{\text{⑨}} = \text{⑩}$ ※合計数値は小数点以下を切り上げ、整数値とする。																

住家被害調査表（地震被害1・2次判定）
「木造・プレハブ編（4／4）」

判定チェックシート

【耐力壁（構成比30%）】パネル工法、枠組壁工法における耐力壁												
下表の該当箇所○印を付ける（複数選択可）。												
損傷程度	損傷面積／全面積											
	0.00	0.10	0.25	0.50	0.75	1.00						
I	0.10	0.0	0.3	0.8	1.5	2.3	3.0					
II	0.25	0.0	0.8	1.9	3.8	5.7	7.5					
III	0.50	0.0	1.5	3.8	7.5	11.3	15.0					
IV	0.75	0.0	2.3	5.7	11.3	16.9	22.5					
V	1.00	0.0	3.0	7.5	15.0	22.5	30.0					
計												
※被害割合B2が22.5以上の場合は、耐力壁の損傷率75%以上となり当該住家は全壊												
B2												

【外壁（構成比50%）】外壁の仕上面及び下地材

損傷程度	A	モジュール数	ア×イ	モジュール数を「正」の字で記入し、集計する。
なし	0.00			
I	0.10			
II	0.25			
III	0.50			
IV	0.75			
V	1.00			
計		ウ	エ	
G = 50 × エ / ウ (小数点2位以下を切り上げ)				

【屋根（構成比10%）】屋根瓦材、小屋組、屋上仕上面

下表の該当箇所○印を付ける（複数選択可）。												
損傷程度	損傷面積／全面積											
	0.00	0.10	0.25	0.50	0.75	1.00						
I	0.10	0.0	0.1	0.3	0.5	0.8	1.0					
II	0.25	0.0	0.3	0.7	1.3	1.9	2.5					
III	0.50	0.0	0.5	1.3	2.5	3.8	5.0					
IV	0.75	0.0	0.8	1.9	3.8	5.7	7.5					
V	1.00	0.0	1.0	2.5	5.0	7.5	10.0					
計												

住家被害調査表（地震被害1・2次判定）
「木造・プレハブ編（1／4）」

住家所在地	調査日	年	月	日	時	分
所有者	調査員					
居住者	氏名					
連絡先						
特記事項 (気づいたこと)						

判定結果（口内に丸印を記入）

☐ 無被害	無し	被害の有無
☐ 全壊	発生 (ある階が壊れ瓦礫状況になる)	層破壊発生の有無
☐ 全壊	(建物全体が歪んでいる) (基礎全体が破壊されている)	建物の歪み、基礎の破壊
☐ 全壊	(液状化等により) 30cm以上沈降	地盤の液状化等による沈降
☐ 全壊	(有 1/20以上) (1.2mの下振りで6cm以上)	傾斜の有無
	有 1/60から1/2(未満) (1.2mの下振りで2cm～6cm未満)	傾斜の有無
	無 (1/60未満)	傾斜の有無
☐ 全壊	(基礎又は柱の損傷率が75%以上)	基礎・柱(耐力壁)・外壁・屋根それぞれの損害割合をチェックシートで点数化し最終判断する。
☐ 全壊	50%以上	基礎又は柱(耐力壁)の損傷率が75%以上
☐ 大規模半壊	50%未満	傾斜が有る場合：①及び②で積算、大きい方を採用
☐ 半壊	40%以上	傾斜が無い場合：②で積算
☐ 半壊	40%未満	
☐ 一部損壊	20%以上	
☐ 一部損壊	20%未満	
☐ 一部損壊	1%以上	

チェックシート集計表

基礎	柱(耐力壁)	外壁	屋根	計
【10%】	【30%】	【50%】	【10%】	(A～D)
A	B1, B2	C	D	
15				
①				
②				

算定結果 小数点以下を切り上げ

住家被害調査表（地震被害3次判定）「木造・プレハブ編（2／4）」

判定チェックシート

【基礎（構成比10％）】布基礎の外周、布石、玉石

基礎の損害割合 (%) = $\frac{\text{損傷基礎長} \square \text{m}}{\text{住家全周の基礎長} \square \text{m}} \times 10 = \square \text{A}$

※Aの値が7.5以上の場合は、基礎の損傷率75%以上となり当該住家は全壊下を切り上げ

【柱（構成比20％）】軸組工法・鉄骨系プレハブの通し柱・管柱等

柱の本数 $\frac{\text{ア} \times \text{イ}}{\text{イ}}$ の「正」の字で記入し、集計する。

損傷程度	ア	イ	ア×イ
なし	0.00		
I	0.10		
II	0.25		
III	0.50		
IV	0.75		
V	1.00		
計		ウ	エ

※柱の過半数が確認できないときは、外壁の損害割合Cを算定したうえで、 $B1 = C \times 20 \div 15$ （小数点2位以下を切り上げ）により算定する。

※損害割合B1が15以上の場合は、柱の損傷率75%以上となり当該住家は全壊

【耐力壁（構成比20％）】パネル工法、枠組壁工法における耐力壁

下表の該当箇所に○印を付ける（複数選択可）。

損傷程度	損傷耐力壁面積 / 全耐力壁面積					
	0.00	0.10	0.20	0.25	0.50	1.00
I	0.10	0.0	0.2	0.5	1.0	2.0
II	0.25	0.0	0.5	1.3	2.5	5.0
III	0.50	0.0	1.0	2.5	5.0	10.0
IV	0.75	0.0	1.5	3.8	7.5	15.0
V	1.00	0.0	2.0	5.0	10.0	20.0
計						

右側の数値を合算後に小数点2位以下を切り上げ

※損害割合B2が15以上の場合は、耐力壁の損傷率75%以上となり当該住家は全壊

【外壁（構成比15％）】外壁の仕上面及び下地材

モジュール数を「正」の字で記入し、集計する。

損傷程度	ア	モジュール数 イ	ア×イ
なし	0.00		
I	0.10		
II	0.25		
III	0.50		
IV	0.75		
V	1.00		
計		ウ	エ

※Cの値が15以上の場合は、外壁の損傷率75%以上となり当該住家は全壊

住家被害調査表（地震被害1・2次判定）「木造・プレハブ編（3／4）」

判定チェックシート

傾斜による判定（一階部分の外壁又は柱の四隅を計測して単純平均する） 単位 mm

外壁、柱 $\left(\frac{1200 + \square + \square + \square + 1200}{4} \right) \div \square = \square$

※2箇所以下しか傾斜を計測できないときは、外壁又は柱の傾斜最大値を適用する。

【基礎（構成比10％）】布基礎の外周、布石、玉石

基礎の損害割合 (%) = $\frac{\text{損傷基礎長} \square \text{m}}{\text{住家全周の基礎長} \square \text{m}} \times 10 = \square \text{A}$

※Aの値が7.5以上の場合は、基礎の損傷率75%以上となり当該住家は全壊下を切り上げ

【柱（構成比30％）】軸組工法・鉄骨系プレハブの通し柱・管柱等

柱の本数 $\frac{\text{ア} \times \text{イ}}{\text{イ}}$ の「正」の字で記入し、集計する。

損傷程度	ア	イ	ア×イ
なし	0.00		
I	0.10		
II	0.25		
III	0.50		
IV	0.75		
V	1.00		
計		ウ	エ

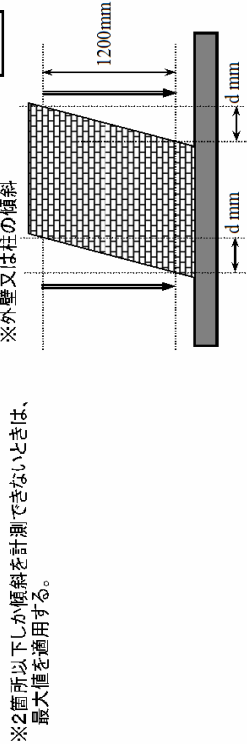
※柱の過半数が確認できないときは、外壁の損害割合Cを算定したうえで、 $B1 = C \times 30 \div 50$ （小数点2位以下を切り上げ）により算定する。

※損害割合B1が22.5以上の場合は、柱の損傷率75%以上となり当該住家は全壊

判定チェックシート

☐ 傾斜による判定(一階部分の外壁又は柱の四隅を計測して単純平均する) 単位 mm

外壁、柱 $\left(\frac{\square}{1200} + \frac{\square}{1200} + \frac{\square}{1200} + \frac{\square}{1200} \right) \div \square = \frac{1}{\square}$



【柱(構成比60%)】被害の最も大きい階の柱(但し、調査困難な場合は1階の柱を代用可)
柱の本数を「正」の字で記入し、集計する。

損傷程度	A	柱の本数 イ	A×イ
なし	0.00		
I	0.10		
II	0.25		
III	0.50		
IV	0.75		
V	1.00		
計		ウ	エ

※損害割合A1が45以上の場合は、柱の損傷率75%以上となり当該住家は全壊
※梁が確認できる場合は、次の表により梁も調査する。

A1 = $60 \times \text{エ} / \text{ウ}$
(小数点2位以下を切り上げ)

【梁(構成比60%)】住家全周の梁

下表の該当箇所に○印を付ける(複数選択可)。

損傷程度	A	損傷率を含む部分の 面積/見附面積	0.00	0.10	0.25	0.50	0.75	1.00
I	0.10	0.0	0.6	1.5	3.0	4.5	6.0	
II	0.25	0.0	1.5	3.8	7.5	11.3	15.0	
III	0.50	0.0	3.0	7.5	15.0	22.5	30.0	
IV	0.75	0.0	4.5	11.3	22.5	33.8	45.0	
V	1.00	0.0	6.0	15.0	30.0	45.0	60.0	
計								

右表の数値を合算後に
小数点2位
以下を切り
上げ

A2

※損害割合A2が45以上の場合は、梁の損傷率75%以上となり当該住家は全壊

判定チェックシート

【屋根(構成比10%)】屋根瓦材、小屋組、屋上仕上面

下表の該当箇所に○印を付ける(複数選択可)

損傷程度	A	損傷率を含む部分の 面積/全屋根面積	0.00	0.10	0.25	0.50	0.75	1.00
I	0.10	0.0	0.1	0.3	0.5	0.8	1.0	
II	0.25	0.0	0.3	0.7	1.3	1.9	2.5	
III	0.50	0.0	0.5	1.3	2.5	3.8	5.0	
IV	0.75	0.0	0.8	1.9	3.8	5.7	7.5	
V	1.00	0.0	1.0	2.5	5.0	7.5	10.0	
計								

右表の数値を合算後に
小数点2位
以下を切り
上げ

D

【床(階段を含む)(構成比10%)】被害が最も大きい階の各階の床組、床板、根太、根太樹、大引、束、束石、土台及びそれらの仕口、階段、床仕上材、畳

損傷程度	A	床の面積 イ	A×イ
なし	0.00		
I	0.10		
II	0.25		
III	0.50		
IV	0.75		
V	1.00		
計		ウ	エ

E = $10 \times \text{エ} / \text{ウ}$
(小数点2位以下を切り上げ)

【内壁(構成比15%)】被害が最も大きい階のモルタル塗り仕上やしつくい塗り仕上の壁、合板壁やボードの仕上面

損傷程度	A	内壁の面 数 イ	A×イ
なし	0.00		
I	0.10		
II	0.25		
III	0.50		
IV	0.75		
V	1.00		
計		ウ	エ

F = $15 \times \text{エ} / \text{ウ}$
(小数点2位以下を切り上げ)

住家被害調査表(地震被害1・2次判定)
「非木造編(1/3)」

住家被害調査表(地震被害1・2次判定)		整理番号	
「非木造編(1/3)」			
住家所在地	調査日	年	月 日 時 分
所有者	調査員		
居住者	氏 名		
連絡先			
特記事項 (気づいたこと)			

判定結果(□内に丸印を記入)

□ 無被害	無し	被害の有無
□ 全壊	発生 (ある階が壊れ瓦礫状況になる)	有 層破壊発生の有無
□ 全壊	(液化化等により 30cm以上沈降)	無 地盤の液化化等による沈降
□ 全壊	(有 1/30以上) (1.2mの下振りで4cm以上)	無 傾斜の有無
	(1.2mの下振りで2cm~4cm未満)	有 1/60から1/30未満 無 (1/60未満)

(②・柱・梁の損傷率が75%以上)
 (④・外壁の損傷割合が50%以上)

□ 全壊	50%以上	傾斜有り	傾斜無し
□ 全壊	50%未満	①②の大きい方を採用	②
□ 大規模半壊	40%以上	外観から柱を確認可能	③④の大きい方を採用
□ 半壊	40%未満	外観から柱を確認不可	④
□ 一部損壊	20%以上		
	20%未満		
	1%以上		

※②又は④の算定で、柱・梁の損傷率が75%以上、又は外壁の損傷割合が50%以上は全壊とする。

柱・梁等、設備等(外部階段含む)、外壁の損傷度をチェックシートで点数化し最終判断する。

チェックシート集計表による算定方法

チエックシート集計表				
	柱(及び梁)	外壁	雑壁・仕上等	計 (A~D)
	【60%】 A1、A2	【90%】 B	【30%】 C	
①	20			
②				
③		20		
④				

算定結果

小数点以下を
切り上げ

住家被害調査表(地震被害1・2次判定)「非木造編(3/3)」

判定チェックシート

損傷程度	損傷外壁面積 ／全外壁面積		0.00 0.10 0.25 0.50 0.75 1.00					
	I	0.10	0.0	0.9	2.3	4.5	6.8	9.0
II	0.25	0.0	2.3	5.7	11.3	16.9	22.5	
III	0.50	0.0	4.5	11.3	22.5	33.8	45.0	
IV	0.75	0.0	6.8	16.9	33.8	50.7	67.5	
V	1.00	0.0	9.0	22.5	45.0	67.5	90.0	
計								

右表の数値
を合算後に
少数点2位
以下を切り
上げ

※損傷割合Bが50%以上の場合は、住家全体の損傷割合が50%以上となるため当該住家は全壊

【土壁・仕上等（構成比30%）】外壁の仕上材及び下地材								
下表の該当箇所にて○印を付ける（複数選択可）。								
	損傷程度		損傷位置・仕上面積 ／全壁量・仕上面積					
	I	II	III	IV	V	計		
右表の数値を合算後に小數点2位以下を切り上げ								
C								

【設備等(外部階段を含む)(構成比10%)】
 高架水槽・受水槽・外部階段等の外部から目視できる設備
 個別の設備の損壊に成じ、10%の範囲内で損害割合を判定する。

住家被害調査表(地震被害3次判定)
「非木造編・鉄筋(1/4)」

住家所在地		整理番号	
所有者	調査日	年	月 日 時 分
居住者	調査員		
連絡先	氏 名		
特記事項 (気づいたこと)			

判定結果(口内に丸印を記入)

☐ 全壊 (有 1/30以上)
 (1.2mの下振りで4cm以上)

☐ 全壊 (有 1/60から1/30未満)
 (1.2mの下振りで2cm～4cm未満)

☐ 全壊 傾斜の有無 無
 (1/60未満)

☐ 全壊 (柱、耐力壁又は梁の損傷率が75%以上)

☐ 全壊 (傾斜有り)

☐ 大規模半壊 (傾斜無し)

☐ 半壊 ①②の大きい方を採用

☐ 一部損壊 ②

柱(又は耐力壁)、床・梁、外部仕上・雑壁・屋根、内部仕上・天井・建具、設備等(外部階段含む)、外壁の損傷度をチャエツクシートで点数化し最終判断する。
 チャエツクシート集計表による算定方法
 ①②の大きい方を採用
 ②の算定で、柱、耐力壁、梁のいずれかの損傷率が75%以上となれば全壊とする。

チャエツクシート集計表

柱(又は耐力壁)	床・梁	外部仕上・雑壁・屋根	内部仕上・天井	建具	設備等	計
【50%】	【10%】	【10%】	【10%】	【10%】	【10%】	
A1.A2	B1.B2	C	D	E	F	
①	20					
②						

【傾斜】一階部分の外壁又は柱の四隅を計測して単純平均

傾斜の状況(スケッチ等)

$$\left(\frac{\square}{1200} + \frac{\square}{1200} + \frac{\square}{1200} + \frac{\square}{1200} \right) \div 4 = \frac{\square}{1200} = \frac{\square}{1} = \square$$

住家被害調査表(地震被害3次判定)「非木造編・鉄筋(2/4)」

判定チャエツクシート

ラーメン構造の住家

【柱(構成比50%)】被害の最も大きい階の柱(但し、調査困難な場合は1階の柱を代用可)柱の本数を「正」の字で記入し、集計する。				
損傷程度	ア	柱の本数イ	ア×イ	
なし	0.00			
I	0.10			
II	0.25			
III	0.50			
IV	0.75			
V	1.00			
計		ウ	エ	

※損害割合A1が37.5以上の場合は、柱の損傷率75%以上となり当該住家は全壊

壁式構造の住家

【耐力壁の外壁仕上(構成比50%)】耐力壁の外壁仕上(開口部除く)									
下表の該当箇所に○印を付ける(複数選択可)。									
損傷程度	損傷耐力壁面積 ÷全固耐力壁面積								
	0.00	0.10	0.25	0.50	0.75	1.00			
I									
II									
III									
IV									
V									
計									

※損害割合A2が37.5以上の場合は、耐力壁の損傷率75%以上となり当該住家は全壊

判定チェックシート

【床(構成比10%)】被害が最も大きい階の各階の床の仕上部分				
損傷程度	ア	床の面数 イ	ア×イ	床の面数を「正」の字で記入し、集計する。
D	なし	0.00		D = 10 × エ / ウ (小数点2位以下を切り上げ)
	I	0.10		
	II	0.25		
	III	0.50		
	IV	0.75		
	V	1.00		
計			ウ	エ

【梁(構成比10%)】被害が最も大きい階の柱と梁の接合部又は梁本体									
下表の該当箇所○印を付ける(複数選択可)。									
右表の数値を合算後に小数点2位以下を切り上げ	損傷程度	損傷を含む部分の面積/見附面積							
		0.00	0.10	0.25	0.50	0.75	1.00		
	I	0.10	0.0	0.1	0.3	0.5	0.8	1.0	
	II	0.25	0.0	0.3	0.7	1.3	1.9	2.5	
	III	0.50	0.0	0.5	1.3	2.5	3.8	5.0	
	IV	0.75	0.0	0.8	1.9	3.8	5.7	7.5	
B2	V	1.00	0.0	1.0	2.5	5.0	7.5	10.0	
	計								
※損害割合B2が7.5以上の場合は、梁の損傷率75%以上となり当該住家は全壊									

【外部仕上・雑壁・屋根(構成比10%)】外部仕上:外周壁の仕上部分とその下地部分、雑壁:バルコニー・玄関階等の外側部分の仕上面、屋根:仕上面									
下表の該当箇所○印を付ける(複数選択可)。									
右表の数値を合算後に小数点2位以下を切り上げ	損傷程度	外部仕上、雑壁、屋根の損傷面積/全面積							
		0.00	0.10	0.25	0.50	0.75	1.00		
	I	0.10	0.0	0.1	0.3	0.5	0.8	1.0	
	II	0.25	0.0	0.3	0.7	1.3	1.9	2.5	
	III	0.50	0.0	0.5	1.3	2.5	3.8	5.0	
	IV	0.75	0.0	0.8	1.9	3.8	5.7	7.5	
C	V	1.00	0.0	1.0	2.5	5.0	7.5	10.0	
	計								

判定チェックシート

【内部仕上・天井(構成比10%)】被害が最も大きい階の内壁の仕上及び天井の仕上部分とその下地部分				
損傷程度	ア	内壁及び天井面数 イ	ア×イ	内壁及び天井の面数を「正」の字で記入し、集計する。
D	なし	0.00		D = 10 × エ / ウ (小数点2位以下を切り上げ)
	I	0.10		
	II	0.25		
	III	0.50		
	IV	0.75		
	V	1.00		
計			ウ	エ

【建具(構成比10%)】被害が最も大きい階の窓、出入口等住家の開口部あるいは各室の間仕切の箇所等の建具				
損傷程度	ア	建具数 イ	ア×イ	建具数を「正」の字で記入し、集計する。
E	なし	0.00		E = 10 × エ / ウ (小数点2位以下を切り上げ)
	I	0.10		
	II	0.25		
	III	0.50		
	IV	0.75		
	V	1.00		
計			ウ	エ

【設備等(外部階段を含む)(構成比10%)】	
住家外	高架水槽・受水槽、外部階段等の外部から目視できる設備
住家内	被害が最も大きい階の水廻りの衛生設備等の設備(台所の流し台、洗面台、便器、浴槽等の本体、配管等の取り付け口、ペランダ等)
F	個別の設備の損壊に応じ、10%の範囲内で損害割合を判定する。

住家所在地				
所有者		調査日	年	月
居住者		調査員	時 分	
連絡先		氏 名		
特記事項 (気づいたこと)				

判定結果(□内に丸印を記入)

☐

全壊

☐

全壊

☐

全壊

☐

大規模半壊

☐

半壊

☐

一部損壊

(有 1/30以上)
(1.2mの下振りで4cm以上)

傾斜の有無

有 1/60から1/30未満
(1.2mの下振りで2cm～4cm未満)

無
(1/60未満)

(柱又は梁の損傷率が75%以上)

柱(又は耐力壁)、床・梁、外部仕上・雑壁・屋根、内部仕上・天井・建具、設備等(外部階段含む)、外壁の損傷度をチェックシートで点数化し最終判断する。

チェックシート集計表による算定方法	傾斜無し
傾斜有り	傾斜無し
①、②の大きい方を採用	②

②の算定で、柱、梁のいずれかの損傷率が75%以上となれば全壊とする。

チェッキングシート集計表												
	柱(又は耐力壁)	床・梁	外部仕上・内部仕上・ 縦壁・屋根				建具	設備等 【10%】	計			
			【50%】	【10%】	B1,B2	D				【10%】	E	F
			A1,A2,A3		C							
①		20										
②												

【傾斜】一階部分の外壁又は柱の四隅を計測して単純平均

$$\left(\frac{\boxed{}}{1200} + \frac{\boxed{}}{1200} + \frac{\boxed{}}{1200} + \frac{\boxed{}}{1200} \right) \div \boxed{} = \frac{\boxed{}}{\boxed{}} = \frac{1}{\boxed{}}$$

傾斜の状態(スケッチ等)

判定于エックシート

		柱の本数		ア×イ		柱の本数を「正」の字で記入し、集計する。
		ア	イ			
A1	損傷程度	なし	0.00			A1 = 50 × エ / ウ (小数点2位以下を切り上げ)
	I	0.10				
	II	0.25				
	III	0.50				
	IV	0.75				
	V	1.00				
計				エ	ウ	

※損害割合A1が37.5以上の場合は、柱の損傷率75%以上となり当該住家は全壊

仕上等により柱が直接確認できない住家

【耐力壁(ブレース)(構成比50%)】ブレース		ブレースの本数を「正」の字で記入し、集計する。		ブレースの本数を「正」の字で記入し、集計する。	
A2	損傷程度	ア	ブレースの本数 イ	ア×イ	A2 = 50 × エ / ウ (小数点2位以下を切り上げ)
	なし	0.00			
	I	0.10			
	II	0.25			
	III	0.50			
計			ウ	エ	

柱及び耐力壁のいずれも確認できない住家

右表の数値を合算後に小数点2位以下を切り上げ	下表の該当箇所に○印を付ける(複数選択可)。											
	損傷程度 損傷部外部仕上面積 /全周外部仕上面積	0.00	0.10	0.25	0.50	0.75	1.00					
		I	0.10	0.0	0.5	1.3	2.5	3.8	5.0			
		II	0.25	0.0	1.3	3.2	6.3	9.4	12.5			
		III	0.50	0.0	2.5	6.3	12.5	18.8	25.0			
		計										
A3												

判定チェックシート

【床(構成比10%)】被害が最も大きい階の各階の床の仕上部分				
損傷程度	ア	床の面数 イ	ア×イ	床の面数を「正」の字で記入し、集計する。
D B1	なし	0.00		D B1 = 10 × エ/ウ (小数点2位以下を切り上げ)
	I	0.10		
	II	0.25		
	III	0.50		
	IV	0.75		
	V	1.00		
計		ウ	エ	

【梁(構成比10%)】被害が最も大きい階の柱と梁の接合部又は梁本体									
下表の該当箇所に○印を付ける(複数選択可)。									
右表の数値を合算後に小数点2位以下を切り上げ	損傷程度	損傷梁を含む部分の面積／見附面積		0.00	0.10	0.25	0.50	0.75	1.00
		I	0.10	0.0	0.1	0.3	0.5	0.8	1.0
	II	0.25	0.0	0.3	0.7	1.3	1.9	2.5	
	III	0.50	0.0	0.5	1.3	2.5	3.8	5.0	
	IV	0.75	0.0	0.8	1.9	3.8	5.7	7.5	
	B2	V	1.00	0.0	1.0	2.5	5.0	7.5	10.0
計									
※損害割合B2が7.5以上の場合は、梁の損傷率75%以上となり当該住家は全壊									

【外部仕上・雑壁・屋根(構成比10%)】外部仕上:外周壁の仕上部分とその下地部分、雑壁:バルコニー・玄関脇等の外側部分の仕上面、屋根:仕上面									
下表の該当箇所に○印を付ける(複数選択可)。									
右表の数値を合算後に小数点2位以下を切り上げ	外部仕上、雑壁、屋根の損傷面積/全面積		損傷程度						
			0.00	0.10	0.25	0.50	0.75	1.00	
	I		0.10	0.0	0.1	0.3	0.5	0.8	1.0
	II		0.25	0.0	0.3	0.7	1.3	1.9	2.5
	III		0.50	0.0	0.5	1.3	2.5	3.8	5.0
	IV		0.75	0.0	0.8	1.9	3.8	5.7	7.5
C	V		1.00	0.0	1.0	2.5	5.0	7.5	10.0
	計								

判定チェックシート

【内部仕上・天井(構成比10%)】被害が最も大きい階の内壁の仕上及び天井の仕上部分とその下地部分				
損傷程度	ア	内壁及び天井面数 イ	ア×イ	内壁及び天井の面数を「正」の字で記入し、集計する。
D	なし	0.00		D = 10 × エ/ウ (小数点2位以下を切り上げ)
	I	0.10		
	II	0.25		
	III	0.50		
	IV	0.75		
	V	1.00		
計		ウ	エ	

【建具(構成比10%)】被害が最も大きい階の窓、出入口等住家の開口部あるいは各室の間仕切の箇所等の建具				
損傷程度	ア	建具数 イ	ア×イ	建具数を「正」の字で記入し、集計する。
E	なし	0.00		E = 10 × エ/ウ (小数点2位以下を切り上げ)
	I	0.10		
	II	0.25		
	III	0.50		
	IV	0.75		
	V	1.00		
計		ウ	エ	

【設備等(外部階段を含む)(構成比10%)】	
住家外	高架水槽・受水槽、外部階段等の外部から目視できる設備
住家内	被害が最も大きい階の水廻りの衛生設備等の設備(台所の流し台、洗面台、便器、浴槽等の本体、配管等の取り付け口、ペランダ等)
F	個別の設備の損壊に応じ、10%の範囲内で損害割合を判定する。

67 被災証明等が必要となる支援制度

主な制度【制度を制定した者】	概 要
資金給付制度	
被災者生活再建支援金制度【国】	被災者生活再建支援法の適用を受けた災害、所得制限有り、大規模半壊以上
居住安定支援制度補完制度【県】	被災者生活再建支援金のうち居住安定支援制度を補完する制度
災害援護金【県】	災害援護金等の支給に関する規則の適用を受けた災害、半壊以上
住宅再建等支援金【県】	兵庫県住宅再建共済制度が実施されるまでの措置、半壊以上
義援金	配分方法や配分額は災害の都度決まる。(第4編災害復旧計画第1章各種証明の発行と義援金品の受付・配分計画による)
弔意金及び見舞金	第4編災害復旧計画第2章災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付等による
各種貸付制度の利子補給	
助成制度	
わが家の耐震改修促進事業【県】	半壊以上
資金貸付制度	
災害援護資金貸付金【国】	災害弔慰金の支給等に関する法律の適用を受けた災害、所得制限有り、半壊以上が対象
被災者生活復興資金貸付金【県】	阪神・淡路大震災、平成16年台風23号災害で創設
災害復興住宅融資 【住宅金融支援機構】	補修の場合は被災証明が必要
経営円滑化貸付(災害復旧枠)	事業所に被害を受けた被災証明
租税・公課等の減免【国、県、市町】	
所得税の減免	市の定める条例による
不動産取得税・個人事業税等の減免	
市民税・県民税の減免	
固定資産税・都市計画税の減免	
軽自動車税の減免	市の定める条例等による
保育料・授業料等の減免	
国民健康保険料の減免	
国民年金保険料の減免	
介護保険料の減免	
介護保険サービス利用料の減免	
共済制度	
兵庫住宅再建共済制度【県】	全自然災害が対象、半壊以上
その他行政サービス	
住宅応急修理制度【国】	災害救助法の適用を受けた災害、半壊、自治体が応急修理することに注意
被災家屋の公費解体【市】	市(国の財源措置等)の対応による
解体廃棄物の撤去・処分【市】	市による
応急仮設住宅入居【市】	市による
民間等の各種制度	
授業料・入学金免除【私立学校等】	私立学校による
放送受信料の免除【日本放送協会】	日本放送協会放送受信料免除基準により、災害救助法の適用を受けた災害、半壊以上が対象
地震保険【損害保険会社】	約款による 被災証明は参考資料
建物更正共済【J A】	

6 8 避難行動要支援者施設一覧

1 避難行動要支援者施設の範囲

避難行動要支援者施設の範囲は、水防法第 15 条に規定する浸水想定区域内もしくは土砂災害警戒区域における土砂災害防止策の推進に関する法律の一部を改正する法律第 3 条第 5 項に基づく土砂災害防止対策基本方針に規定する土砂災害警戒区域に所在する次の施設とする。

避難行動要支援施設の範囲	・病院、診療所等（有床に限る）
	・社会福祉施設（入所・入居施設に限る）
	・学校、学童保育所

2 社会福祉施設（水防法）

施設名	所在地	電話番号	浸水深
特別養護老人ホーム サンリットひまわり園	高砂町松波町 440-5	443-0070 (夜)443-0811	3.0m～5.0m
介護老人保健施設 まごころハーモニー	高砂町松波町 440-6	444-2828	3.0m～5.0m
グループホーム生き生き	米田町古新 308-1	432-1361	3.0m～5.0m
グループホーム鹿島の郷	阿弥陀町南池 94-1	446-1765	0.5m～3.0m
グループホーム CHIAKI ほおずき高砂	米田町米田 256-3	434-4696	5.0m～10.0m
ヒューマンライフケア 高砂グループホーム	高砂町浜田町 1 丁目 7-18	443-4165	3.0m～5.0m
グリーンウェル曾根	高砂市曾根町 2474-1	448-5210	0.5m～3.0m
小規模多機能ホームゆとり	荒井町東本町 7-21	442-7844	3.0m～5.0m
小規模多機能ホーム心まち	高砂市米田町島 227- 1	431-0361	5.0m～10.0m
介護老人保健施設播磨高砂 苑	伊保 1 丁目 6-16	448-6003	3.0m～5.0m
愛の家グループホーム高砂 伊保	伊保 1 丁目 2-16	449-3980	0.5m～3.0m
けあビジョンホーム高砂	曾根町 2452-5	449-3111	0.5m～3.0m
ナーシングホーム常寿園	中島 1 丁目 6-8	442-8220	0.5m～3.0m
高砂ショートステイそよ風	米田町米田 1135-1	434-2010	5.0m～10.0m
オリーブの家	阿弥陀町魚橋 375-16	439-7183	5.0m～10.0m
メッセハウス高砂	阿弥陀町北池 61	448-6678	0.5m～3.0m
漣の家	中島 1 丁目 19-14	070-1424-3862	0.5m～3.0m

施設名	所在地	電話番号	浸水深
和みの家	伊保崎 1 丁目 7-26	448-6868	0.5m～3.0m
はまゆうの家	伊保崎南 24-7	448-7555	0.5m～3.0m
ふぁ～みんの里高砂	阿弥陀町北池 102	447-0510	0.5m～3.0m
グループリビングでのひら	荒井町小松原 1 丁目 17-9	442-9161	3.0m～5.0m
高砂こども園	西畑 1 丁目 2-8	442-0041	0.5m～3.0m
荒井こども園	荒井町紙町 2-1	443-6701	3.0m～5.0m
伊保こども園	梅井 4 丁目 3-6	447-1055	0.5m～3.0m
中筋こども園	中筋 1 丁目 2-35	447-5578	0.5m～3.0m
曾根こども園	曾根町 2404-2	447-0489	0.5m～3.0m
米田こども園	米田町米田 451	432-0082	5.0m～10.0m
北浜こども園	北浜町北脇 252-1	254-1558	0.5m～3.0m
米田西保育園	米田町米田 190	431-1471	5.0m～10.0m
認定こども園さいしゅうじこども園	伊保崎 5 丁目 7-1	447-5209	0.5m～3.0m
正蓮寺こども園	阿弥陀町魚橋 1674	448-2333	0.5m～3.0m
認定こども園真浄寺保育園	伊保 3 丁目 15-17	447-0018	0.5m～3.0m
美保里こども園	美保里 13-1	442-0088	5.0m～10.0m
みどり丘こども園	緑丘 1 丁目 1-14	442-1020	5.0m～10.0m
認定こども園中筋保育園	中筋 2 丁目 1-7	447-2640	0.5m～3.0m
認定こども園こどものその保育園	曾根町 788-1	447-1641	0.5m～3.0m
認定こども園真浄寺きくなみ保育園	高砂町松波町 440-4	442-4416	3.0m～5.0m
認定こども園白兔愛育園	荒井町千鳥 2 丁目 23-12	442-8900	0.5m～3.0m
インターナショナルプリスクールメリーゴーランド	阿弥陀町生石 46-1	448-7577	3.0m～5.0m
ちびっこランド高砂北園	米田町島 74-1	490-2370	5.0m～10.0m
高砂市民病院院内保育園ひまわり	荒井町紙町 33-1	442-3981	0.5m～3.0m
わくわくキッズはんぎ	荒井町扇町 9-3-3	490-6611	0.5m～3.0m
保育所たかさご園	美保里 1-10	443-8108	5.0m～10.0m
母子生活支援施設そねホーム	曾根町 1230	447-0695	0.5m～3.0m

社会福祉施設（土砂災害防止法）

施設名	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム 常寿園	北浜町牛谷 721-1	446-1165
地域密着型特別養護老人ホーム 常寿園	北浜町牛谷 718-53	446-1165
ウエルネスホーム伍楽園	北浜町北脇 911	079-254-6655
ひなたぼっこ	阿弥陀町阿弥陀 1882	451-5204

3 医療機関（水防法）

施設名	所在地	電話番号	浸水深
東高砂胃腸外科	米田町古新 305-1	432-1119 (夜) 432-1361	3.0m～5.0m
高砂市民病院	荒井町紙町 33-1	442-3981	0.5m～3.0m
高砂西部病院	高砂市中筋 1 丁目 10-41	447-0100	0.5m～3.0m
大森産婦人科医院	伊保港町 2 丁目 5-17	448-1103	0.5m～3.0m

※夜間における東高砂胃腸外科への連絡は、グループホーム生き活きから伝達される。

4 学校・学童保育所（水防法）

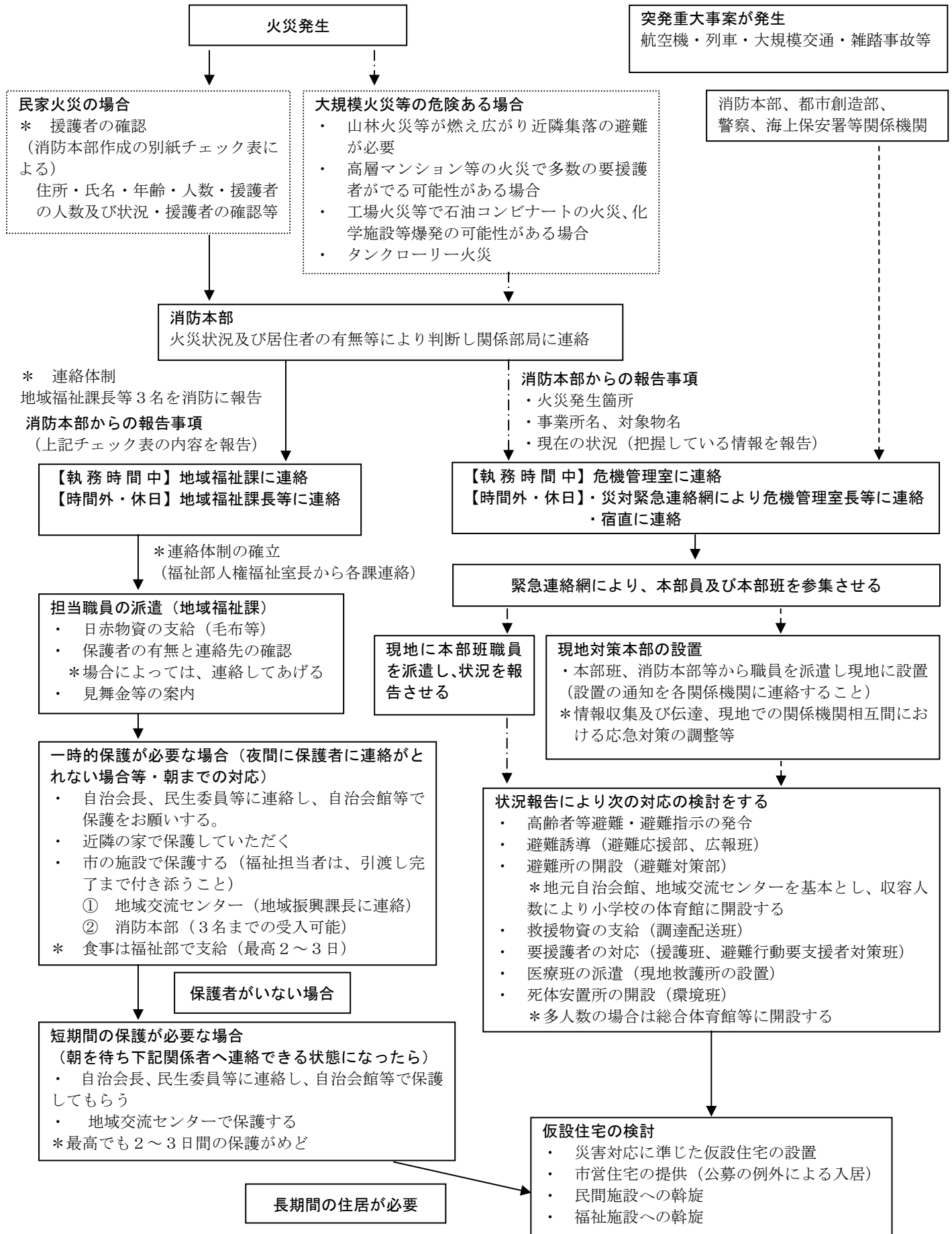
施設名	所在地	電話番号	浸水深
高砂小学校	高砂町大工町 810-1	442-2422	0.5m～3.0m
荒井小学校	荒井町東本町 10-1	442-1951	0.5m～3.0m
伊保小学校	伊保東 1 丁目 18-1	447-4341	0.5m～3.0m
伊保南小学校	梅井 2 丁目 4-1	448-0760	0.5m～3.0m
中筋小学校	中筋 1 丁目 2-1	447-0219	0.5m～3.0m
曾根小学校	曾根町 2500	447-0039	0.5m～3.0m
米田小学校	米田町米田 451	432-3594	5.0m～10.0m
米田西小学校	米田町塩市 17-1	431-8005	5.0m～10.0m
北浜小学校	北浜町北脇 34-5	079-254-0139	0.5m～3.0m
高砂中学校	高砂町大工町 638	442-1591	0.5m～3.0m
荒井中学校	荒井町千鳥 3 丁目 1-1	442-0540	3.0m～5.0m
竜山中学校	松陽 3 丁目 1	447-1150	0.0m～0.5m

施設名	所在地	電話番号	浸水深
松陽中学校	松陽 1 丁目 11-1	447-1942	0.5m～3.0m
宝殿中学校	米田町米田 1174-1	432-3786	5.0m～10.0m
高砂高等学校	高砂町朝日町 2 丁目 5-1	442-2371	3.0m～5.0m
高砂南高等学校	西畑 2 丁目 1-12	443-5900	0.5m～3.0m
松陽高等学校	曾根町 2794-1	447-4021	0.5m～3.0m
高砂学童保育所	高砂町大工町 810-1	443-6427	0.5m～3.0m
荒井学童保育所	荒井町東本町 10-1 荒井町扇町 1-23	443-6428	0.5m～3.0m
伊保学童保育所	伊保東 1 丁目 18-1	447-9190	0.5m～3.0m
伊保南学童保育所	梅井 2 丁目 4-1	447-9191	0.5m～3.0m
中筋学童保育所	中筋 1 丁目 2-1	447-8559	0.5m～3.0m
曾根学童保育所	曾根町 2500	447-6538	0.5m～3.0m
米田学童保育所	米田町米田 451	432-3480	5.0m～10.0m
米田西学童保育所	米田町島 254-7	442-5519	5.0m～10.0m
北浜学童保育所	北浜町北脇 32-7	079-254-4501	0.5m～3.0m
メイプルクラブ	伊保 3 丁目 15-17	447-0018	0.5m～3.0m
エステル	米田町島 203-11	448-1101	5.0m～10.0m

学校（土砂災害防止法）

施設名	所在地	電話番号
鹿島中学校	阿弥陀町阿弥陀 1979-3	447-1179
白陵中学校	阿弥陀町阿弥陀 2260	447-1675
白陵高等学校	阿弥陀町阿弥陀 2260	447-1675

6 9 火災発生により要援護者が発生した場合及び突発重大事案が発生した場合の各部局対応マニュアル



70 緊急輸送道路路線網図

